

浅川町

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

気候変動適応計画

笑顔あふれる ゼロカーボンのまち あさかわ

2025-2030



令和7（2025）年度～令和12（2030）年度

本計画は、（一社）地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成されました。

目次

第1章 計画策定の背景

1-1	気候変動の影響.....	1
1-2	地球温暖化対策を巡る国内外の動向.....	2
1-3	浅川町の取組.....	6

第2章 計画の基本的事項

2-1	計画の位置づけ.....	8
2-2	計画期間.....	9
2-3	計画の対象.....	9

第3章 浅川町の地域特性

3-1	地域の概況.....	11
3-2	土地利用状況.....	12
3-3	人口.....	13
3-4	気象状況.....	14
3-5	産業.....	17
3-6	交通.....	19
3-7	廃棄物処理状況.....	22
3-8	地球温暖化に関する意識（町民・事業者意識調査、ヒアリング結果）.....	23
3-9	再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル.....	30

第4章 温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計

4-1	温室効果ガス排出量の現況.....	39
4-2	温室効果ガス排出量の将来推計.....	41

第5章 将来像と計画の目標

5-1	将来像と計画の目標	47
5-2	地域課題同時解決の考え方	48
5-3	温室効果ガス削減目標	49
5-4	再生可能エネルギー導入目標	50
5-5	脱炭素に向けたロードマップ	51

第6章 目標達成に向けた施策

6-1	目標の成果指標	52
6-2	施策の体系図	53
6-3	施策の推進	55

第7章 計画の推進体制・進捗管理

7-1	推進体制	80
7-2	計画の進捗管理	81

資料編

【本計画の図表について】

- ・各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
- ・脚注は「※」で示しています。





1-1 気候変動の影響

人間活動等に起因して大気中に放出される温室効果ガスによって地球が暖められる現象を「地球温暖化」といいます。

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が令和 3（2021）年 8 月に発行した第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足等人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。

World 直近の50年間で世界的に気象・気候・水関連の災害と、それによる経済的損失が増加しています。

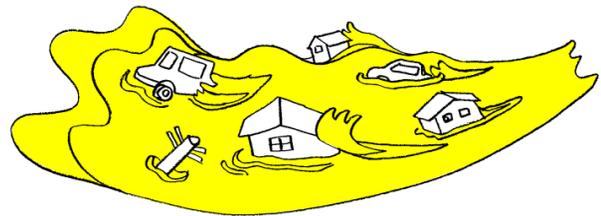


出典：WMO

(https://www.tbwahakuhodo.co.jp/uploads/2021/11/TBWA-HAKUHODO_climate-change-action-guide.pdf)

Japan 日本は気候変動による被害や損失のリスクが世界でトップクラスとされています。

出典：Global Climate Risk Index 2021/Germanwatch



近年の1日の降水量が200ミリ以上の大雨は、100年前と比べて約1.7倍の日数になっています。

出典：気候変動アクションガイド

図 1-1 気候変動の影響

本町においても、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の影響で、令和元（2019）年 10 月 12 日午後から 13 日未明にかけて連続降雨量が 222.5mm、12 日の 1 時間あたりの時間最大雨量が 22mm と記録的な大雨となりました。

町内では河川が氾濫し、護岸の崩壊等が 46 か所、町道等の道路崩壊や路肩崩壊などが 30 か所、通行止めも 3 か所発生しました。建物でも住居の床上浸水が 17 世帯、床下浸水が 9 世帯、事業所・店舗・工場の床上浸水が 7 件あるなど、大きな被害が発生しました。

1 - 2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

(1) 国際的な動向

平成 27 (2015) 年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、京都議定書以降初めて、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成 30 (2018) 年に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030 年までに 2010 年比で約 45%削減」し、「2050 年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

図 1 - 2 各国の削減目標 (左) と IPCC 第 6 次評価報告書 (右)

また、平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、17 の目標と 169 のターゲットからなる「SDGs (持続可能な開発目標)」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけでなく地方公共団体、住民、事業者等全ての個人、団体が取組主体となっています。17 の目標は、経済、社会、環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求められています。気候変動対策や再生可能エネルギーの拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会、経済面の統合的向上を図る必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国連広報センター

(https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

図 1-3 SDGs17 の目標

(2) 国内の動向

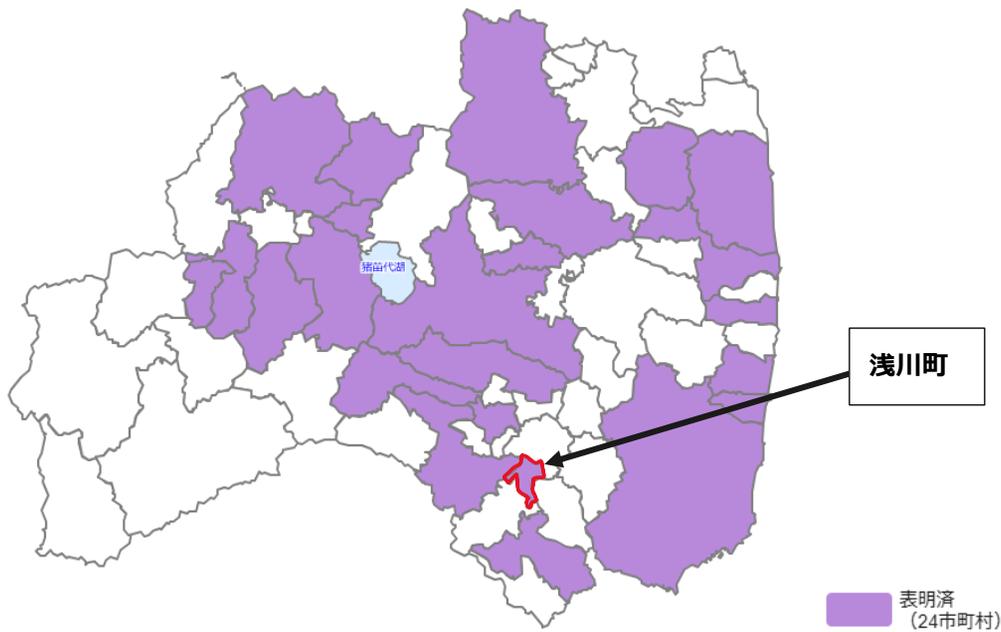
国内では、内閣総理大臣が令和2（2020）年10月の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

さらに、令和3（2021）年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が改正、令和4年（2022）年4月に施行されました。温対法では、令和32（2050）年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域脱炭素化促進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

また、令和5（2023）年5月には、GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「GX推進法」という。）が公布されました。

こうした国内外の潮流を受け、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

令和6（2024）年12月末現在、全国1,127自治体、福島県内では、24自治体が「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明している状況です。



出典：環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/sakutei2/07.html)

図 1 - 4 福島県内におけるゼロカーボンシティ表明状況

脱炭素化に向けた取組が進められる一方で、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。異常気象は今後も頻繁に発生したり深刻化したりすることが懸念されており、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠になります。

日本では、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」を平成 30（2018）年に制定し、令和 6（2024）年 4 月には熱中症対策強化のため、改正気候変動適応法が施行されました。各地域が自然や社会経済の状況に合わせて適応策を実施することが盛り込まれています。将来の気候変動の影響に備えるため、各自治体が気候変動適応法に従って地域気候変動適応計画を策定しています。

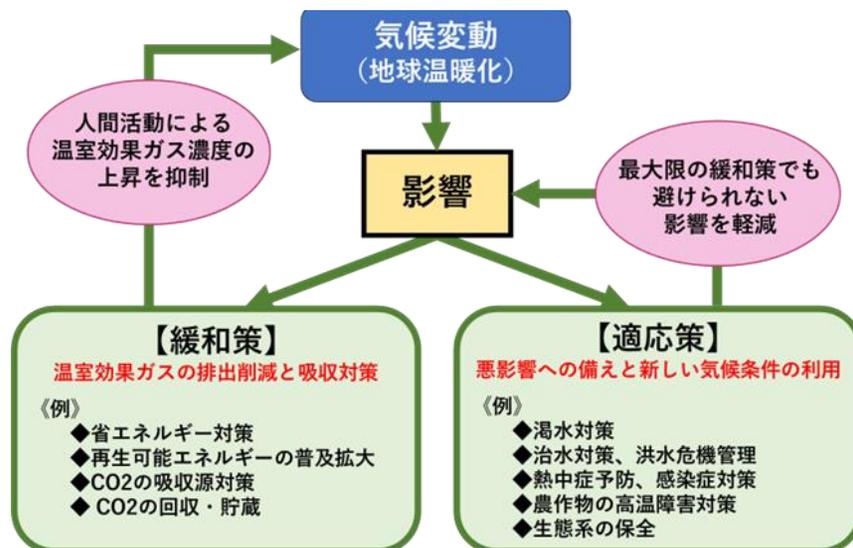


図 1 - 5 地球温暖化と適応策、緩和策の関係



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/about/illustration.html>)

図 1 - 6 緩和策と適応策

(3) 福島県の取組

福島県では、福島県総合計画等との整合性を図りつつ、福島議定書事業をはじめとした福島県独自の省エネルギーの取組を強化・継続するなど、地球温暖化対策を進めています。

令和3（2021）年2月の県議会において、知事が2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言し、新たな県総合計画に地球温暖化対策を主要施策として位置づけ、全庁を挙げて取り組むこととしました。

また、令和3（2021）年12月には、福島県地球温暖化対策推進計画を改定し、令和5（2023）年3月にも、ふくしま地球温暖化対策推進本部会議において、温対法に基づく促進区域の設定に係る基準を別冊として位置付ける等の改定を行いました。

さらに、令和5年4月1日に「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、温室効果ガスの排出を削減する緩和策に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である適応策の取組を強化するため、気候変動適応法第13条に基づく「福島県気候変動適応センター」を設置しました。

そして、令和6（2024）年10月に、県民や事業者等の理解と共感を得ながら、オール福島で一体となって気候変動対策に取り組むことができるよう、新たに「福島県2050年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例」を制定、施行しました。

1-3 浅川町の取組

本町では、温対法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進しています。

温室効果ガスの排出量を削減するため、平成 21（2009）年 3 月に第 1 次計画にあたる「浅川町地球温暖化防止実行計画」の策定以降、平成 31（2019）年 3 月の第 3 次計画となる「浅川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」まで策定し、取組を推進してまいりました。

さらに、令和 4（2022）年 3 月には、本町の自然的条件や社会的条件のもと、町民、事業者、町の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて、温室効果ガスの排出削減に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的に「浅川町地域まるごと省エネ計画【浅川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】」を策定しました。

令和 5（2023）年 10 月には、緑豊かなまちを守り、安心して住み続けられる故郷を次世代へと引き継ぐため、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする『ゼロカーボンシティ』に町民や事業者、関係団体の皆様と共に「オールあさかわ」で挑戦することを宣言しました。

令和 6（2024）年 3 月には宣言を踏まえ事務事業編を政府実行計画に準じた内容へ改定し、町民や事業者への率先垂範となるべく電気・燃料・水道使用量及び紙使用量等の削減、廃棄物の減量化、資源ごみのリサイクル等、環境に配慮した取組を職員一丸となり強化してまいりました。



浅川町の花火

浅川町2050 ゼロカーボンシティ宣言

近年、世界の各地では地球温暖化に起因するとみられる異常気象による大規模災害が頻発し、国内においても猛暑や集中豪雨などによる被害が激甚化しており、気候変動が人々の生活やすべての生態系に大きな影響を与える危機的な状況となっております。

我が浅川町においても、令和元年東日本台風において浸水などの甚大な被害が町民生活に大きな影響と脅威を与えたことは記憶に新しいところです。

こうした世界の危機的な状況に対し、温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることは、世界共通の課題となっており、日本においても2020年に「2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする」ことを宣言しました。

本町においても、先人から受け継がれてきた緑豊かなまちを守り、安心して住み続けられる故郷を次世代へと引き継ぐため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」に町民や事業者、関係団体の皆様と共に「オールあさかわ」で挑戦することを宣言します。

2023年10月12日



浅川町長 **江田 文男**



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

図1-6 浅川町2050ゼロカーボンシティ宣言



第 2 章 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

本計画は、温対法第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「浅川町第 5 次振興計画 後期基本計画（あさかわスマイルプラン）」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画」、福島県の「福島県地球温暖化対策推進計画」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「浅川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定版」、「浅川町第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「浅川町地域防災計画」等と整合を図り推進します。

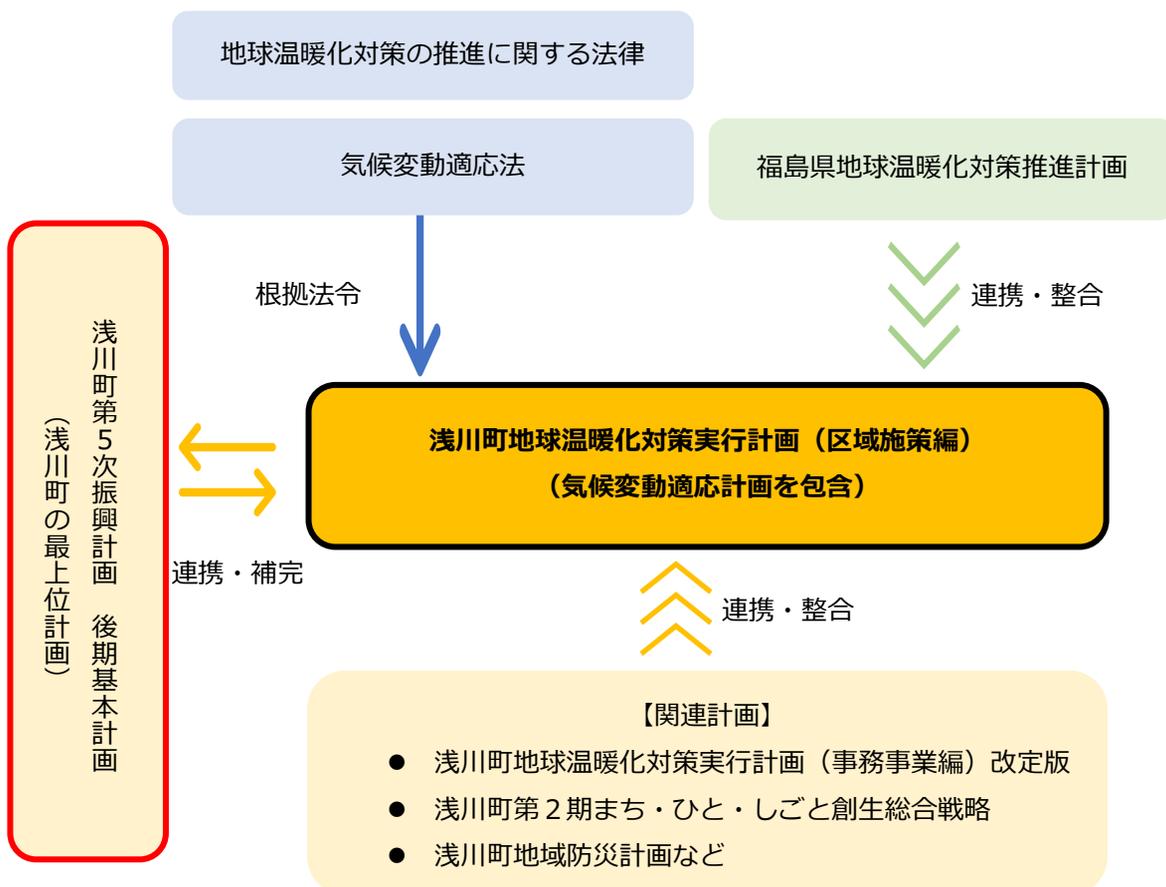


図 2-1 計画の位置づけ

2-2 計画期間

本計画の期間は令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。国の「地球温暖化対策計画」、県の「福島県地球温暖化対策推進計画」を踏まえ、基準年度は平成25（2013）年度、目標年度は中期目標を令和12（2030）年度、長期目標を令和32（2050）年度とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況により、必要に応じて見直しを図ります。



図2-2 計画期間

2-3 計画の対象

（1）対象とする範囲

浅川町全域を対象とします。町、町民、町内事業者が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

対象地域	浅川町全域
------	-------

（2）対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素（CO₂）を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）については、把握が困難であることから算定対象外とします。

対象とする温室効果ガス	二酸化炭素
-------------	-------

(3) 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表 2 - 1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野		説明
産業部門	製造業	製造業、建設業、鉱業・農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出
	建設業・鉱業	
	農林水産業	
業務その他部門	業務その他部門	事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出
家庭部門	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車（旅客）	自動車におけるエネルギー消費に伴う排出
	自動車（貨物）	
廃棄物分野 （焼却処分）	廃棄物分野	一般廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出



第 3 章

浅川町の地域特性

3-1 地域の概況

本町は、福島県の南部に位置する、面積 37.43 km²の地域です。

東部には阿武隈山麓に連なる大小起伏の丘陵、西部には阿武隈川支流の社川と久慈川支流の大草川流域があり、おおむね平坦地です。

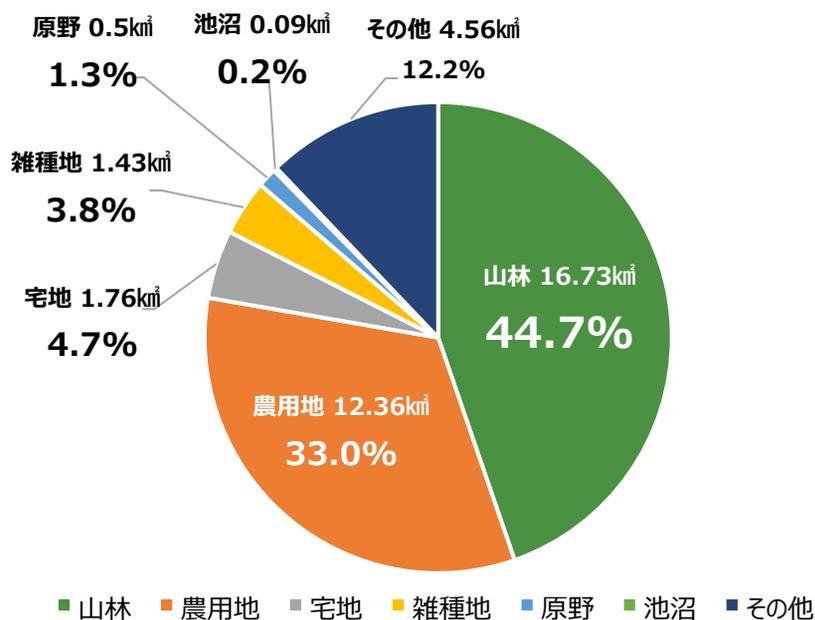
東端に雲五郎山（標高 454.20m）、その西に城山（407.71m）、標高 300mから 400mの地には耕地があり、これより低く社川、殿川が流れています。



図 3-1 浅川町位置図

3-2 土地利用状況

本町の総面積 37.43 km²のうち、山林が 16.73 km²で 44.7%と最も高い割合を占めています。次いで、農用地が 12.36 km²で 33.0%、以降は宅地、雑種地、原野、池沼と続きます。



浅川町のデータを基に作成 (<http://www.town.asakawa.fukushima.jp/data/uploads/2019/11/suidouvision.pdf>)

図3-2 土地種別割合



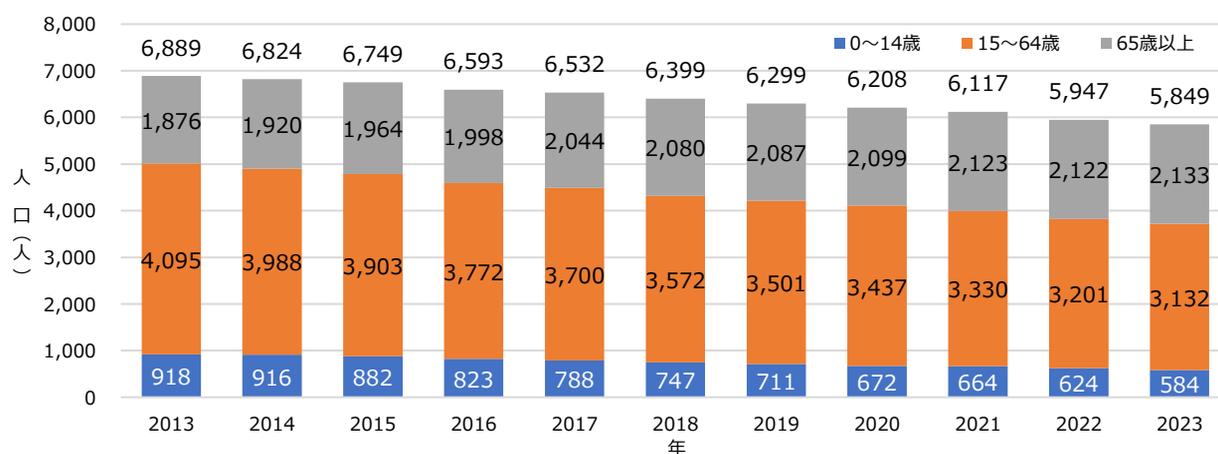
城山からの風景

3-3 人口

本町の人口は、減少傾向にあります。年代別に人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

浅川町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる将来推計では、今後、人口減少が進み、2050年には、2023年に比べ、人口が約900人減少することが予測されています。

なお、福島県全体では、1960年以降の年齢構造の変化を見ると、年少人口は減少が続いており、1996年には老年人口が年少人口を上回る転換期を迎えました。老年人口は、今後しばらく増加を続けますが、2030年をピークに減少に転じる見通しです。

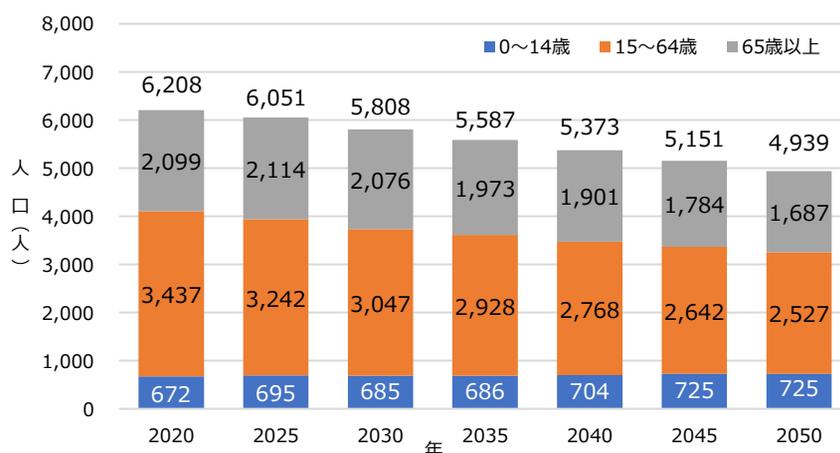


住民基本台帳のデータを基に作成

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/dai2yo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html)

※年齢階級別の外国人住民数が非公表となる場合や年齢不詳者がある場合は、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことがあります。

図3-3 人口推移



2020年は住民基本台帳のデータを基に作成

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/dai2yo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html)

2025年～2050年は浅川町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョンのデータを基に作成

(<http://www.town.asakawa.fukushima.jp/information/uploads/2020/03/dai2jinkovision.pdf>)

図3-4 人口の将来推計

3-4 気象状況

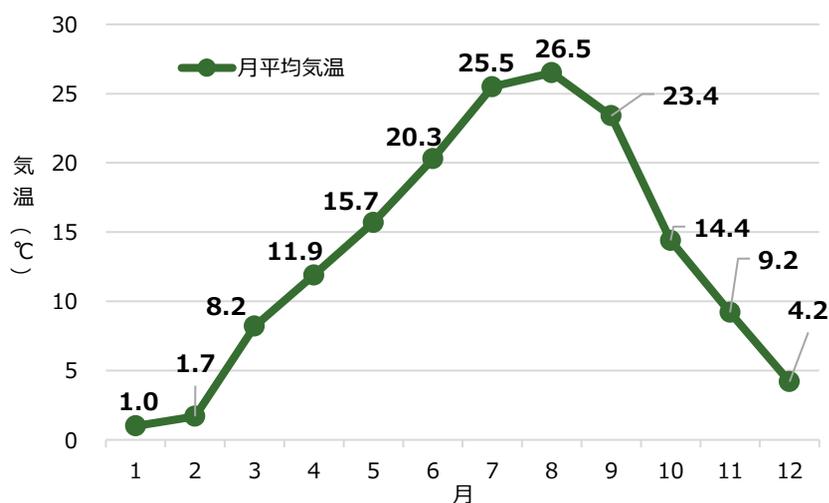
(1) 気温

本町は、太平洋側気候区で夏季は高温・多雨多湿ですが、阿武隈山系のため、さわやかな涼しさも感じられ、冬季は温暖化の影響もあり雪が少なくなっており、年平均気温が13.5℃と一年を通して過ごしやすいことが特徴です。

福島県の年平均気温は100年当たり1.4℃～1.6℃の割合で上昇しています。図3-7のとおり年間猛暑日日数は増加傾向にあります。

また、RCP8.5 シナリオ^{*}に基づく将来予測において、福島県は、20世紀末から21世紀末までの100年間で、年平均気温は約4.5℃上昇し、真夏日が約44日、熱帯夜が約26日増加すると予測されています。

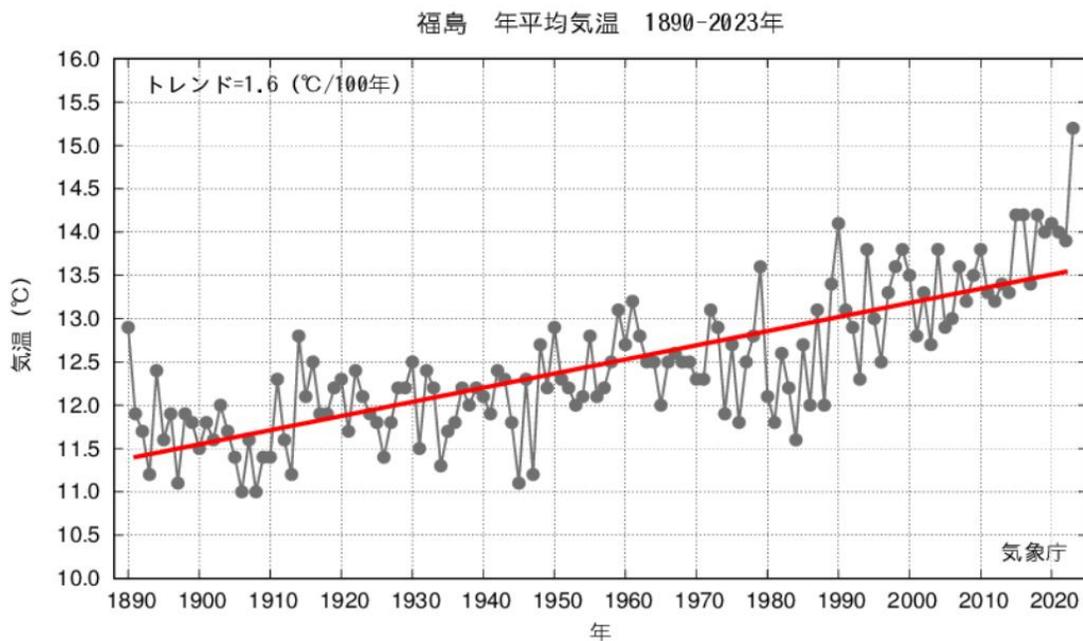
※RCP8.5 シナリオ：代表濃度経路を複数用意し、それぞれの将来の気候を予測するとともに、その濃度経路を実現する多様な社会経済シナリオを策定できる排出量シナリオのことをRPCシナリオといいます。RCP8.5 シナリオは、現時点を超える政策的な緩和策を取らない想定のものであります。



出典：気象庁のデータを基に作成

(https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=36&block_no=47597&year=2023&month=&day=&view=)

図3-5 気象庁の令和5（2023）年における白河観測所の月平均気温

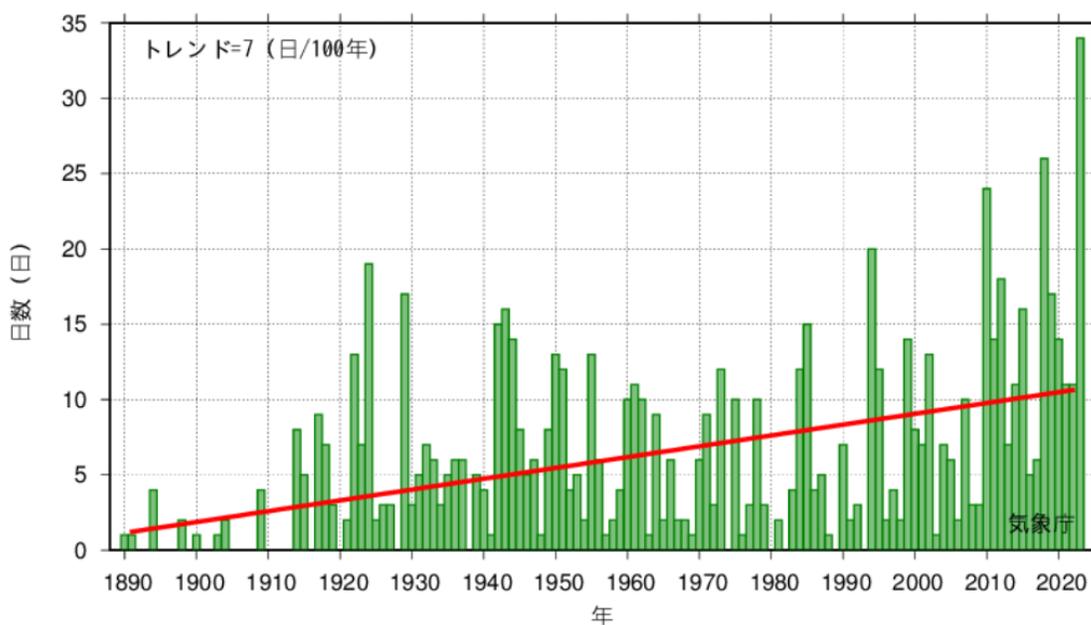


出典：仙台管区気象台ホームページ

(<https://www.data.jma.go.jp/sendai/knowledge/climate/region/tohoku/observation.html>)

※折線（黒）は各年の気温、直線（赤）は長期的な変化傾向を示しています。

図3-6 福島観測所における年平均気温の推移



出典：仙台管区気象台ホームページ

(<https://www.data.jma.go.jp/sendai/knowledge/climate/region/tohoku/observation.html>)

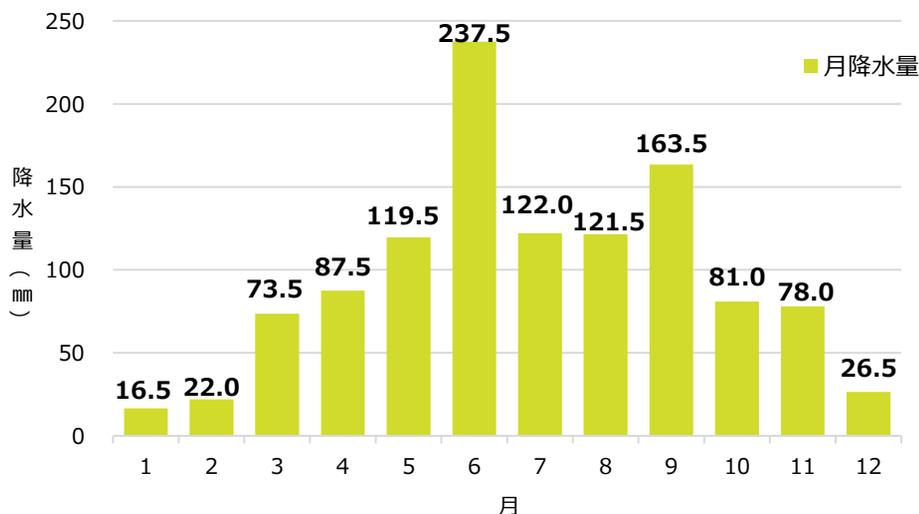
※棒（緑）は各年の猛暑日日数、直線（赤）は長期的な変化傾向を示しています。

図3-7 福島観測所における年間猛暑日日数の推移

(2) 降水量

年間降水量は1,149 mmで、特に6月と9月の降水量が多くなっています。

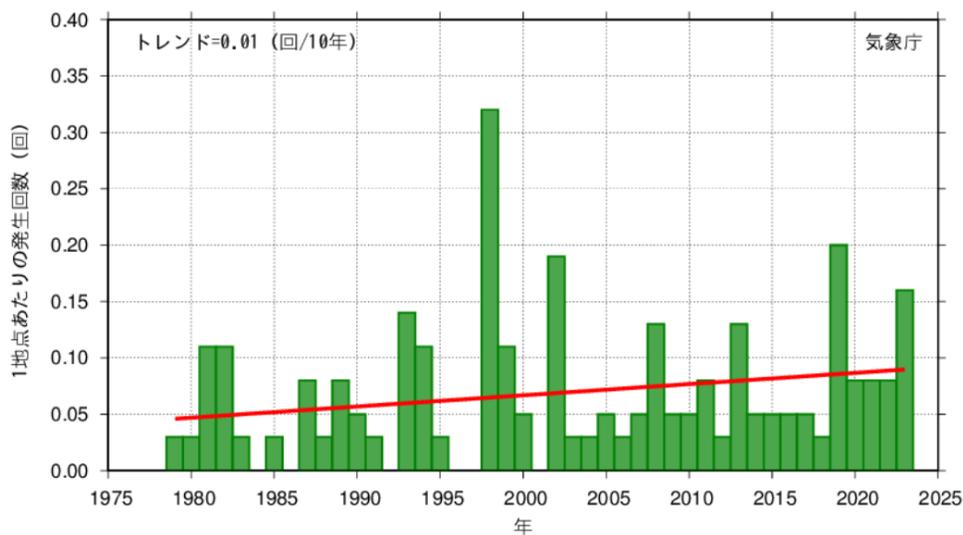
福島県における1時間降水量 50 mm以上の短時間強雨の年間発生回数は増加傾向にあります。



気象庁「過去の気象データ」のデータを基に作成

(https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=36&block_no=47597&year=2023&month=&day=&view=)

図3-8 気象庁の令和5（2023）年における白河観測所の月降水量



出典：仙台管区気象台ホームページ

(<https://www.data.jma.go.jp/sendai/knowledge/climate/region/tohoku/observation.html>)

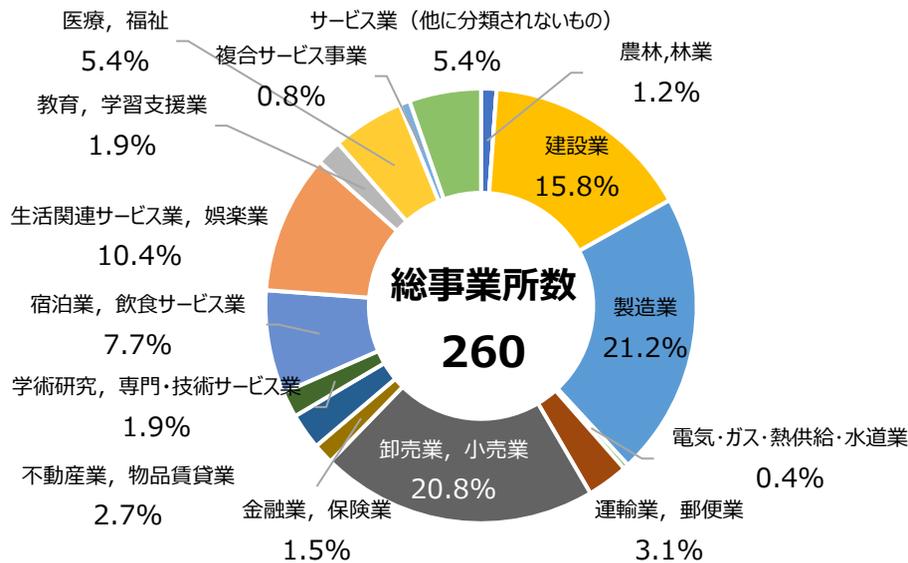
※棒（緑）は各年の発生回数、直線（赤）長期的な変化傾向を示しています。

図3-9 福島県の1時間降水量 50 mm以上の発生回数推移

3-5 産業

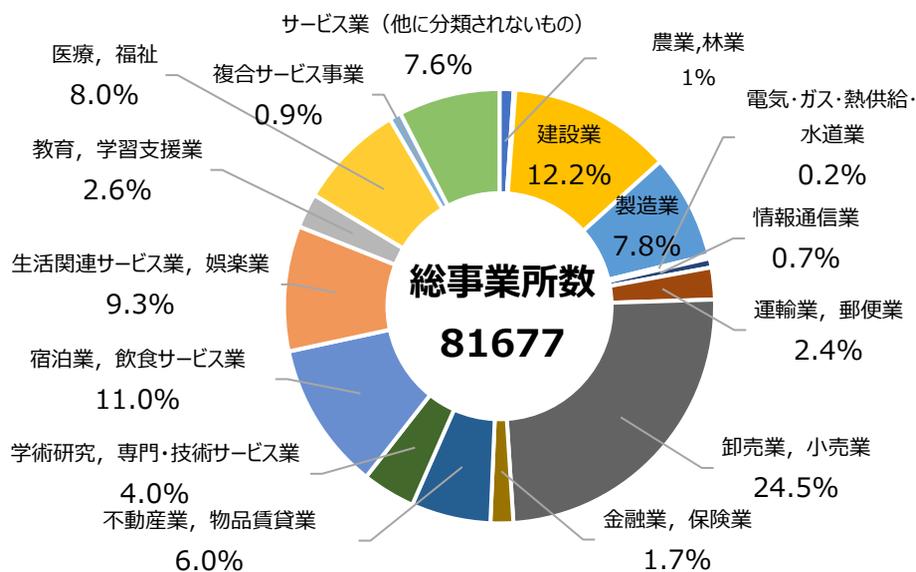
経済センサス活動調査によると、本町には 260 の事業所があり、製造業が最も多く 21.2%、次いで卸売業，小売業が 20.8%、建設業が 15.8%、生活関連サービス業，娯楽業が 10.4%となっています。

なお、福島県の業種別事業所割合は、図 3-11 のとおりです。



経済センサス活動調査のデータを基に作成 (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&toukei=00200553>)

図 3-10 浅川町の業種別事業所割合

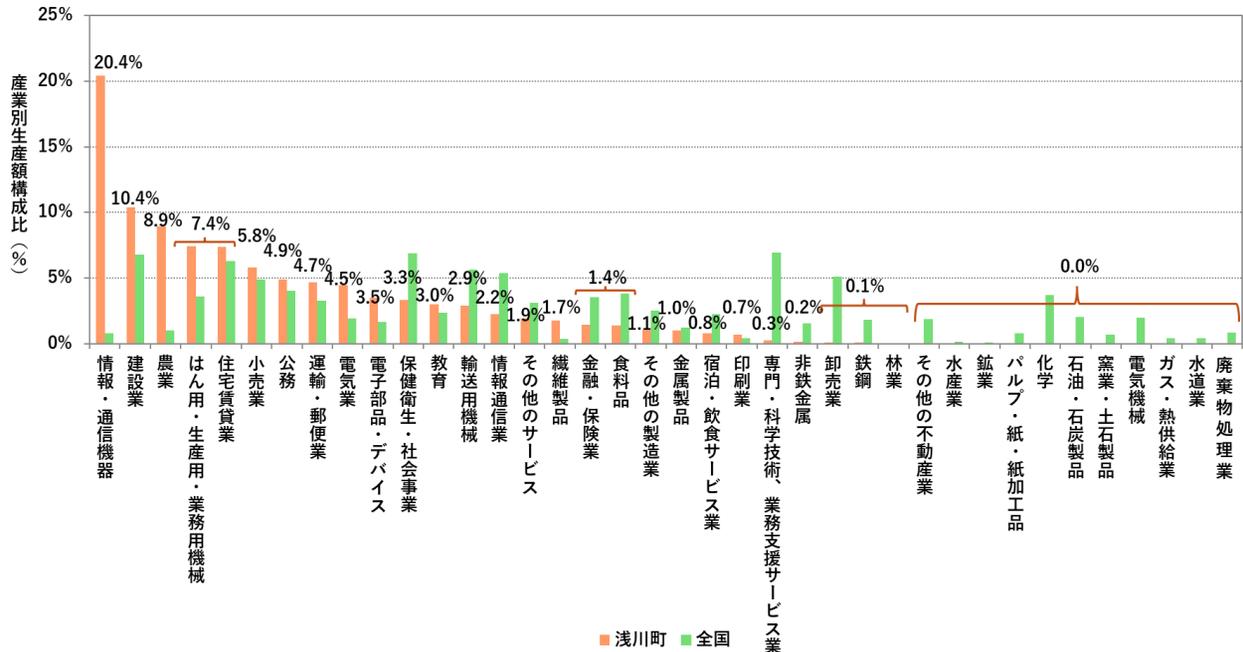


経済センサス活動調査のデータを基に作成 (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&toukei=00200553>)

図 3-11 福島県の業種別事業所割合

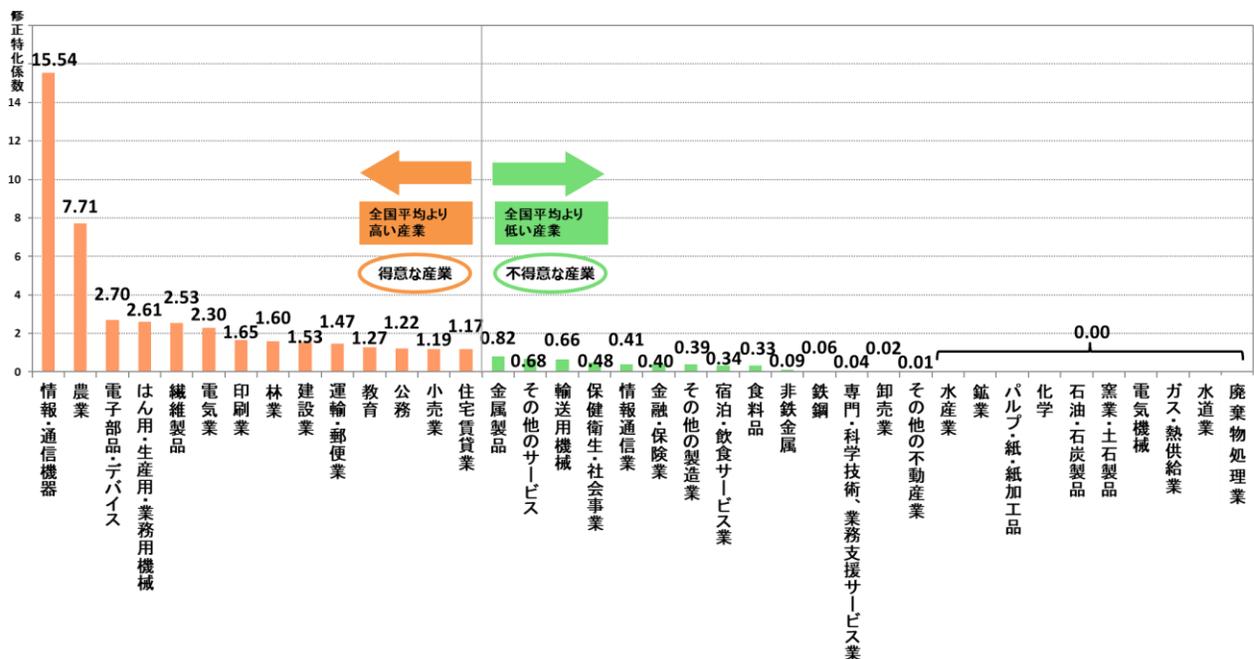
また、環境省が提供する地域経済循環分析自動作成ツールによると、産業別の生産額の構成比では、情報・通信機器（製造業）が 20.4%と最も大きな割合を占め、全国の構成比と比較すると約 20 倍となっています。

なお、情報・通信機器は全国平均よりも生産額の構成比が特に高く、優位性の高い産業であると考えられます。



地域経済循環分析自動作成ツールにより作成 (https://chiikijunkan.env.go.jp/manabu/bunseki/)

図 3-12 産業別生産額構成比



地域経済循環分析自動作成ツールにより作成 (https://chiikijunkan.env.go.jp/manabu/bunseki/)

※修正特化係数：地域の特定の産業の相対的な集積度を見る係数。1 以上であれば全国平均より高いことを意味する。

図 3-13 全国平均よりも生産額構成比の高い産業

3-6 交通

本町の道路網は、町の中央を南北に走る国道 118 号をはじめ、県道 7 路線、町道 162 路線によって構成されており、国・県道 8 路線が主要な幹線道路となっています。

公共交通については、平成 30（2018）年 9 月に路線バスが廃止され、鉄道の運行のみとなっています。町内に磐城浅川駅と里白石駅の 2 つの駅を有し、国道 118 号とほぼ並走して走る JR 水郡線が町の北西部を縦断しています。

また、高齢者等の交通弱者及び運転免許証を自主返納した方を対象にタクシー料金助成事業としてタクシー券を交付しています。

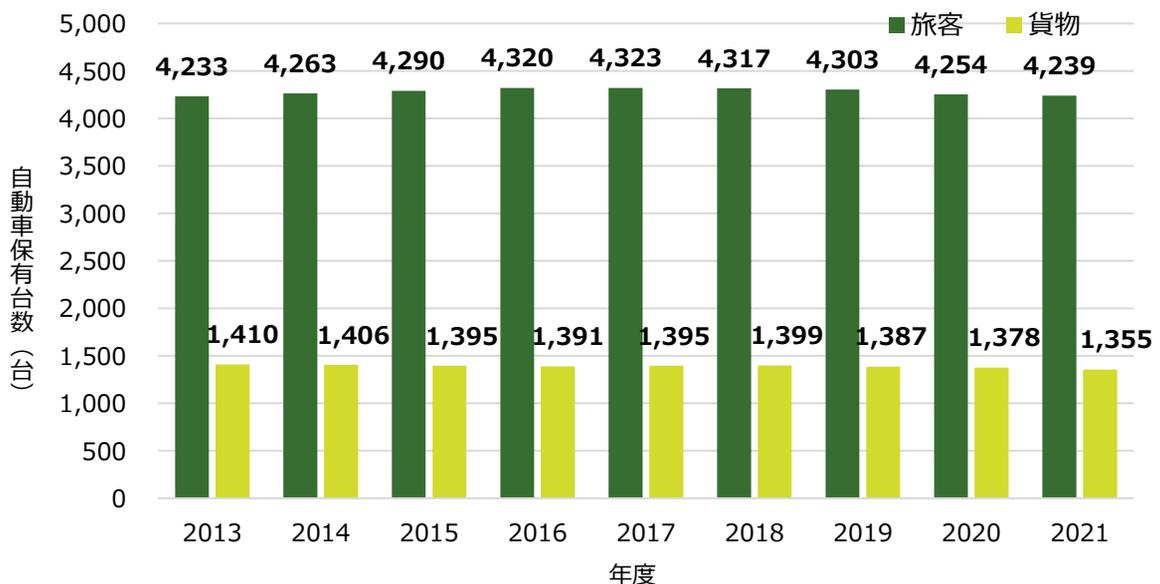


出典：浅川町地域防災計画 (http://www.town.asakawa.fukushima.jp/uploads/2024/08/R6.3_bousai_keikaku.pdf)

図 3-14 浅川町概略図

自動車保有台数については、旅客、貨物ともに横ばいで推移しています。合計では、平成 25 (2013) 年度が 5,643 台、令和 3 (2021) 年度が 5,594 台となっています。

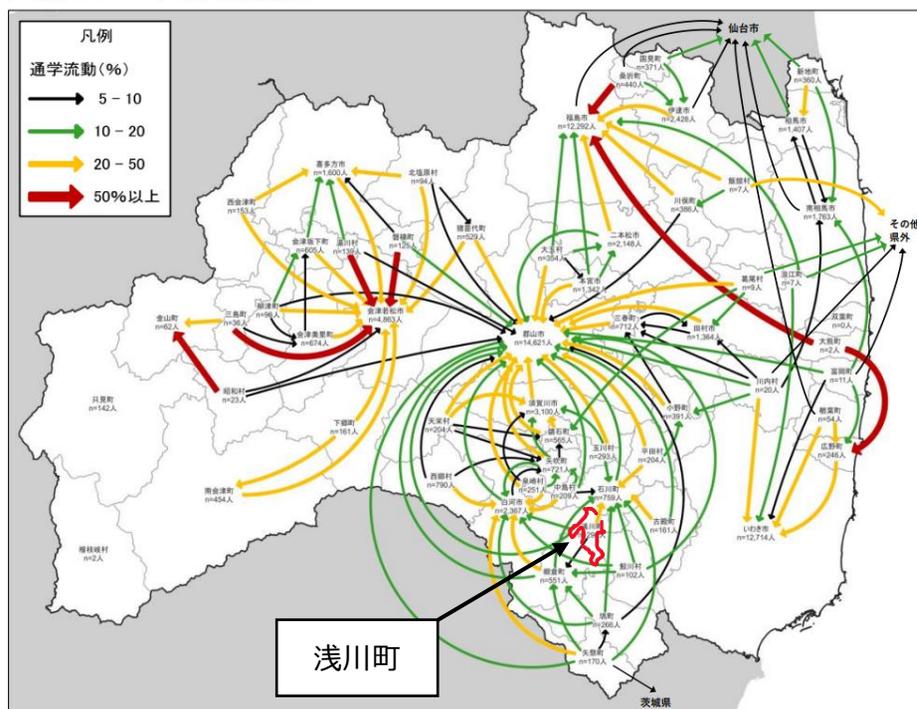
また、浅川町の高等学校等への通学者の多くは、図 3-16 のとおり町外 (石川町、棚倉町、白河市) へ移動しています。福島県地域公共交通計画によると、福島県中圏域全体の通学時の利用交通手段の半数を「自転車」が占めていることから、自転車が重要な通学手段となっていることが推察されます。



自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」のデータを基に作成 (<https://www.airia.or.jp/publish/statistics/number.html>)

図 3-15 自動車保有台数

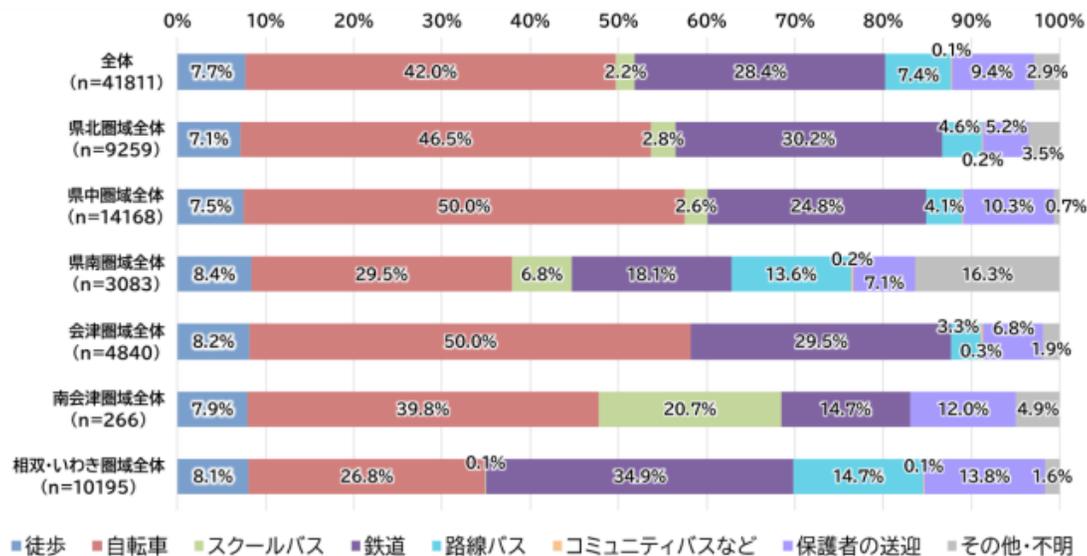
■ 市町村をまたぐ通学流動割合



出典：福島県地域公共交通計画 (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/622613.pdf>)

図 3-16 通学流動の概況

■ 高校の通学手段(夏季)



出典：福島県地域公共交通計画 (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/622613.pdf>)

図3-17 福島県の高校生の通学利用交通手段

EV スタンドについては、町内に1か所設置されています。



GoGoEV (<https://ev.gogo.gs/>)、Google マップ (<https://www.google.co.jp/maps/?hl=ja>) の情報を基に作成

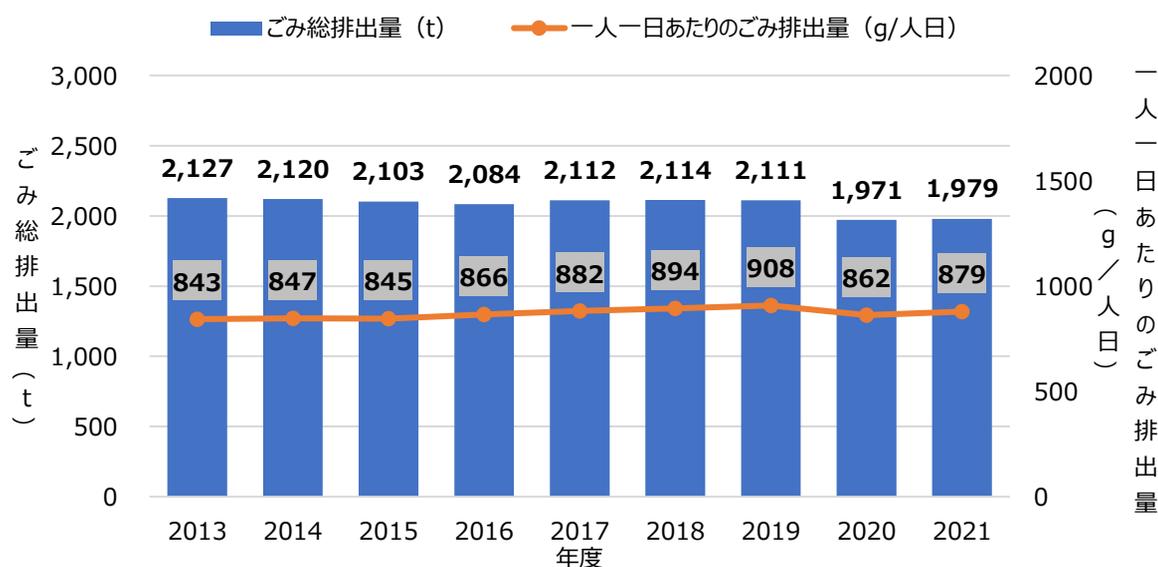
図3-18 浅川町内のEVスタンド

3-7 廃棄物処理状況

ごみの総排出量は、ほぼ横ばいで推移していますが、平成 25 (2013) 年と令和 3 (2021) 年と比較すると減少しています。

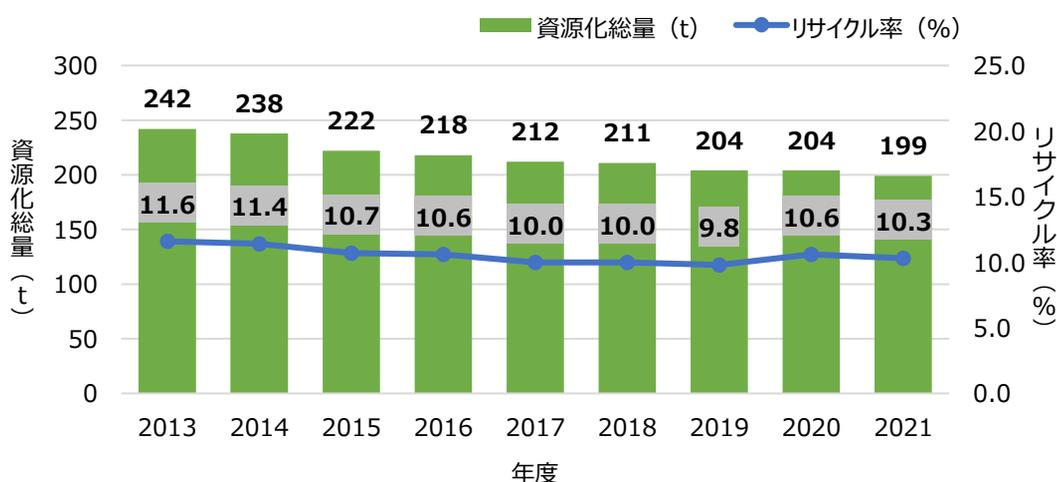
また、一人一日あたりのごみ排出量もほぼ横ばいで推移していますが、平成 25 (2013) 年と令和 3 (2021) 年と比較すると増加しています。

資源化総量は、減少傾向にあり、リサイクル率は、ほぼ横ばいで推移していますが、平成 25 (2013) 年と令和 3 (2021) 年と比較すると減少しています。



福島県資料のデータを基に作成 (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/www-ippanhaikinew.html>)

図 3-19 ごみの総排出量及び一人一日あたりのごみ排出量の推移



福島県資料のデータを基に作成 (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/www-ippanhaikinew.html>)

図 3-20 資源化総量とリサイクル率の推移

3-8 地球温暖化に関する意識

(町民・事業者意識調査結果、ヒアリング結果)

町民、事業者を対象として、令和6（2024）年に意識調査を実施しました。期間は8月23日から9月13日の間で、対象は18歳以上の町民1,000人と事業者100社です。

回収結果は、町民は回答数489件（回収率48.9%）、事業者は回答数53件（回収率53%）でした。

各主体が重要視する項目や課題を整理することで、問題意識を把握し町民、事業者と連携した地球温暖化対策を推進していきます。

(1) 町民

地球温暖化に対する関心では52%の町民が「関心がある」と回答し、38%の町民が「どちらかといえば関心がある」と回答しました。合計すると90%の町民が、地球温暖化に対して高い関心を持っていることがわかりました。

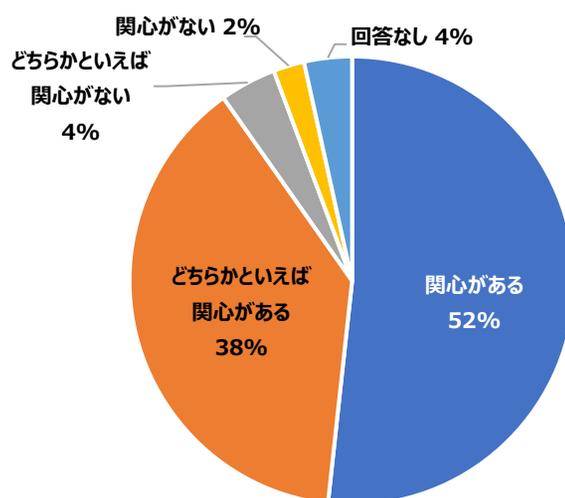


図3-21 地球温暖化に対する関心【単数回答】（町民意識調査）（n=489）

近年、身近に感じる気候の変化による影響については、「**熱中症など暑さによる健康への被害が増えている**」といった健康面に関する回答が最も多く、次いで「**短時間に降る強い雨により浸水被害が増えている**」、「**短時間に降る強い雨により土砂災害が増えている**」といった自然災害に関する回答が多くなっています。本町においてもこれらの影響に対応していくための対策が必要です。

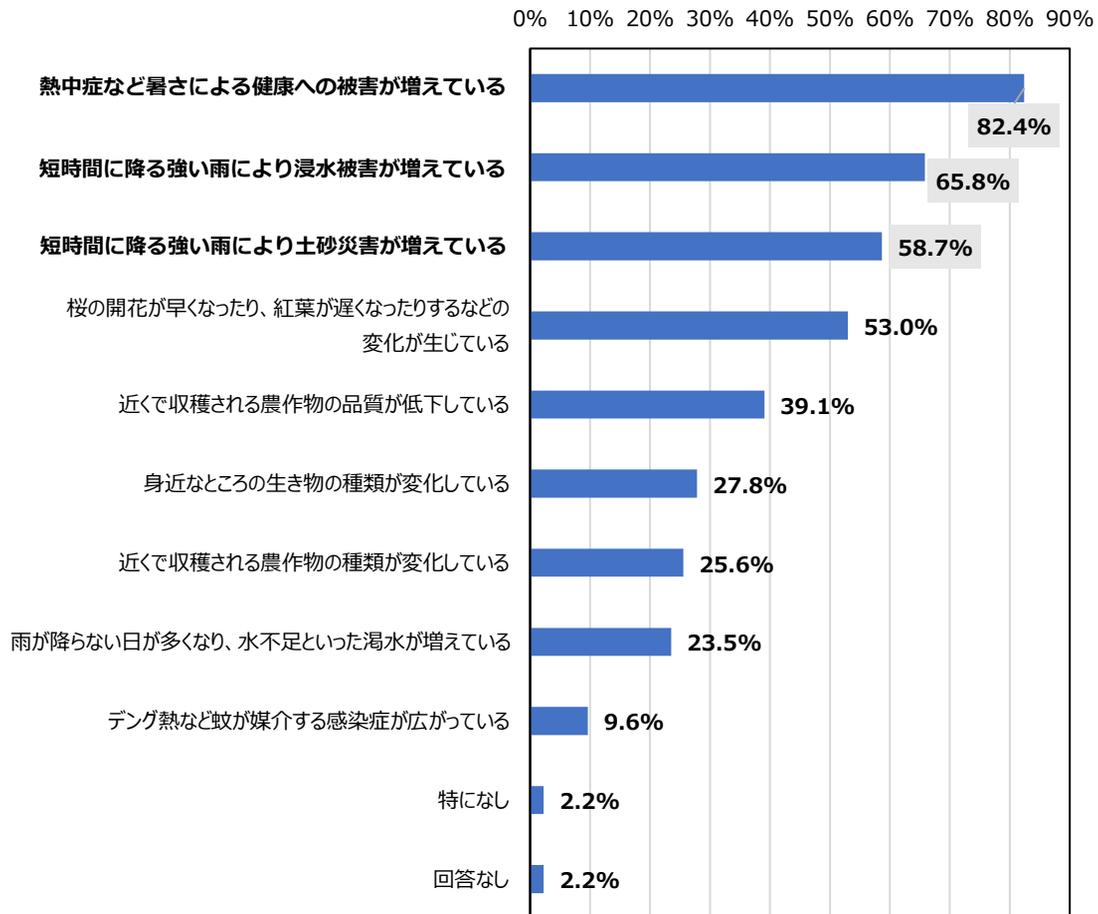


図 3-22 身近に感じる気候の変化による影響【複数回答】(町民意識調査)

町民が行っている環境に配慮した取組について、最も実施されていたのは「**ごみの分別を心がけている**」であり、次いで「**こまめな消灯を心掛けている**」となりました。習慣化されている取組や、家計の節約に直結する取組については、実施している町民が多いため、省エネルギーの促進にあたっては、取組の習慣化や、地球温暖化対策が家計の節約等、メリットのある取組であることを認識してもらうことが重要であると考えられます。

また、取り組む予定はないと回答されたのは「外出時にはできるだけ公共交通機関を利用する」、「近距離の移動はなるべく徒歩や自転車を使う」が多くなりました。公共交通機関の利用について普及啓発を行うことや、自動車の脱炭素化を推進していく必要があります。

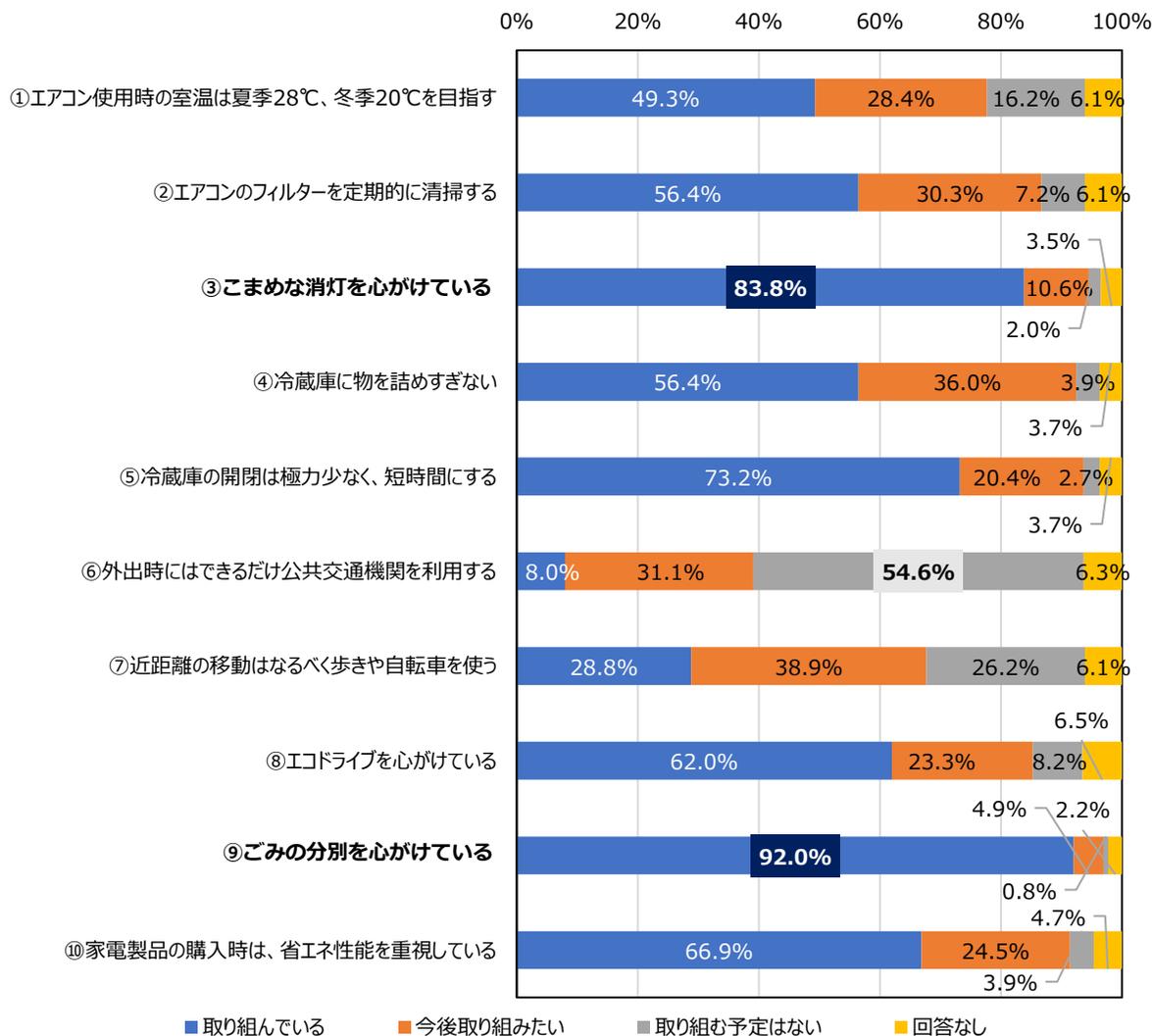


図3-23 環境に配慮した取組の実施状況【それぞれ単数回答】
(町民意識調査)

地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、町に行ってほしい取組については、「太陽光発電、蓄電池（電気を蓄えられる機能を持った充電装置）、省エネ設備導入のための補助金等支援制度の充実」が最も多く、次いで「ごみ量の削減、リサイクルの推進」の回答が多くなりました。既存の補助制度拡充やメニューの多様化について検討していく必要があります。

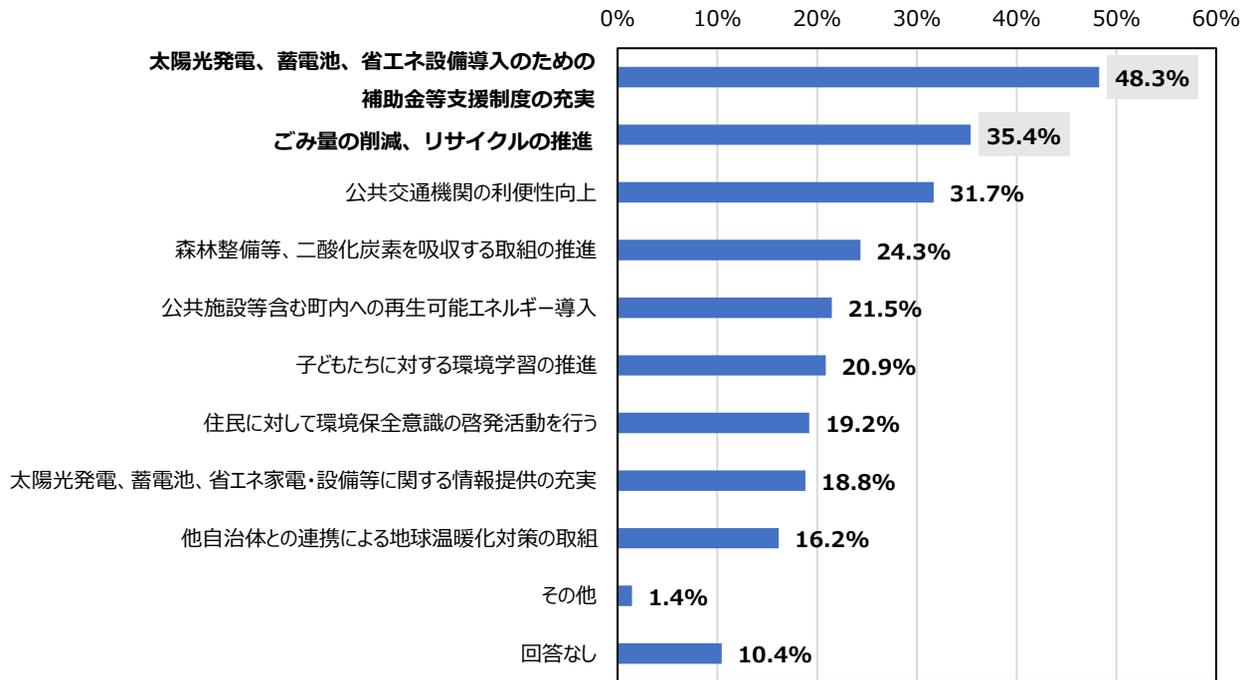


図 3-24 町に行ってほしい地球温暖化対策【複数回答】（町民意識調査）

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響に対処するため、町が優先的に進めていくべき取組の分野については、「自然災害（洪水、土砂崩れ）」が最も多く、次いで「農業・水産業（食糧の供給）」の回答が多くなりました。本結果を踏まえ、気候変動への適応策を検討します。

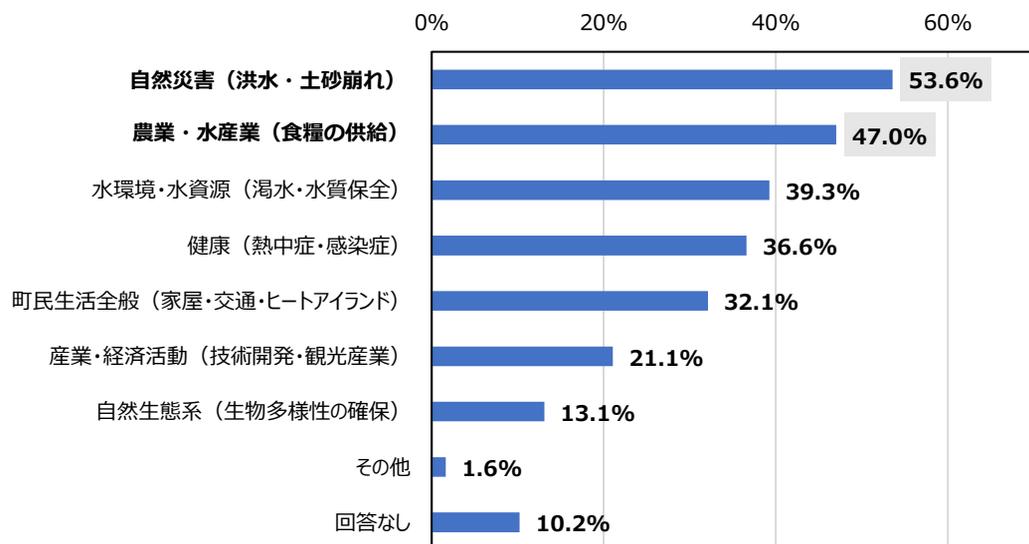


図 3-25 気候変動の影響への対応について町が優先的に進めるべき分野【複数回答】（町民意識調査）

(2) 事業者

温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を 47%の事業者が「定めている」、「現在検討中である」と回答し、51%の事業者は削減目標や方針の設定に消極的でした。

脱炭素に向けた取組を促すため、エネルギー消費量の見える化や脱炭素経営に向けた普及啓発を行う必要があります。

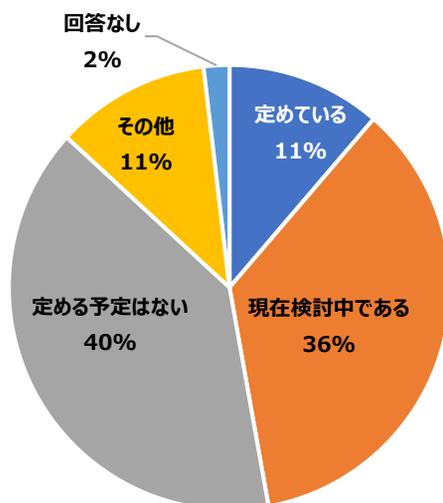


図 3-26 温室効果ガス排出量削減に向けた目標や方針の設定状況【単数回答】
(事業者意識調査)

近年の地球温暖化による気候変動について、影響を与える可能性の高い不安要素は「**強風や台風の大型化による水害や土砂災害の増加**」が最も多く、次いで「**大規模災害によるインフラ・ライフラインへの影響**」が多くなりました。町民意識調査の回答においても「**自然災害対策**」への取組は求められていたことから、優先的に推進していく必要があります。

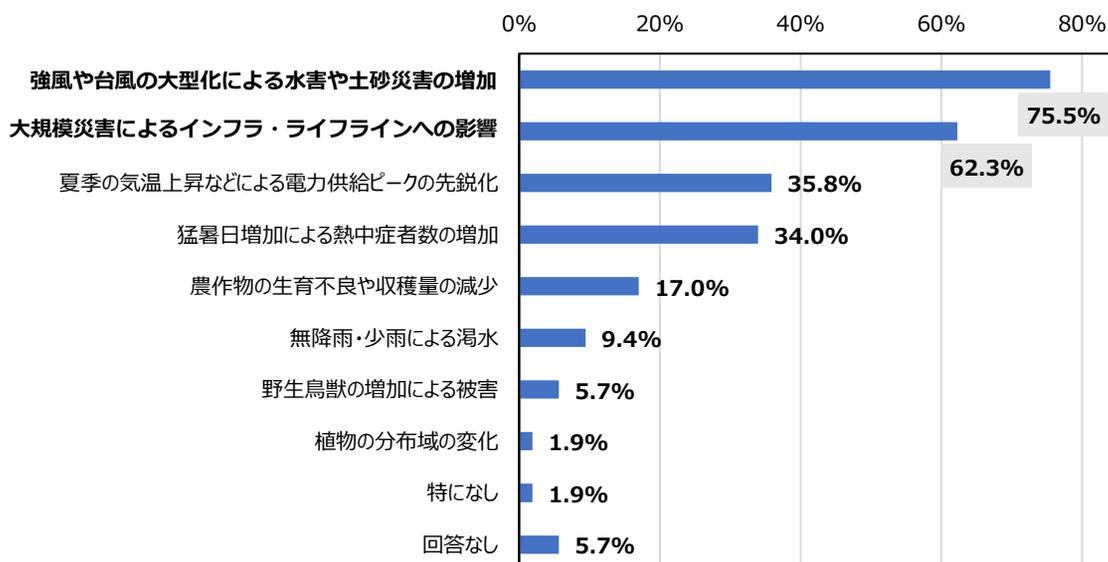


図 3-27 気候変動の影響における不安要素【複数回答】(事業者意識調査)

地球温暖化対策を進める上での課題については、「**資金の不足**」が最も多く、次いで「**費用対効果が分かりづらい**」、「**人材の不足**」が挙げられました。

補助制度の検討や情報提供を推進していく必要があります。

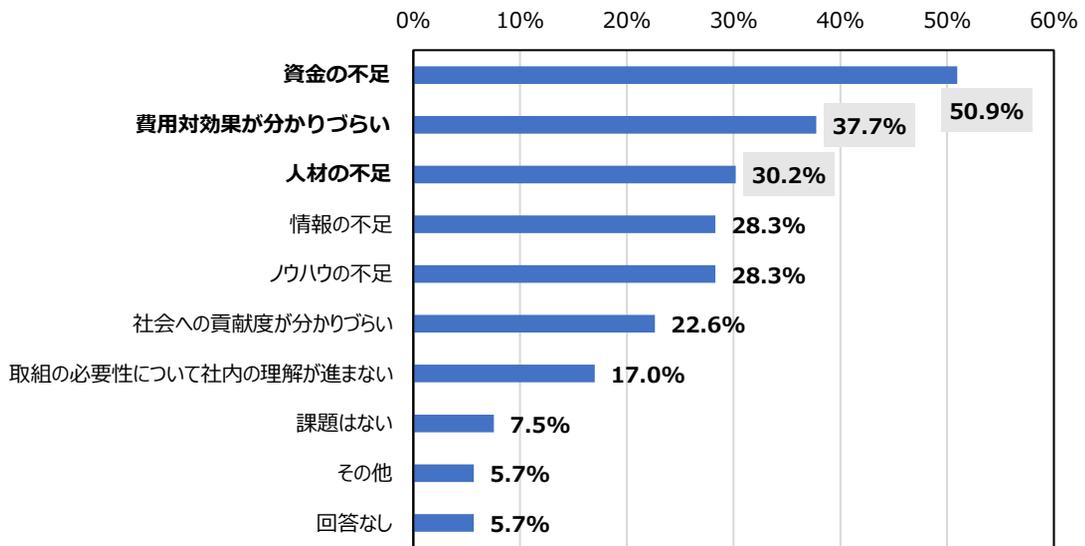


図 3-28 地球温暖化対策を進める上での課題【複数回答】（事業者意識調査）

地球温暖化対策に関して知りたい情報は「**事業者向けの支援制度、補助金等の情報**」が最も多く、次いで「**国や町が行っている取組に関する情報**」、「**地球温暖化防止のために行動すべき具体的な取組やその効果に関する情報**」となりました。

本町に関する情報のみならず、国や県が行っている補助制度や取組の情報を積極的に提供していく必要があります。

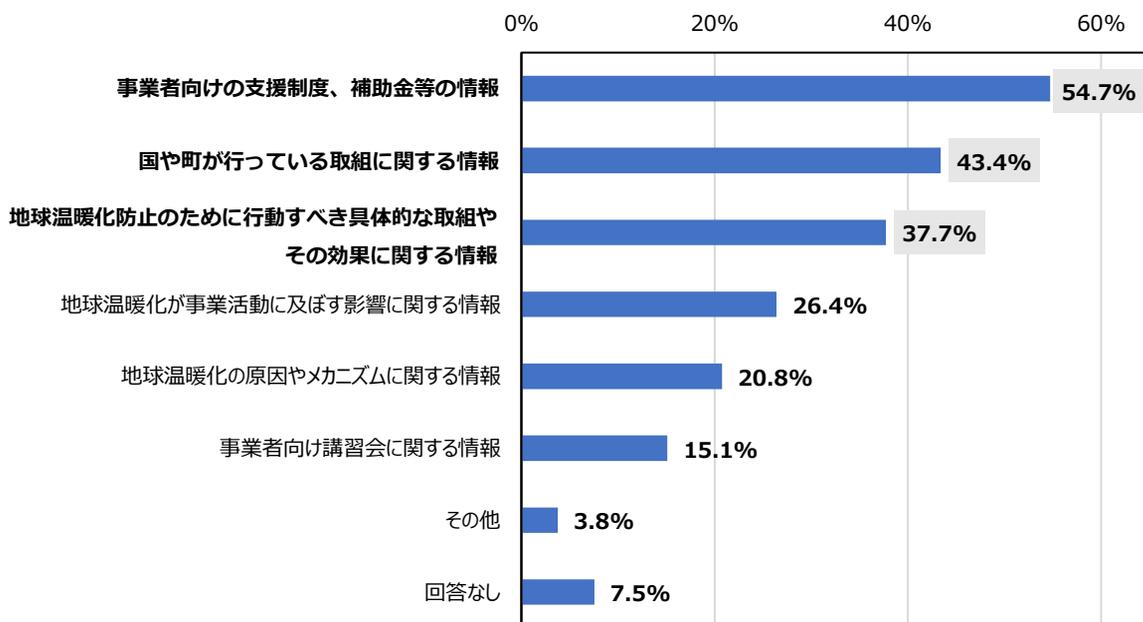


図 3-29 地球温暖化対策に関して知りたい情報【複数回答】（事業者意識調査）

地球温暖化対策で町に行ってほしい取組については、「補助金等支援制度の充実」が最も多く、次いで「取組事業者に対する優遇制度の創設及び充実」、「事例や効果等の情報提供」となりました。

補助金等支援制度の拡充を検討するとともに、普及啓発活動を中心として情報提供を積極的に行う必要があります。

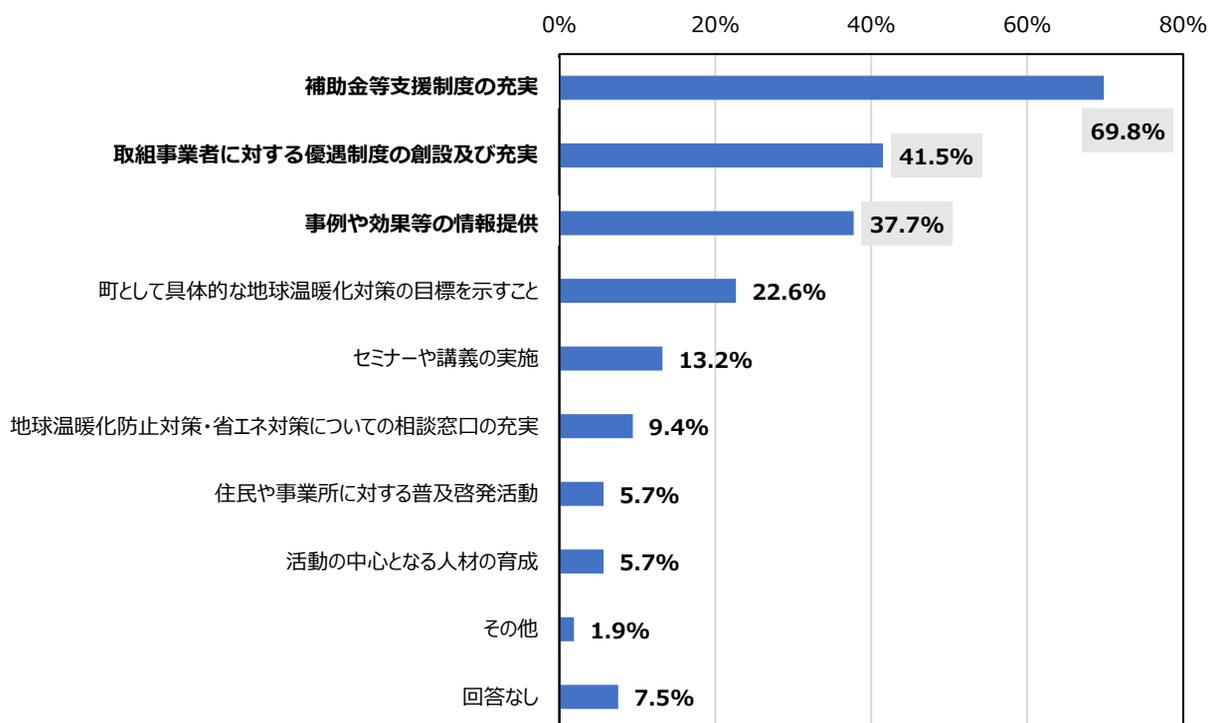


図3-30 地球温暖化への対応で町に行ってほしい取組
【複数回答】（事業者意識調査）

また、アンケート調査と併せて、町内事業者2社を対象にヒアリング調査を実施しました。

ヒアリングの結果、デマンドコントロールシステムの導入等、率先して省エネ対策を行っていることや太陽光発電設備の導入等、再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組んでいることがわかりました。

また、事業者は、地球温暖化対策を進めるうえで、脱炭素に向けた国や県の動向等の情報や自社の取組を発信する場を求めていることがわかりました。

事業者によって地球温暖化対策に係る取組の進捗は異なるため、事業者同士が情報共有を行い、切磋琢磨できるようなネットワークづくりの検討や町内事業者の優良事例について、町として積極的に情報発信を行っていく必要があります。

3-9 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーは地域で生産できるエネルギーであり、脱炭素社会の実現に寄与するだけでなく、近年のエネルギー価格の高騰等、エネルギー安全保障の観点からも重要なエネルギーとなります。

本町における再生可能エネルギー導入状況の推移をみると、太陽光発電は増加傾向にあります。FIT・FIP 制度における風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電については導入実績がありませんでした。

表 3-1 再生可能エネルギーの導入状況（令和 6（2024）年 3 月末時点）

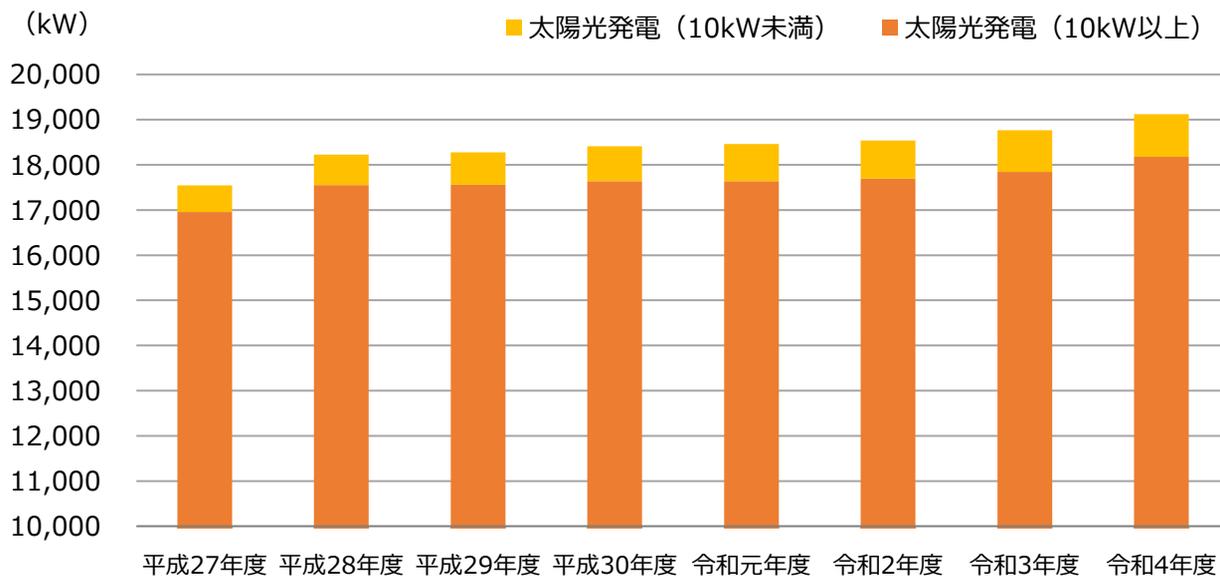
発電種		設備容量[MW ^{※3}]	発電電力量[MWh ^{※3} /年]
FIT ^{※1}	太陽光発電（10kW 未満）	0.980	1,176
FIP ^{※2}	太陽光発電（10kW 以上）	18.175	24,041
対象	風力発電	0	0
	水力発電	0	0
	地熱発電	0	0
	バイオマス発電	0	0
非 FIT	太陽光発電	0.781	62
合計		19.936	25,279
区域内の電気使用量			39,009

※ 1 FIT：再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

※ 2 FIP：FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度。

※ 3 MW・MWh：エネルギーを表す単位のこと、1 kW の電力を 1 時間使用した場合の電力量が 1 kWh。

1 MW=1,000kW。1 MWh=1,000kWh。



自治体排出量カルテ (https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html) 及び
 資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」(<https://www.fit-portal.go.jp/publicinfosummary>)
 のデータを基に作成

図3-31 再生可能エネルギー導入状況の推移

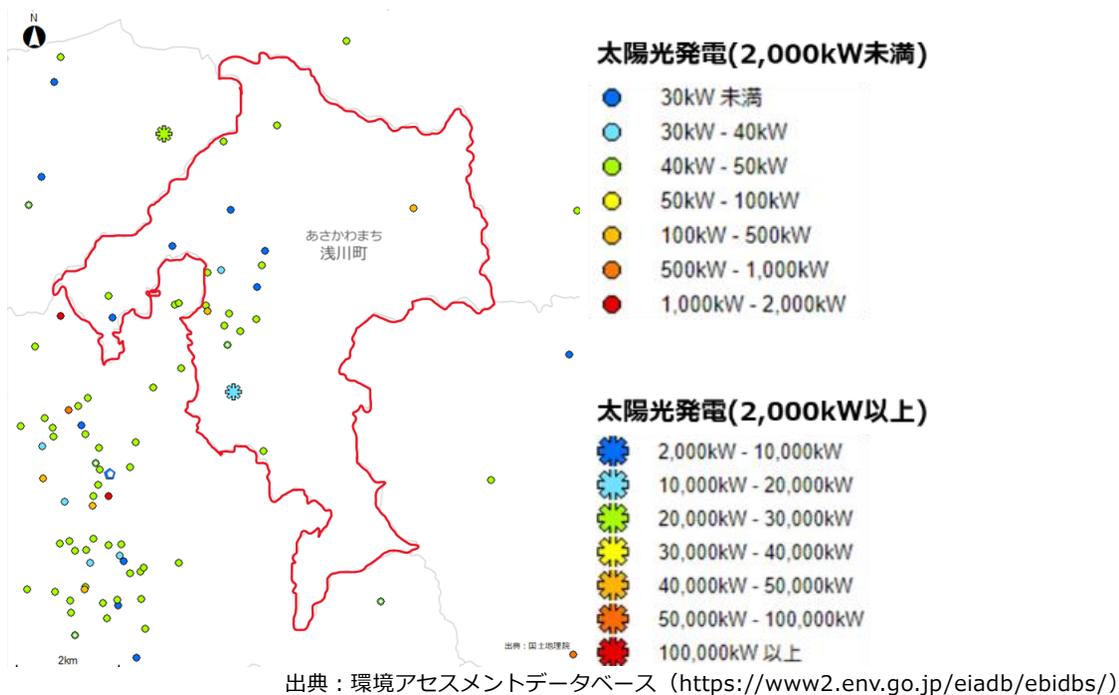


図3-32 FIT 認定設備の概略位置

(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

ア 推計手法

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量のことです。

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについては、主に環境省の再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）を基としました。推計手法を表 3-2 に示します。

表 3-2 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計手法

再エネ種別		推計手法
電気	太陽光発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	風力発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	中小水力発電	REPOS における中小水力河川部と中小水力農業用水路のデータの合計を導入ポテンシャルとする
	地熱発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス発電	木質燃料の供給可能量推計データ（独自推計）を導入ポテンシャルとする
熱	太陽熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	地中熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス熱	木質燃料の供給可能量推計データ（独自推計）を導入ポテンシャルとする

イ 推計結果

前述の手法に基づき、①から⑥までの再生可能エネルギー種別について、それぞれのポテンシャル分析結果を示します。

① 太陽光発電

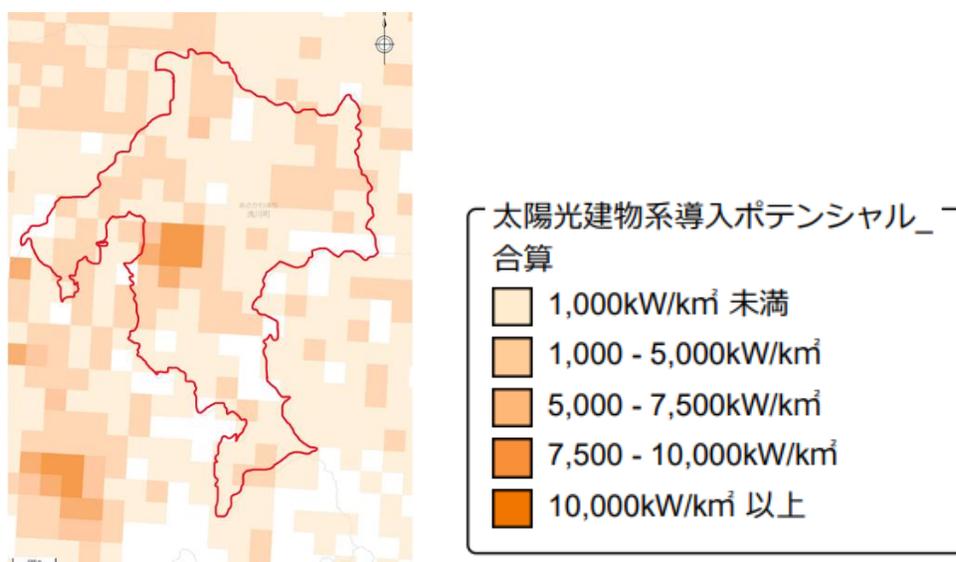
本町における太陽光発電の導入ポテンシャルは表 3-3 のとおりです。

太陽光発電を建物に設置する場合は、浅川町役場や J R 磐城浅川駅周辺の市街地を中心にポテンシャルが高くなっています。

また、太陽光発電を耕地等の土地に設置する場合は、域内北西部にポテンシャルがあります。建物系と土地系を比較すると、土地に設置する場合の方が、ポテンシャルが高くなっています。

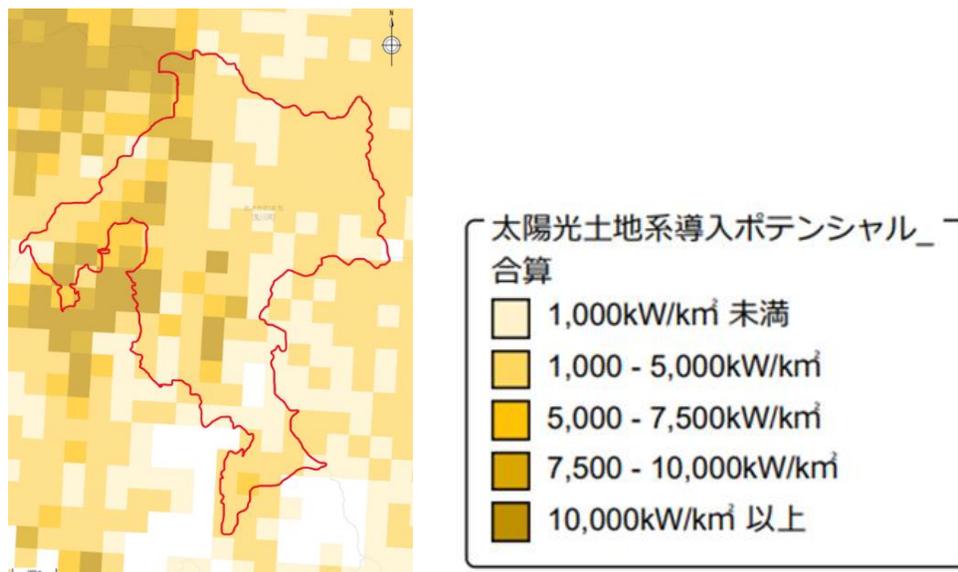
表 3-3 太陽光発電の導入ポテンシャル

設置区分		設備容量	発電量
建物系	官公庁	0.816 MW	1,087.772 MWh/年
	病院	0.018 MW	24.582 MWh/年
	学校	0.506 MW	674.834 MWh/年
	戸建住宅等	13.194 MW	17,871.405 MWh/年
	集合住宅	0.121 MW	161.439 MWh/年
	工場・倉庫	0.920 MW	1,226.798 MWh/年
	その他建物	33.328 MW	44,451.317 MWh/年
	鉄道駅	0.005 MW	7.120 MWh/年
	合計	48.908 MW	65,505.268 MWh/年
土地系	最終処分場 (一般廃棄物)	0 MW	0 MWh/年
	耕地 (田)	99.895 MW	133,235.582 MWh/年
	耕地 (畑)	23.841 MW	31,797.915 MWh/年
	荒廃農地 (再生利用可能)	8.336 MW	11,118.654 MWh/年
	荒廃農地 (再生利用困難)	45.891 MW	61,207.926 MWh/年
	ため池	0.942 MW	MWh/年
	合計	178.906 MW	238,554 MWh/年



再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS) から取得したコンテンツを加工して作成
 (<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/>)

図 3-33 太陽光発電導入ポテンシャル (建物系の合計)

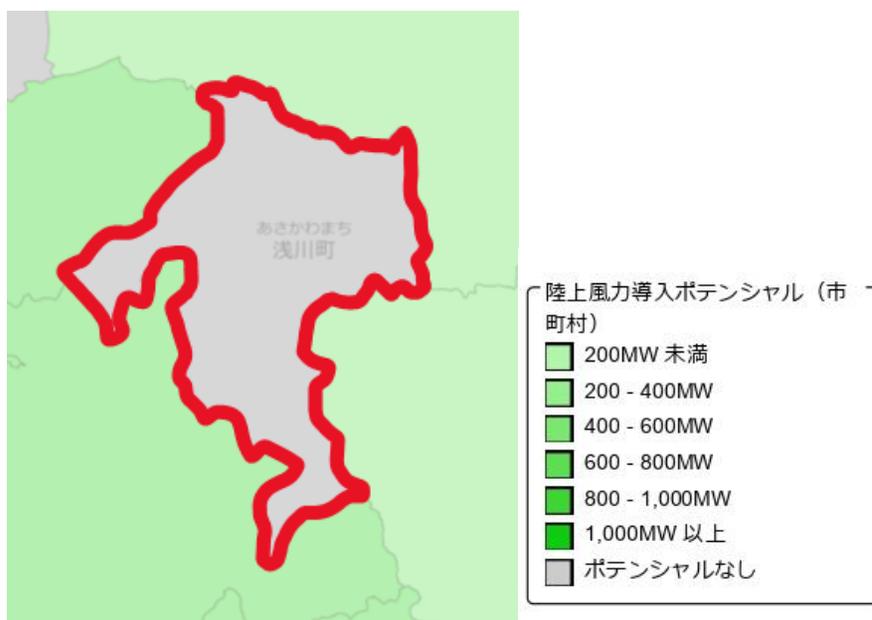


再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）から取得したコンテンツを加工して作成
 (https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/)

図 3 -34 太陽光発電導入ポテンシャル（土地系の合計）

② 風力発電

本町には風力発電に必要な一定以上の風速を確保できる山岳地帯はなく、風力発電の導入ポテンシャルはありませんでした。

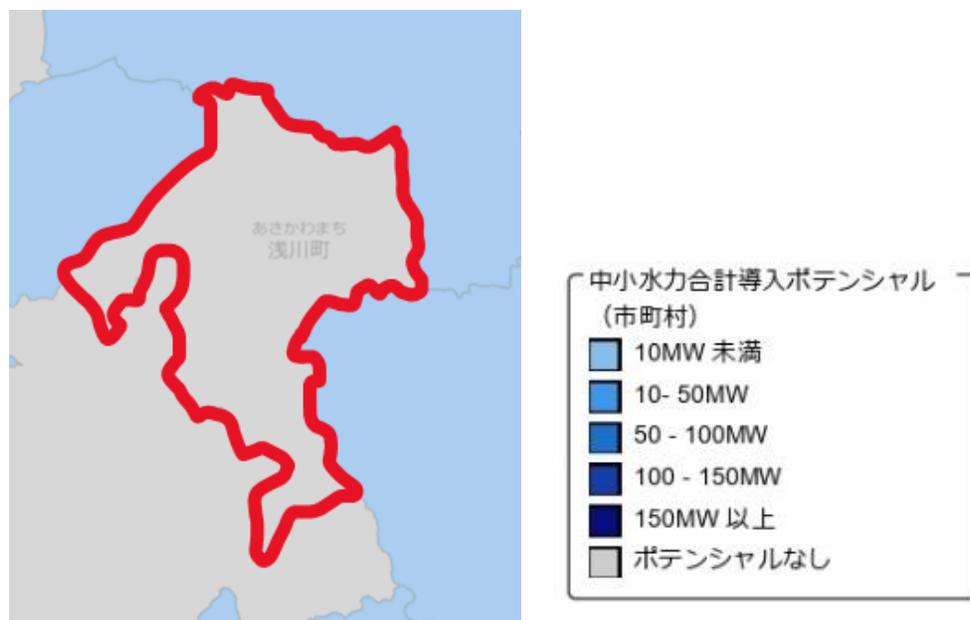


再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）から取得したコンテンツを加工して作成
 (https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/)

図 3 -35 陸上風力導入ポテンシャル

③ 中小水力発電

本町には中小水力発電に必要な河川の流量や落差が乏しく、中小水力発電の導入ポテンシャルはありませんでした。

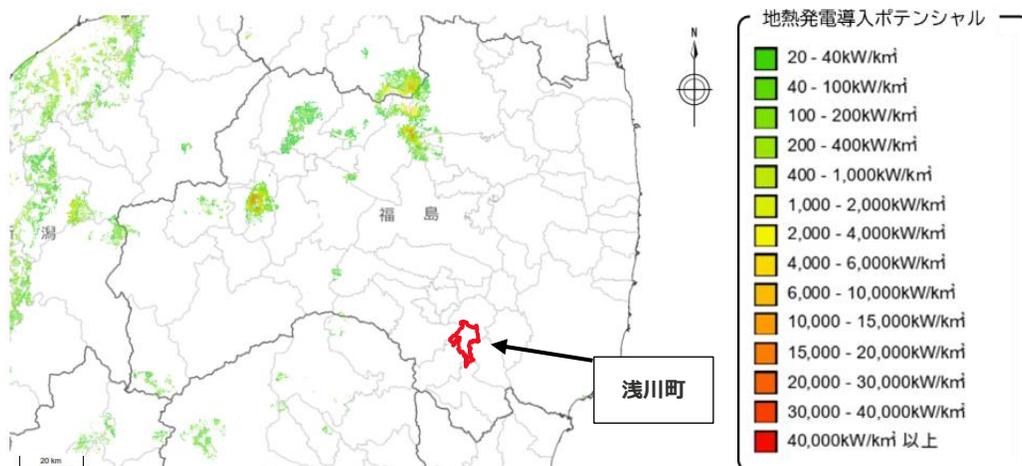


再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS) から取得したコンテンツを加工して作成
(<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/>)

図 3-36 中小水力発電導入ポテンシャル

④ 地熱発電

福島県は地熱源量が乏しく、本町においても地熱発電の導入ポテンシャルはありませんでした。



再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS) から取得したコンテンツを加工して作成
(<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/>)

図 3-37 地熱発電導入ポテンシャル

⑤ 木質バイオマス発電及び熱利用の導入ポテンシャル

本町の木質バイオマス活用による発電及び熱利用の導入ポテンシャルについて、一般民有林面積 1,624ha に賦存する林地残材（未利用材）発生量が年間 1,131 m³と推計されることから、このうち 10%の木質バイオマスを活用できるものと仮定した場合の木質バイオマス利用可能量に基づき、表 3-4 のとおり推計しました。

なお、利用可能量が少量であったため、木質バイオマス活用による発電の導入ポテンシャルは確認できませんでした。

表 3-4 木質バイオマス発電及び熱利用の導入ポテンシャル

区分	導入ポテンシャル
一般民有林木質バイオマス利用可能量	113 m ³ /年
木質バイオマス熱利用	508.09 GJ [*] /年

※GJ：エネルギーを表す単位のこと、1Wの電力を1秒流したときの電力量に相当するのが1J。1GJ=10億J。

⑥ 太陽熱及び地中熱

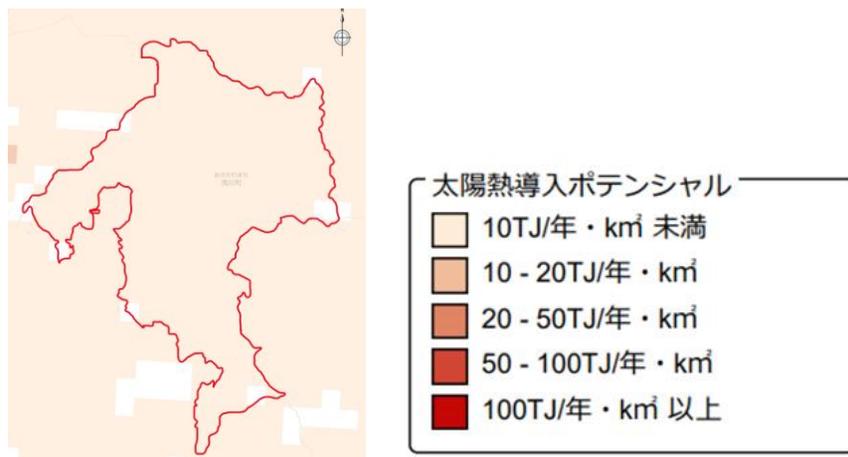
再生可能エネルギー資源を熱として利用する場合のポテンシャルについては、浅川町役場や JR 磐城浅川駅周辺の市街地において地中熱のポテンシャルが高くなっています。

表 3-5 太陽熱及び地中熱の導入ポテンシャル

区分	導入ポテンシャル
太陽熱	23,216.769 GJ/年
地中熱	352,079.784 GJ/年
合計	375,296.553 GJ/年

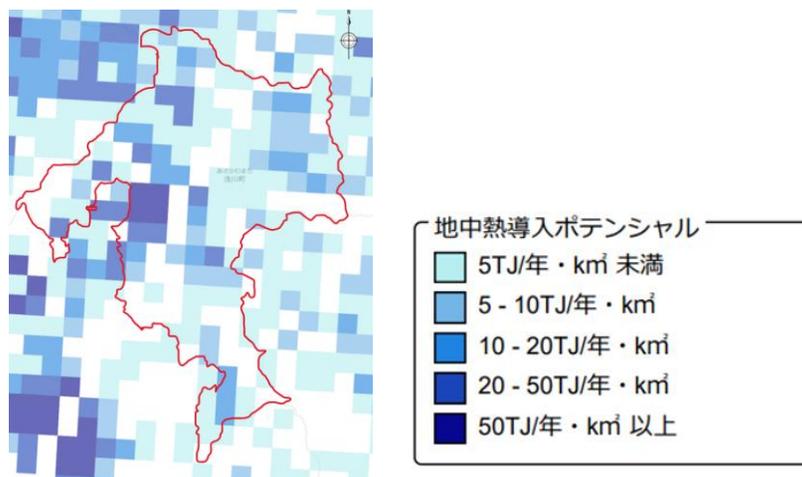
出典：再生可能エネルギー情報提供システム

(<http://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/>)



再生可能エネルギー情報提供システムから取得したコンテンツを加工して作成
(<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/>)

図 3-38 太陽熱導入ポテンシャル



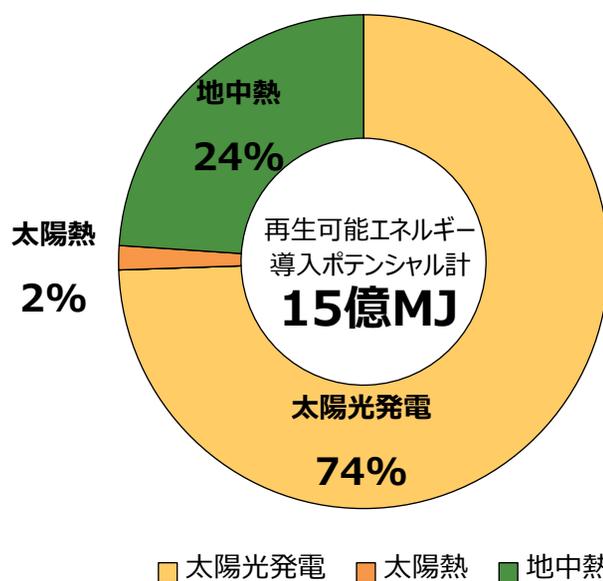
再生可能エネルギー情報提供システムから取得したコンテンツを加工して作成
 (https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/)

図 3-39 地中熱導入ポテンシャル

上記①～⑥の結果を踏まえ、本町の再生可能エネルギーポテンシャルをまとめると、熱量換算で15億MJ^{*}となり、その割合は太陽光発電が74%、地中熱が24%、太陽熱が2%となりました。

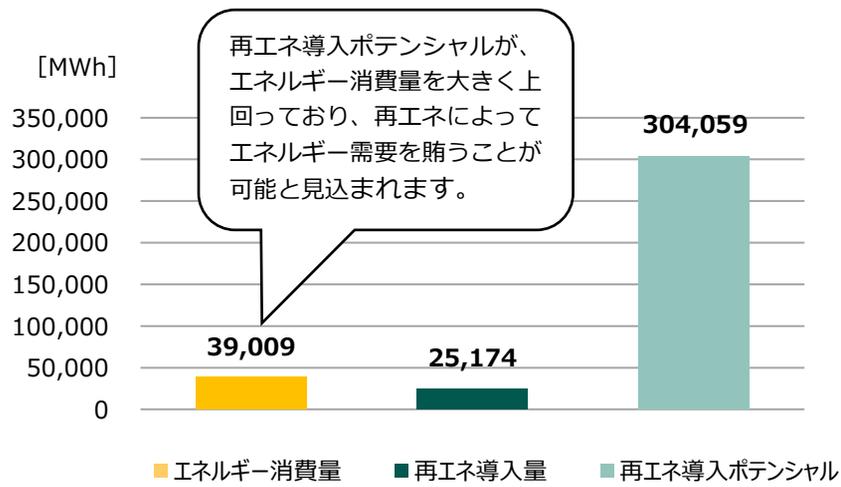
また、本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、エネルギー消費量を大きく上回っており、再生可能エネルギーによってエネルギー需要を賄うことが可能と見込まれます。

※MJ：メガジュール。熱量を表す単位。1ジュールは100gの物体を1m持ち上げるのに要するエネルギー。



自治体排出量カルテのデータを基に作成

図 3-40 再生可能エネルギー種別ポテンシャル
 (太陽光発電は発電電力量を熱量換算した値)



自治体排出量カルテのデータを基に作成 (https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html)

図 3-41 エネルギー需要と再エネ導入ポテンシャルの比較



第 4 章

温室効果ガス排出量の 現況把握と将来推計

4-1 温室効果ガス排出量の現況

(1) 温室効果ガス排出量の現況推計の考え方

温室効果ガス排出量の現況推計は、表 2-1 に掲げる本計画の対象部門・分野の温室効果ガスについて、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値をもとに、アンケート結果を盛り込んだ本町独自の推計値である「現況排出量独自推計」を算出しました。

この「排出量現況独自推計」は、「自治体排出量カルテ」が国や県の排出量から人口など統計値に基づく按分によって算出されているのに対し、アンケート調査に基づく住民のエネルギー使用量の実態を反映したものであり、より正確に本町の排出量を表していると考えられます。今後も毎年度のフォローアップ時にアンケート等を実施することにより、住民の削減努力の成果を反映することが可能です。

なお、自治体排出量カルテで使用されている現状推計の算出方法は、排出される二酸化炭素排出量が活動量[※]に比例すると仮定し、都道府県の活動量あたりの二酸化炭素排出量に市区町村の活動量を乗じて推計されています。部門別の算出方法の詳細は資料編に記載します。

※活動量：一定期間における生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 3 条第 1 項に基づき、活動量の指標が定められている。

具体的には、燃料の使用に伴う CO₂の排出量を算定する場合、ガソリンなどの燃料使用量[L など]が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴う CO₂の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になる。

自治体排出量カルテの二酸化炭素排出量算定方法

市区町村の CO₂排出量 = 都道府県の活動量あたりの CO₂排出量 × 市区町村の活動量

(2) 温室効果ガス排出量の現況推計

本町の温室効果ガス排出量の状況は以下のとおりです。

本町における令和 3（2021）年度（現況年度）の二酸化炭素排出量は、41,909t-CO₂で、平成 25（2013）年度（基準年度）と比較すると、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野の全てにおいて二酸化炭素排出量が減少しており、合計では 22.6%減少しています。

表 4 - 1 基準年度及び現況年度の排出量等の状況

区分		2013 年度（基準年度）			2021 年度（現況年度）				
		活動量	単位	排出量 (t-CO ₂ /年)	活動量	単位	排出量 (t-CO ₂ /年)	基準年度比	
産業部門	製造業	2,113,875	万円	20,628	2,339,483	万円	15,529	-25%	
	建設業・鉱業	194	人	413	132	人	270	-35%	
	農林水産業	28	人	853	30	人	753	-12%	
業務その他部門		1,022	人	5,847	849	人	4,796	-18%	
家庭部門		2,176	世帯	10,771	2,171	世帯	7,854	-27%	
運輸部門	自動車	旅客	4,233	台	7,747	4,239	台	5,761	-26%
		貨物	1,410	台	7,043	1,355	台	6,159	-13%
廃棄物分野	一般廃棄物	1,783	トン	831	1,689	トン	787	-5%	
合計				54,134			41,909	-22.6%	

※2021 年度（現況年度）は自治体排出量カルテにアンケート結果を加味した値。

※活動量のデータは、産業部門・業務その他部門は「経済センサス活動調査」、家庭部門は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、運輸部門は「自動車保有車両数統計電子データ版」のもの。

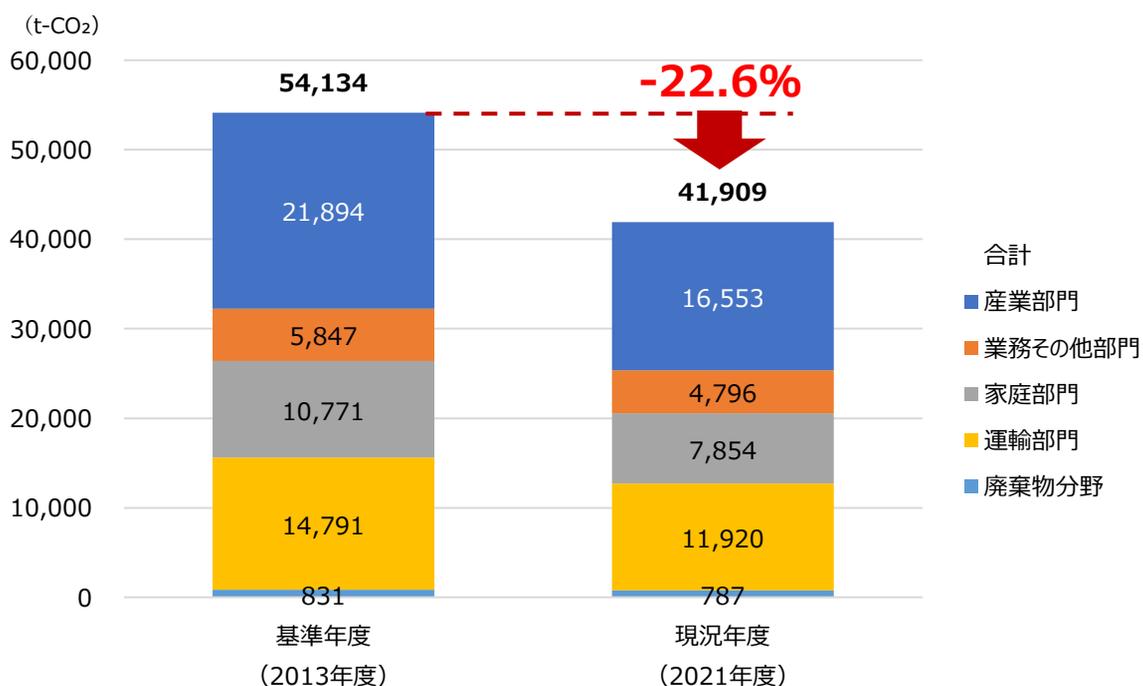


図 4 - 1 温室効果ガス排出量の現況

4-2 温室効果ガス将来推計

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計の考え方

温室効果ガス排出量の将来推計は、基準年度の排出量から、①人口減少や製造品出荷額の増減等の活動量変化を考慮した場合の将来推計結果（現状すう勢：BAU[※]）をもとに、②本計画で予定する施策に基づいて温室効果ガス排出削減対策が各主体で実施された場合の削減量（追加的削減量）を算出します。

また、③吸収量及び④再生可能エネルギーの導入による削減量を算出します。以上を総合的に踏まえ、令和 12（2030）年度及び令和 32（2050）年度の温室効果ガス排出量を推計します。

※BAU：現状すう勢ケース(BAU :Business As Usual)とは、今後、削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量であり、現状年度の排出量を基に、将来の人口や製造品出荷額の予測等の指標から算定する。

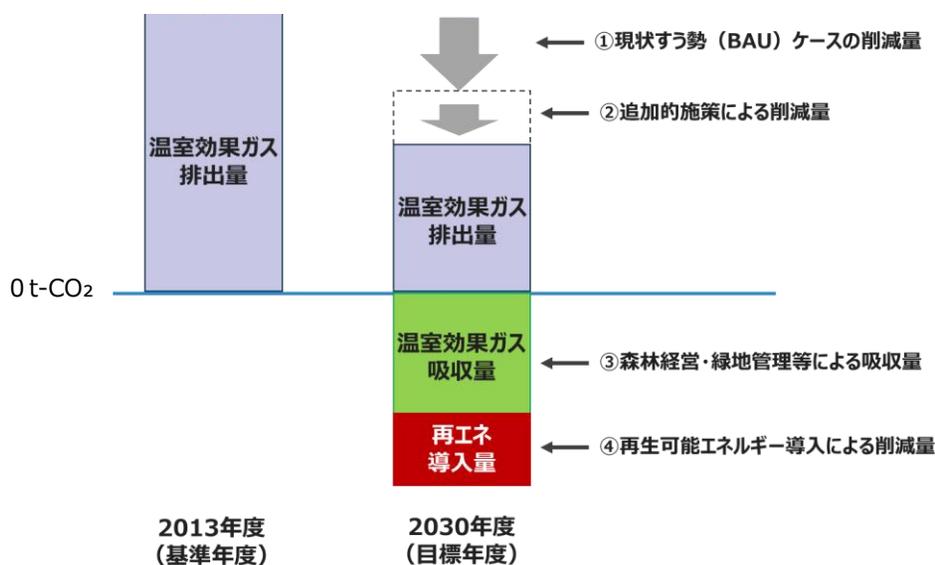


図 4-2 将来推計の考え方のイメージ

(2) 現状すう勢における温室効果ガス排出量の将来推計（BAU）

本町における将来の温室効果ガス排出量について、今後追加的な対策を見込まないまま、町の世帯数や産業等における活動量の変化に基づく排出量を推計した結果（現状すう勢における将来推計結果）を示します。

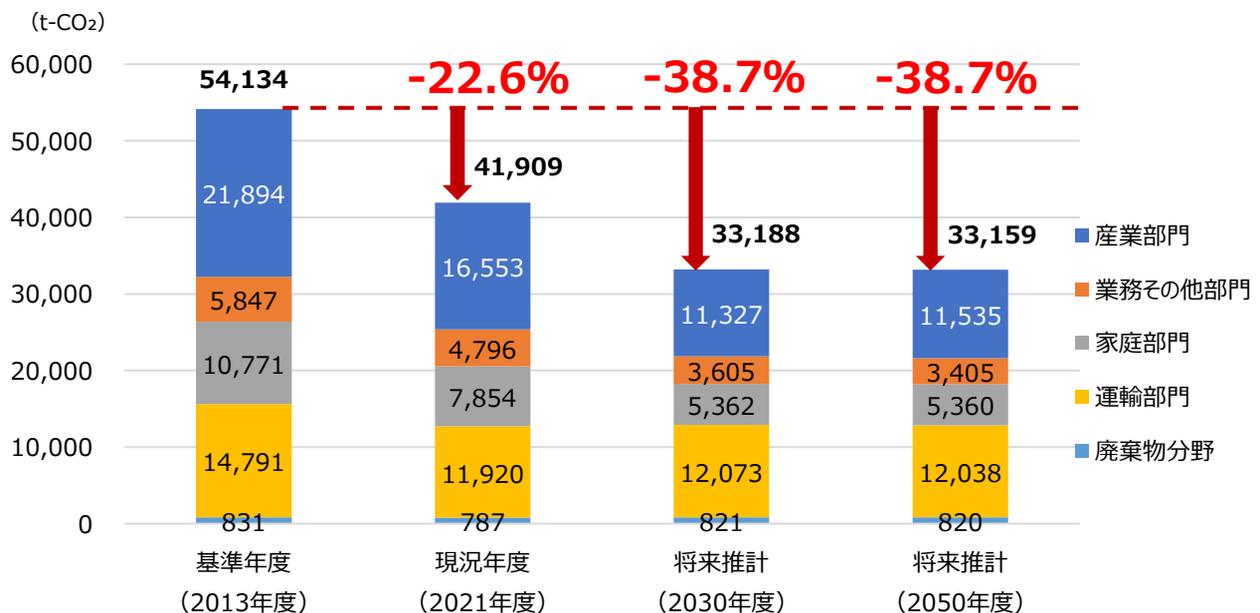
なお、活動量の変化は、各活動項目について現況年度（令和 3（2021）年度）を起点として過去 10 年間の実績をもとにそれぞれの将来推計年度の活動量を求めています。また、令和 12（2030）年度及び令和 32（2050）年度の電力排出係数については、国の地球温暖化対策計画において示されている 0.000253t-CO₂/kWh を用いています。推計の結果、令和 12（2030）年度の排出量は、33,188t-CO₂、令和 32（2050）年度の排出量は 33,159t-CO₂と算出されました。

表 4 - 2 活動量の将来変化

区分		活動項目	単位	2013年度	2021年度	2030年度	2050年度	
産業部門	製造業	製造品出荷額	億円	211.4	239.9	240.5	245.7	
	建設業・鉱業	従業員数	人	194	132	125	106	
	農林水産業	従業員数	人	28	30	31	31	
業務その他部門		従業員数	人	1,022	849	859	812	
家庭部門		世帯数	世帯	2,176	2,171	2,170	2,170	
運輸部門	自動車	旅客	保有台数	台	4,233	4,239	4,316	4,336
		貨物	保有台数	台	1,410	1,355	1,366	1,352
廃棄物分野	一般廃棄物	焼却量	トン	1,783	1,689	1,762	1,761	

表 4 - 3 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）（単位 t-CO₂）

区分	基準年度	現況年度	将来推計	将来推計
	2013年度	2021年度	2030年度	2050年度
産業部門	21,894	16,553	11,327	11,535
業務その他部門	5,847	4,796	3,605	3,405
家庭部門	10,771	7,854	5,362	5,360
運輸部門	14,791	11,920	12,073	12,038
廃棄物分野	831	787	821	820
合計	54,134	41,909	33,188	33,159



※森林吸収量については、森林整備等の対策が講じられている状態において発生するものであるため、現状のまま対策を講じないケース（BAU ケース）には含まないこととします。

図 4 - 3 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）

(3) 追加的削減量

省エネ対策を実施することにより、現状すう勢ケースからさらなる温室効果ガス排出削減量が見込まれます。国が地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月閣議決定）において掲げる取組による削減見込量から本町の活動量比に応じて削減見込量を算出しました。推計の結果、追加的削減量は2,455t-CO₂が見込まれます。

表4-4 追加的施策による削減見込み量

区分	取組の内容	削減量 (t-CO ₂)
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー農機の導入 ・業種間連携省エネルギーの取組推進 ・建築物の省エネルギー化（新築） ・建築物の省エネルギー化（改修） 	176
業務 その他 部門	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用給湯器の導入 ・高効率照明の導入 ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 ・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 ・建築物の省エネルギー化（新築）（再掲） ・建築物の省エネルギー化（改修）（再掲） 	423
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率照明の導入 ・高効率給湯器の導入 ・HEMS、スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 ・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 	933
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 道路照明の整備促進 ・環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化 ・公共交通機関の利用促進 ・自転車の利用促進 ・エコドライブ 	677
廃棄物 分野	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチックのリサイクルの促進 ・家庭における食品ロスの削減 ・プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進 	246
合計		2,455

(4) 森林吸収量

本町の森林全体の温室効果ガス吸収量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」のうち「森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法」に基づいて推計しました。

推計の対象とする森林は「森林経営対象森林」であり、森林経営活動に伴う面積に森林経営活動を実施した場合の吸収係数（2.46t-CO₂/ha・年）を乗じて算出しました。

本町には 1,624ha の森林が存在しており、県有林、町有林、私有林によって構成されています。全森林の人工林率は 32.0% であり、人工林ではスギ、ヒノキが多くを占めています。

私有林の樹種ごとの森林面積に対し、林野庁が公表している FM 率（Forest Management 率、森林経営率）をそれぞれ乗じて森林経営面積を算出し、吸収係数を乗じて二酸化炭素吸収量を算出したところ、2,327t-CO₂/年となりました。

表 4-5 浅川町の私有林の森林経営面積（単位：ha）

区分	樹種	私有林	私有林 FM 率※	私有林 FM 面積	CO ₂ 吸収量 (t-CO ₂ /年)
人工林	スギ	348	0.89	310	762
	ヒノキ	104	0.84	88	216
	トドマツ	0	0.89	0	0
	カラマツ	0	0.89	0	0
	アカエゾ	0	0.73	0	0
	その他	66	0.73	48	119
天然林	全樹種	1,086	0.46	500	1,229
合計				946	2,327

※FM 率は林野庁「森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（指導取りまとめ業務）」で示されている 2020 年度の値を使用。

(5) 再生可能エネルギーの導入による削減量

「3-9 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル」において算出された再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギー種別ごとに導入見込量を設定しました。それぞれの導入見込量に基づく削減量は以下のとおりです。

表4-6 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量（電気）

再生可能エネルギー種別	2030年度		2050年度	
	導入量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	導入量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
太陽光発電（建物系）	202	51	4,282	1,083
太陽光発電（土地系）	4,991	1,263	105,764	26,758
合計	5,193	1,314	110,046	27,841

表4-7 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量（熱）

再生可能エネルギー種別	2030年度		2050年度	
	導入量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	導入量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
太陽熱	100	25	6,449	535
合計	100	25	6,449	535

(6) 浅川町における温室効果ガス排出量の将来推計まとめ

前述(2)から(5)を踏まえて推計した令和12(2030)年度及び令和32(2050)年度の温室効果ガス排出量の見込みは以下のとおりです。

それぞれ27,067t-CO₂、0t-CO₂であり、基準年度比(平成25(2013)年度比)で50%、100%の削減が見込まれます。

表4-8 温室効果ガス排出量の将来推計 (単位:t-CO₂)

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2021年度	将来推計 2030年度		将来推計 2050年度	
			排出量	2013年度比 増減率	排出量	2013年度比 増減率
産業部門	21,894	16,553	11,151	-49.1%	11,359	-48.1%
業務その他部門	5,847	4,796	3,182	-45.6%	2,981	-49.0%
家庭部門	10,771	7,854	4,429	-58.9%	4,428	-58.9%
運輸部門	14,791	11,920	11,396	-23.0%	11,361	-23.2%
廃棄物分野	831	787	575	-30.8%	574	-30.9%
吸収量	-	-	-2,327	-	-2,327	-
再生可能 エネルギー導入	-	-	-1,339	-	-28,376	-
合計	54,134	41,909	27,067	-50.0%	0	-100.0%

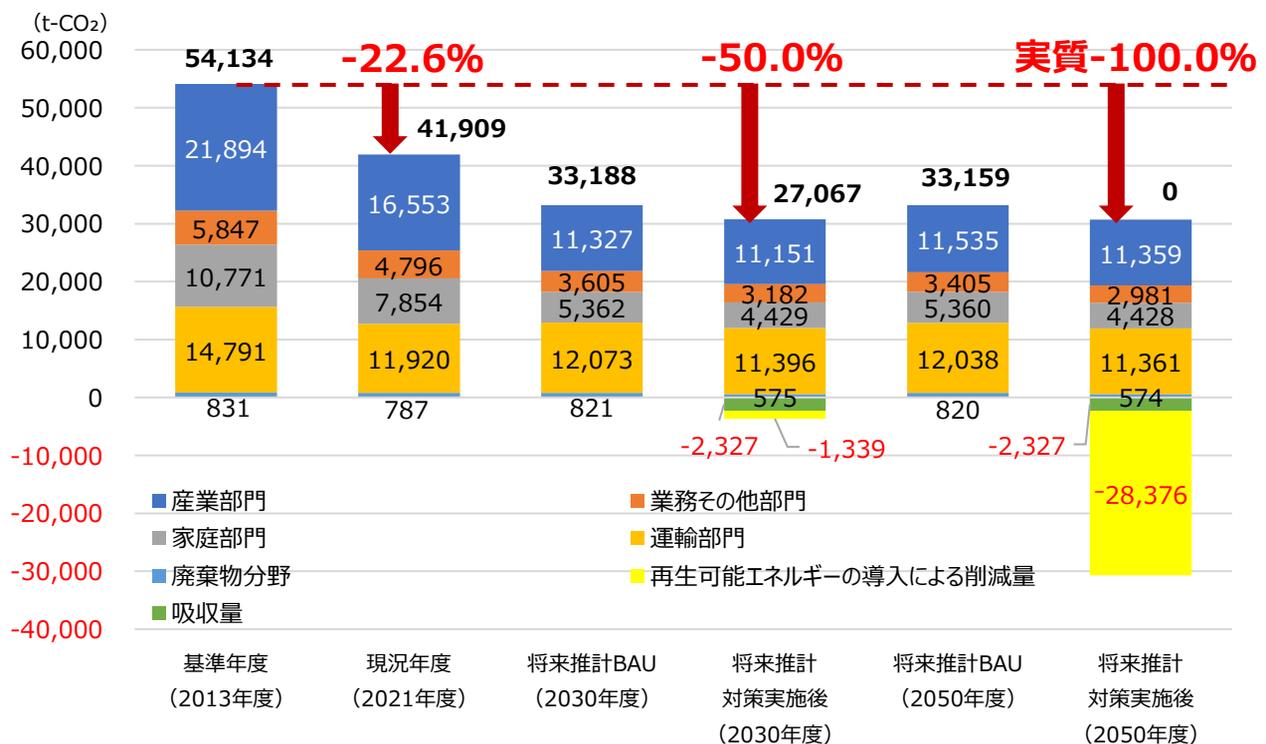


図4-4 温室効果ガス排出量の将来推計のまとめ



第 5 章 将来像と計画の目標

5-1 将来像と計画の目標

地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐために、町、町民、事業者が連携を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す必要があります。

各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、将来像として「笑顔あふれる ゼロカーボンのまち あさかわ」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGs の達成にも寄与します。



5-2 地域課題同時解決の考え方

国の第6次環境基本計画では、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策のみならず、人口減少や少子高齢化への対応、地域経済の活性化等、様々な社会経済的な課題を抱えていることから、これらの課題を複合的に解決していくことが求められています。本町においても、地球温暖化対策と併せて地域の諸課題を解決することを念頭に施策を推進し、SDGsへの貢献、住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指します。

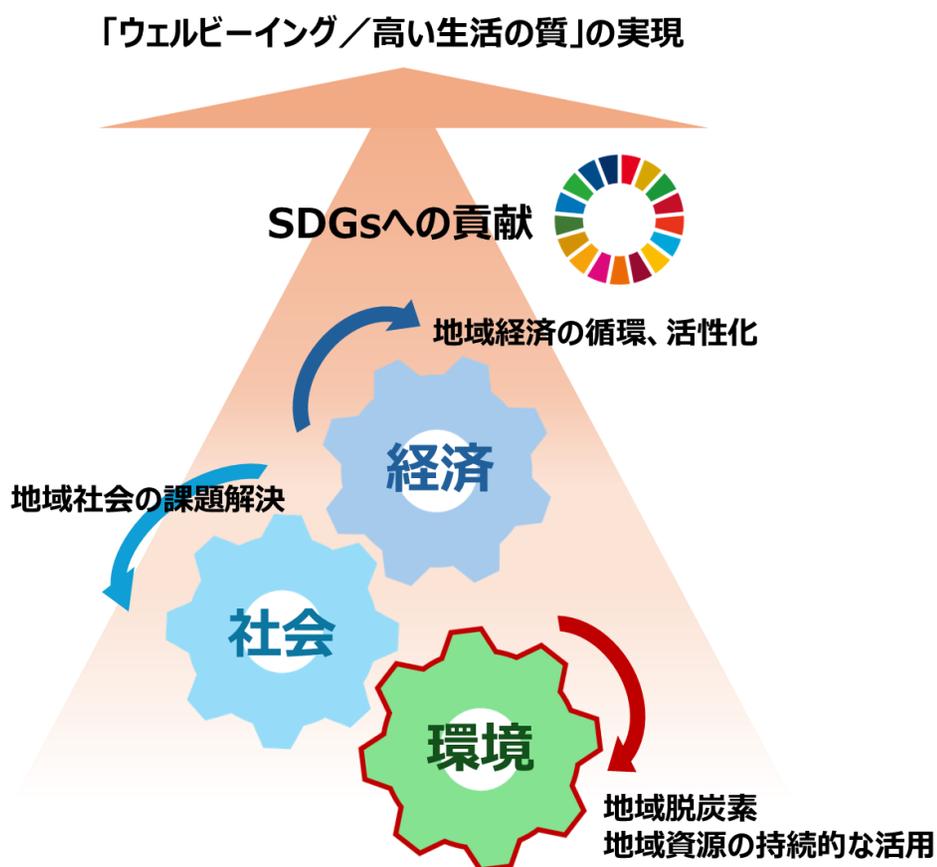


図5-1 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現イメージ

5-3 温室効果ガス削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和 12（2030）年度において、温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。

また、県の「福島県地球温暖化対策推進計画」では、国の目標を上回り、「令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 50%削減」する旨が示されています。

第 4 章における温室効果ガス排出量の推計結果及び県の目標を踏まえ、本町における温室効果ガス削減目標を以下のとおり定めます。

なお、目標達成に向けては、国や県の動向や優良事例に関する情報収集等を適宜行い、今後活用が見込まれる新技術を取り入れ、あらゆる施策を検討、実行していくことが必要です。

温室効果ガス削減目標（中期目標）

令和 12（2030）年度の町内における二酸化炭素排出量について、
平成 25（2013）年度比で **50%**削減します。

温室効果ガス削減目標（長期目標）

令和 32（2050）年度までのできるだけ早期に
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。

＼目標達成に向け、地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、行動を起こしましょう！／



5-4 再生可能エネルギー導入目標

「5-3 温室効果ガス削減目標」の温室効果ガス削減目標達成とともに、町内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

なお、再生可能エネルギー導入目標については、今後の技術革新などの社会情勢の変化を踏まえながら、適宜見直しを図ります。

再生可能エネルギー導入目標（中期目標）

令和 12（2030）年度導入目標（電気）	:	5,193 MWh/年
令和 12（2030）年度導入目標（熱）	:	100 GJ/年

再生可能エネルギー導入目標（長期目標）

令和 32（2050）年度導入目標（電気）	:	110,046 MWh/年
令和 32（2050）年度導入目標（熱）	:	7,612 GJ/年

表 5-1 再生可能エネルギー導入目標の内訳（電気）

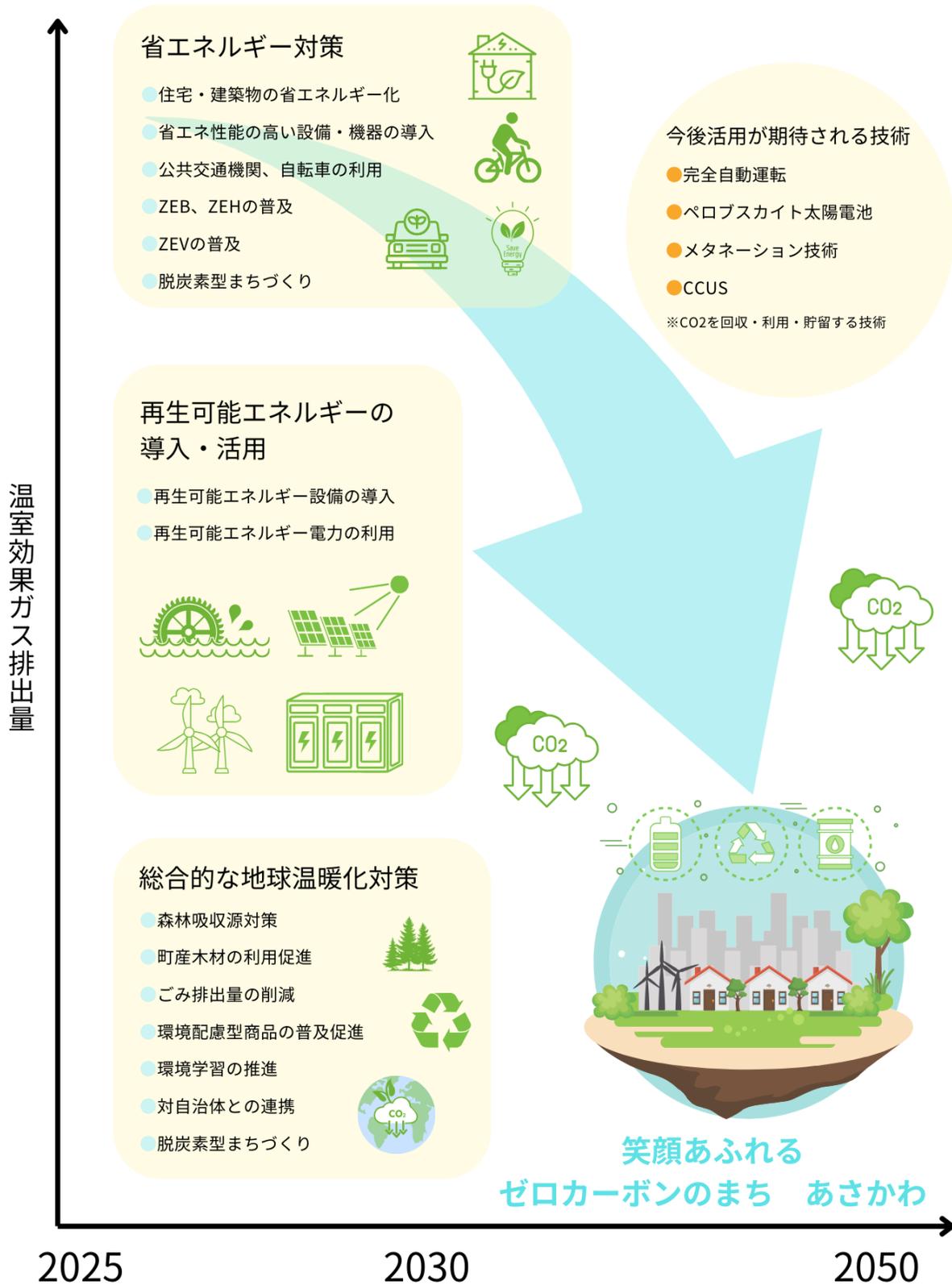
エネルギー種別	2030 年度 導入目標 (MWh/年)	2050 年度 導入目標 (MWh/年)	2050 年度の実現イメージ
太陽光 (建物系)	202	4,282	今後見込まれる新築及び新耐震基準を満たす既存建物の約 2 割の戸建て住宅等の屋根（881 戸程度）に太陽光発電が設置されている。
太陽光 (土地系)	4,991	105,764	本町の総面積のうちの約 1 %の土地に相当する面積（410,313 m ² 程度）に再生可能エネルギーが導入されている。
合計	5,193	110,046	

表 5-2 再生可能エネルギー導入目標の内訳（熱）

エネルギー種別	2030 年度導入目標 (GJ/年)	2050 年度導入目標 (GJ/年)	2050 年度の実現イメージ
太陽熱	100	7,612	今後見込まれる新築及び新耐震基準を満たす既存建物の約 2 割の戸建て住宅等の建物（881 戸程度）で太陽熱が利用されている。
合計	100	7,612	

5-5 脱炭素に向けたロードマップ

2050年 脱炭素に向けたロードマップ





第 6 章 目標達成に向けた施策

6-1 目標の成果指標

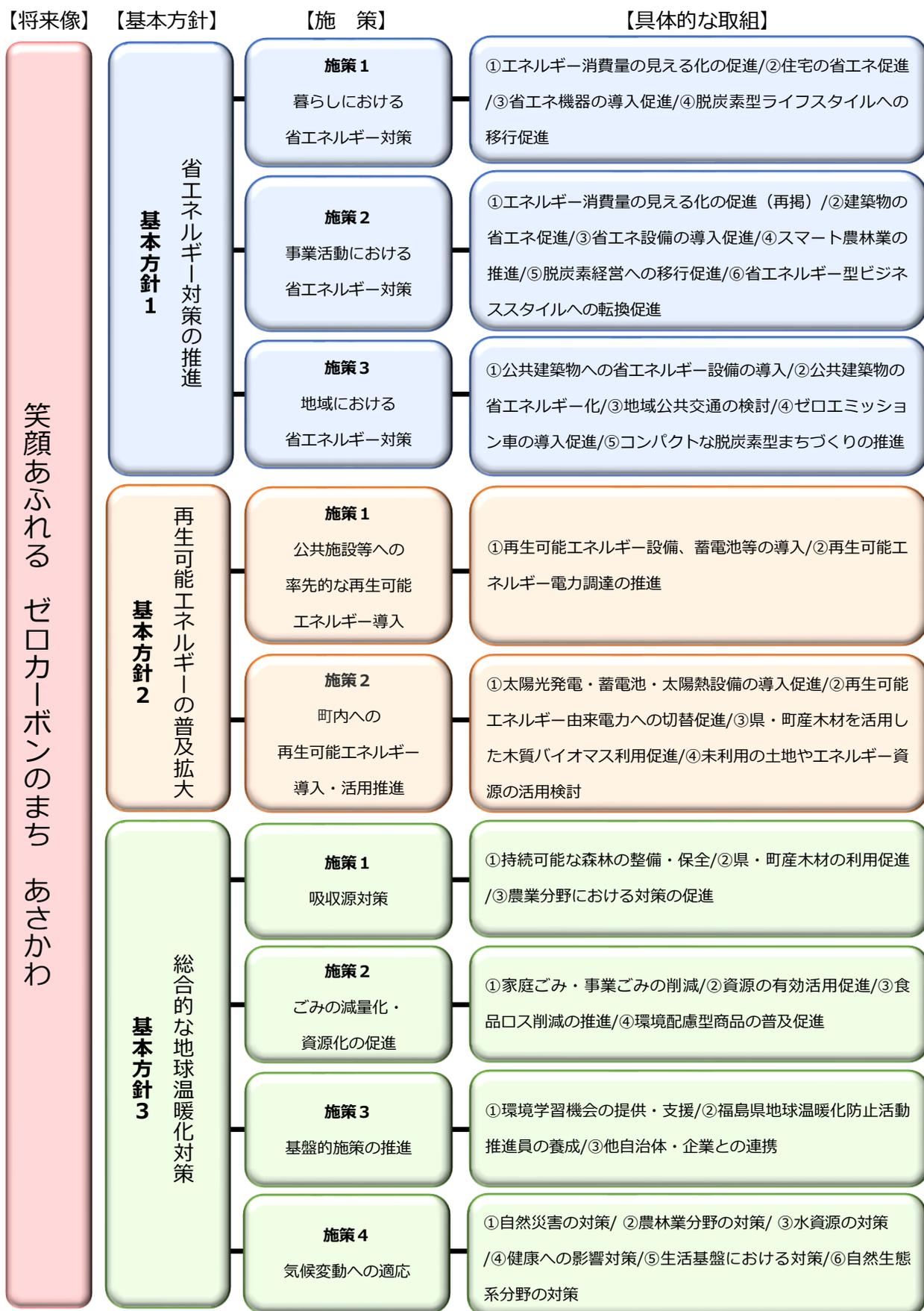
成果指標

成果指標	基準年度 (2013 年年度)	現況年度 (2021 年度)	目標値 (2030 年度)
CO ₂ 排出量 (産業部門)	21,894 t-CO ₂ /年	24.4% 削減 16,553 t-CO ₂ /年	49.1% 削減 11,151 t-CO ₂ /年
CO ₂ 排出量 (業務その他部門)	5,847 t-CO ₂ /年	18.0% 削減 4,796 t-CO ₂ /年	45.6% 削減 3,182 t-CO ₂ /年
CO ₂ 排出量 (家庭部門)	10,771 t-CO ₂ /年	27.1% 削減 7,854 t-CO ₂ /年	58.9% 削減 4,429 t-CO ₂ /年
CO ₂ 排出量 (運輸部門)	14,791 t-CO ₂ /年	19.4% 削減 11,920 t-CO ₂ /年	23.0% 削減 11,396 t-CO ₂ /年
CO ₂ 排出量 (廃棄物分野)	831 t-CO ₂ /年	5.3% 削減 787 t-CO ₂ /年	30.8% 削減 575 t-CO ₂ /年

【貢献する SDGs】



6-2 施策体系図



脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」

「デコ活」とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす（Decarbonization）と、環境に良い（eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、国民・消費者行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための新しい国民運動です。



出典：環境省ホームページ (<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)

1年間におけるCO₂削減効果、節約額の目安

太陽光発電設備の設置

(3.5kWの太陽光パネル)

919.8kg-CO₂/世帯

53,179円/年

LED等高効率照明の導入

(非高効率照明を2台交換)

27.2kg-CO₂/世帯

2,876円/年

冷蔵庫の買い替え

(10年前と最新型の比較)

107.8kg-CO₂/台

11,413円/年

エコドライブの実施

(燃費が10%改善)

117.3kg-CO₂/世帯

9,365円/年

ごみの削減(3R)

(マイボトルの使用等)

28.8kg-CO₂/世帯

3,784円/年

節水(ガス使用量削減)

(節水シャワーヘッド導入)

104.7kg-CO₂/世帯

15,647円/年

6-3 施策の推進

本計画の目標実現に向けた施策について、基本方針ごとに具体的な取組を示します。

「笑顔あふれる ゼロカーボンのまち あさかわ」実現のためには、地球温暖化問題を自分ごととして捉え、一人ひとりができることから行動を起こすことが大切です。

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

私たちの暮らしや社会は、エネルギーの消費によって成り立っています。日常生活に欠かすことのできない電気、ガス、水道はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸、通信等もすべてエネルギーを利用しています。脱炭素に向けて、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減は不可欠であり、省エネルギー対策を一層推進していく必要があります。

《貢献する SDGs》



施策 1 暮らしにおける省エネルギー対策

各家庭における二酸化炭素排出量の見える化及び適切な省エネ手法に関する情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

また、省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めます。

町の取組	内容
①エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギー管理システム）などの情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
②住宅の省エネ促進	既存の住宅、建築物の高気密化、高断熱化等の省エネルギー化や新築の住宅におけるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及啓発、実施に向けた支援を行います。
③省エネ機器の導入促進	高効率空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発を行い、導入のための支援策を検討します。
④脱炭素型ライフスタイルへの移行促進	脱炭素なライフスタイルへの変革に向け、「デコ活」や「家庭エコ診断」等の普及啓発を行います。

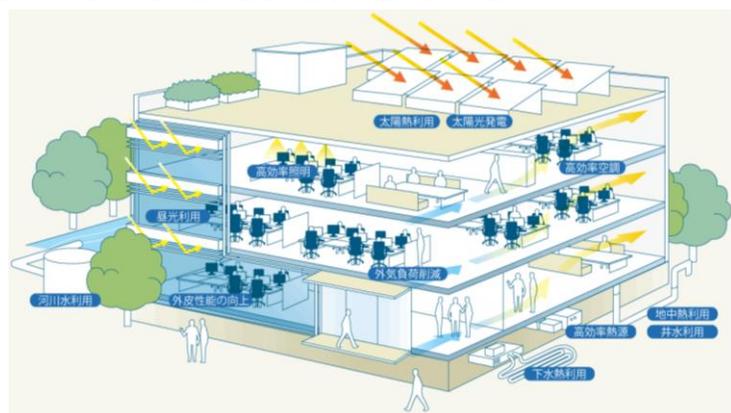
施策 2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、エネルギー使用量の把握や二酸化炭素排出量の見える化に関する情報、国や県の支援策などの幅広い情報提供を行うことにより、省エネ性能の高い設備、機器の導入及び省エネ性能に優れた建築物の普及を促進します。

また、ICTやロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組について、普及啓発、支援を行います。

町の取組	内容
①エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギーマネジメントシステム）などの情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
②建築物の省エネ促進	既存の建築物の高気密化、高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発、実施に向けた支援を行うとともに、新築の建築物における ZEB [※] の普及啓発、実施に向けた支援を行います。
③省エネ設備の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発、導入に向けた支援を行います。
④スマート農林業の推進	本町の基幹産業である農林業について、ICT 化や技術革新で省エネ化を図ることにより、農業者の高齢化や担い手の減少による労働力不足の解消にも繋がるスマート農林業の推進を図ります。
⑤脱炭素経営への移行促進	脱炭素経営への移行を促進するため、先行企業の取組に関する情報提供や、二酸化炭素排出量の把握、削減目標や計画の策定に関する支援を行います。
⑥省エネルギー型ビジネススタイルへの転換促進	国の「エコアクション 21」、「デコ活」や県の「ふくしまゼロカーボン宣言事業」等について普及啓発を行い、ビジネススタイルの転換を促進します。

※ZEB：室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。



出典：省エネポータル

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index02.html)

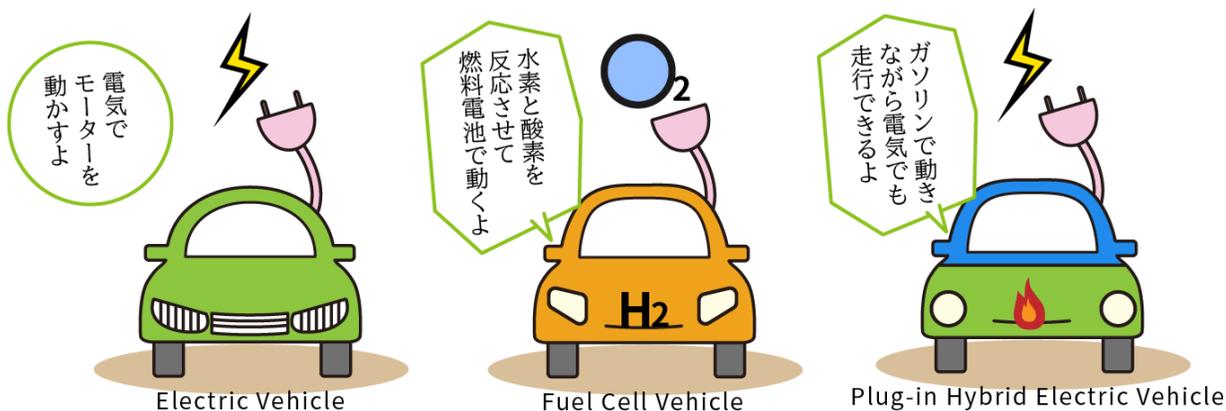
図 6-1 ZEB のイメージ図

施策 3 地域における省エネルギー対策

町の実情を踏まえながら、町民に向けた普及啓発を行うことで、公共交通機関の利用を促進します。

自動車交通における環境負荷の低減など、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV、FCV への転換を促進します。併せて国等の制度の活用によるインフラ整備を促進します。さらに、効率的な土地利用や交通流対策等によるコンパクトなまちづくりを推進します。

町の取組	内容
①公共建築物への省エネルギー設備の導入	既存施設（街路灯・防犯灯含む）の LED 導入率 100%を目指し、計画的に更新します。併せて高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。 また、家電製品やパソコン等の OA 機器の購入・更新時は省エネ性能が高いものを導入します。
②公共建築物の省エネルギー化	施設の新築及び大規模改修時には、省エネルギー化について検討し、新築については、原則 ZEB Oriented 相当以上を目指します。 断熱フィルム、複層ガラス、樹脂サッシ等の導入を推進し、建築物の断熱性の向上を図ります。
③地域公共交通の検討	J R 水郡線の利用促進に向けた取組を進め、利便性向上、乗車率向上を図るとともに、将来を見据えた本町の公共交通のあり方について総合的・多角的に検討します
④ゼロエミッション車の導入促進	ZEV（ゼロエミッション・ビークル）の導入促進に向けた情報提供、普及啓発を行うほか、国等の制度の活用による充電・充填インフラ整備を促進します。
⑤コンパクトな脱炭素型まちづくりの推進	土地利用関連計画の見直しを適宜行いながら、計画的な土地利用を進め、コンパクトな脱炭素型まちづくりを推進します。



出典：環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/air/zero_carbon_drive/)

図 6-2 EV、FCV、PHEV の特徴

基本方針 1 における指標

指標	現状（2023年度）	目標（2030年度）
「ふくしまゼロカーボン宣言事業」の参加数	事業所版 7 事業所 学校版 3 校	事業所版 15 事業所 学校版 3 校
公共交通路線数	1 路線	1 路線
町の事務事業からの温室効果ガス排出量	1,185t-CO2	764t-CO2

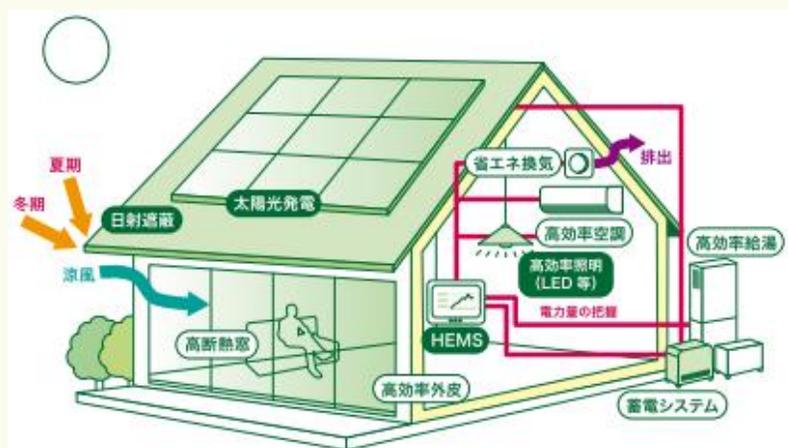
ふくしまゼロカーボン宣言事業とは

「ふくしまゼロカーボン宣言事業（事業所版）」は、県内すべての事業所に取り組んでいただきたいものとして県が示す地球温暖化対策に取り組むことを事業所に「宣言」していただき、県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進と環境配慮意識の醸成を図る事業です。



ZEH・ふくしま ZEH (F-ZEH) とは

ふくしま ZEH (F-ZEH) とは、次の要件を満たす住宅です。①ZEH の要件を満たす住宅であるもの、②別に定める外皮性能 UA 値の要件を満たしていること、③県産材を 10 立方メートル以上使用していること、④木質バイオマスを燃料とするストーブを導入すること。



出典：省エネポータルサイト (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html)

基本方針 1 省エネルギー対策の推進 における主体別の取組

町民 の取組

- **節電や節水を心がける。**
 - 照明やテレビのこまめな消灯、エアコンのフィルター掃除を行い、冷蔵庫のドアは開閉時間を短く、食品を詰め込みすぎないようにしましょう。
 - 洗面、歯みがきは洗面器やコップを使い、シャワーはこまめに閉めるようにしましょう。
- **冷暖房機器は適切な温度設定を行う。**
 - 室温が夏季は 28℃、冬季は 20℃になるように設定しましょう。
- **住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。**
 - ZEH 住宅の建設や HEMS を導入しましょう。
- **家庭エコ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。**
 - 環境省の「うちエコ診断 Web サービス」を活用しましょう。
- **電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。**
 - 省エネラベルをチェックして購入しましょう。
- **外出時は、可能な範囲で公共交通機関を利用する。**
 - バスや鉄道などは一人当たりの二酸化炭素排出量が少なく、地球に優しい乗り物です。積極的に利用しましょう。
- **自動車を購入する際は、ZEVを選択する。**
 - 走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車を選択しましょう。
- **エコドライブを心がける。**
 - 発進時のアクセルを緩やかに踏む、減速時はアクセルを早めに離す、アイドリングをやめるなど、エコドライブを実践しましょう。



事業者の取組

- **節電や節水について、社員へ周知を行う。**
→使用していない会議室や昼休み時間など、不要時は消灯しましょう。
また、手洗場等に節水器具を設置しましょう。
- **クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。**
→室温が夏季は 28℃、冬季は 20℃になるように設定し、過度な冷暖房に頼らずとも快適に過ごせるスタイルを取り入れましょう。
- **事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。**
→建物の ZEB 化や BEMS を導入しましょう。
- **省エネ診断を受診するとともに、（行政の支援制度を活用するなどしながら）、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。**
→福島県の企業・団体向け補助金・助成金等を活用しましょう。
- **機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。**
→省エネ基準（トップランナー基準）等をチェックして購入しましょう。
- **事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する。**
→走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車を選択しましょう。
- **通勤や事業活動での移動の際は、可能な範囲で公共交通機関を利用する。**
→公共交通機関を利用し、省エネと健康増進を図りましょう。



取組のメリット

- **節電や節水**

→光熱水道費の節約につながります。

- **クールビズ・ウォームビズ**

→効率の向上、クリーニング代、光熱費の節約につながります。

- **ZEB・ZEH化、省エネリフォーム、スマートメーターの導入**

→健康、快適な住環境を享受でき、換気の効率向上、光熱費の節約にもつながります。また、遮音・防音効果の向上、大幅な省エネの実現が期待でき、防災レジリエンスの向上にもつながります。

- **省エネ家電の導入**

→電気代の節約や、健康、快適な住環境づくりにつながります。

- **スマートムーブ**

→運動量の確保により健康的な生活の促進につながります。

徒歩・自転車利用で交通渋滞の緩和につながります。

エコドライブにより燃費の向上が期待できます。

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大

省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らしつつ、必要となるエネルギーについては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーにより賄うことで、脱炭素社会の実現を目指します。

《貢献する SDGs》



施策 1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、町が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

町の取組	内容
①再生可能エネルギー設備、蓄電池等の導入	<p>町有建築物等への太陽光発電設備の導入に向けて実施した導入可能性調査の結果を踏まえ、優先順位をつけながら導入を進めます。</p> <p>なお、2030年度までに、設置可能な建築物等の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。</p> <p>また、発電した電力の効率的利用及び災害時にも活用できるよう、太陽光発電設備導入時には蓄電池の導入を検討します。</p>
②再生可能エネルギー電力調達の推進	<p>政府実行計画に準じて再生可能エネルギー電力の調達を検討し、令和12(2030)年までに町で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とします。</p> <p>再生可能エネルギー電力の調達にできない場合は、排出係数が低い電力調達にすることを検討します。</p>

再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギーとは、石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことです。

温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。



太陽光発電



風力発電



小水力発電

施策 2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所、街区における再生可能エネルギー電気、熱を自家消費するための設備（太陽光発電、ペレットボイラー等）の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。

町の取組	内容
①太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入促進	「浅川町住宅用太陽光発電システム設置補助金」を引き続き交付するなど、太陽光発電設備の導入に向けた支援を行うとともに、蓄電池についても普及啓発を実施し、脱炭素と併せて災害時のレジリエンス強化を図ります。
②再生可能エネルギー由来電力への切替促進	太陽光等で発電された再生可能エネルギー由来電力の利用拡大のため、再生可能エネルギー由来電力プランに関する普及啓発を行います。
③県・町産木材を活用した木質バイオマス利用促進	民間事業者等が整備する建築物や、民間住宅への木質バイオマスエネルギー利用設備の導入に関する情報提供を行い、木質バイオマス利用促進に努めます。
④未利用の土地やエネルギー資源の活用検討	遊休地や荒廃農地等のエネルギー生産場所としての利活用を促進するとともに、農地借受け希望者へのあつ旋を積極的に進め、遊休荒廃農地の解消を推進します。

企業の脱炭素経営とは

脱炭素経営とは、気候変動対策（≒脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のことです。カーボンニュートラルの実現に向けた動きは、自社の取組のみならず、原材料の製造や輸送といった上流から製品の使用・廃棄等の下流まで取引を行う一連の企業にも広がっています。カーボンニュートラルに向けた取組を進めることは、中小企業の経営戦略にとっても重要な課題となっています。

【脱炭素経営に取り組む5つのメリット】

1 優位性の構築	他社より早く取り組むことで「脱炭素経営が進んでいる企業」や「先進的な企業」という良いイメージを獲得できます。
2 光熱費・燃料費の低減	年々高騰する原料費の対策にも、企業の業種によっては光熱費が半分近く削減できることもあります。
3 知名度・認知度向上	環境に対する先進的な取組がメディアに取り上げられることも、お問い合わせが増えることで売上の増加も見込めます。
4 社員のモチベーション・人材獲得力向上	自社の社会貢献は社員のモチベーションにつながります。また、サステナブルな企業へ従事したい社員数は年々増加しています。
5 好条件での資金調達	企業の長期的な期待値を測る指標として、脱炭素への取組が重要指標化しています。

出典：環境省「中小規模事業者向けの脱炭素経営導入ハンドブック」(<https://www.env.go.jp/content/000114653.pdf>)

基本方針 2 における指標

取組目標	現状（2023年度）	目標（2030年度）
太陽光発電の設置数（住宅用）	93件	150件
公共施設の太陽光発電・蓄電池の導入数	3施設	6施設
浅川町内における太陽光発電設備の導入容量※	19,155kW	20,101kW

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト

(<https://www.fit-portal.go.jp/publicinfosummary>)

町内の取組例

令和6年10月に完成した浅川町立浅川中学校校舎の屋根には、太陽光パネルが設置されており、太陽光発電を行っています。

また、町内事業者においても、事業所の屋根等に積極的に再生可能エネルギーを導入しています。



浅川中学校の校舎



町内事業者の取組

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大 における主体別の取組

町民の取組

- **太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。**

→行政の補助金を有効活用し、太陽光発電システムを導入しましょう。

併せて蓄電システムを導入しましょう。蓄電システムの導入は、発電量が天候に左右される太陽光発電の不安定性を解決するだけでなく、災害時にも電源を確保することができます。

再エネ設備の導入は、二酸化炭素排出量削減だけでなく、光熱費の節約効果も期待できます。

- **電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。**

→「CO₂ フリー料金プラン」等の再エネ電力プランを選ぶことで、使用電力を再生可能エネルギー由来の電気に切り替えることができます。

- **自動車を購入する際は、Z E Vを選択する。**

→走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車を選択しましょう。

- **薪ストーブやペレットストーブを導入する。**

→化石燃料を使用しないため、環境への配慮、森林資源の活用につながります。



事業者の取組

- **太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。**

→行政の補助金を有効活用し、太陽光発電システムを導入しましょう。併せて蓄電システムを導入しましょう。発電量が天候に左右される太陽光発電の不安定性を解決するだけでなく、災害時にも電源を確保することができます。二酸化炭素排出量削減だけでなく、光熱費の節約効果も期待できます。

- **電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。**

→「CO₂フリー料金プラン」等の再エネ電気プランを選ぶことで、再生可能エネルギー由来の電気に切り替えられます。

- **事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する。**

→走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの、次世代自動車を選択しましょう。

- **木質バイオマスストーブ、ボイラーを導入する。**

→化石燃料を使用しないため、環境への配慮、森林資源の活用につながります。



取組のメリット

- **太陽光パネルの設置**

→自宅や事業所に電源を保持することで、電力の自家消費による光熱費の節約、余剰分の売電による売電収入につながります。

- **蓄電システムの導入**

→貯めた電気やエネルギーの有効活用を通じて、光熱費の節約や防災レジリエンスの向上に繋がります。

- **ZEV の導入**

→ガソリン代削減によるコストパフォーマンス向上につながるとともに、蓄電池として災害時に活用することもできます。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に限らず、脱炭素の早期実現に向け、本町における豊富な森林資源を活用した吸収源対策や、廃棄物対策等、多様な手法を用いた地球温暖化対策を推進します。

また、すでに顕在化している気候変動への影響に備える適応策を推進します。

◀貢献する SDGs▶



施策 1 吸収源対策

本町の豊富な森林資源を活用し、二酸化炭素排出量の削減と併せて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。

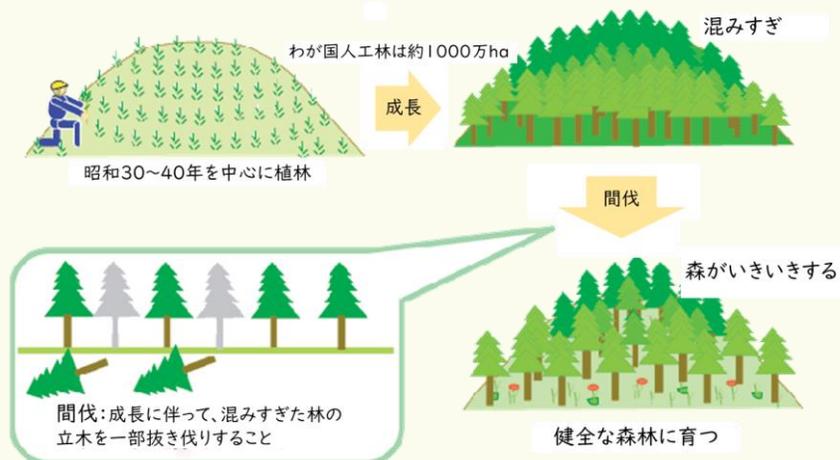
吸収源対策として、森林の適切な整備による保全やクレジット創出による地域への経済循環を推進し、持続可能なまちづくりを行います。

町の取組	内容
①持続可能な森林の整備・保全	<p>森林の持つ多面的な機能の維持・発揮に向け、松くい虫の防除を行うとともに、森林環境譲与税等を活用しながら、適切な間伐等の森林施業を促進し、森林の保全・育成に努めます。</p> <p>また、森林所有者に対する情報提供及び普及啓発を通じ、間伐、再造林等の森林整備を促進するとともに、森林の適切な経営管理によりJ-クレジットの創出を進めます。併せて小規模森林のとりまとめや林道の整備についても、国等の制度も活用しながら推進します。</p> <p>さらに、森林資源を地域内で持続的に循環させる地域内エコシステムの構築を進めます。</p>
②県・町産木材の利用促進	<p>木の文化を発信するイベントの開催等を通じて、木と触れ合い、木の良さを知ってもらう機会を町民に提供し、木材利用への関心向上、森林・林業への理解の深化、木材利用の促進に取り組みます。</p> <p>また、今後整備する公共建築物については、率先して県・町産木材の利用に取り組むほか、公共建築物等に導入する机等の備品・家具等は、可能な限り木材製品とします。</p>
③農業分野における対策の促進	<p>関係団体と連携して、「水稻栽培における中干し期間の延長」や「バイオ炭の施用」などの農業分野における対策について、普及啓発を行います。</p>

森林による二酸化炭素の吸収

地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。

森林を構成している樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え成長します。成長期の若い森林は、二酸化炭素をたくさん吸収して大きくなりますが、成熟すると二酸化炭素を吸収する割合が低下していきます。一般的には、温暖化対策のために木を植えるというイメージがありますが、健全な森林を整備・保全することも、重要な温暖化対策になります。

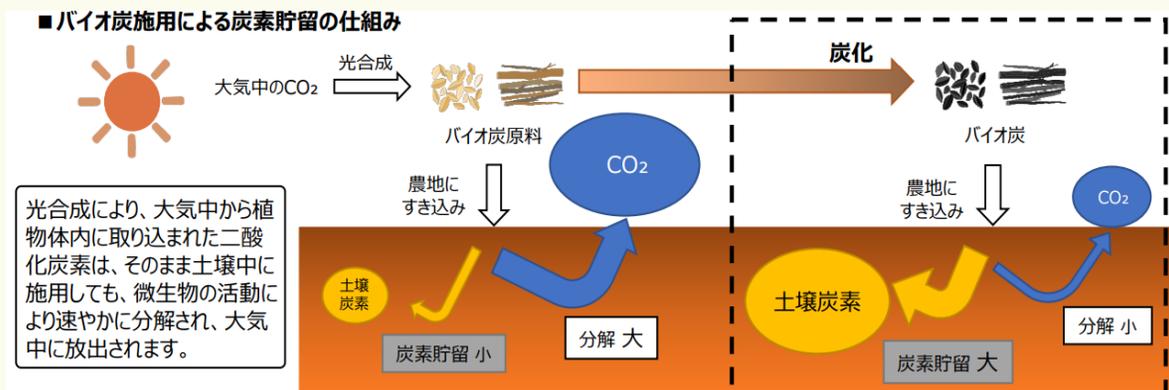


農業分野における取組例（バイオ炭）

バイオ炭とは、木炭や竹炭といった生物資源を材料とした炭化物のことです。具体的な定義としては、「燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超えの温度でバイオマスを加熱して作られる固形物」とされています。木材や竹などを炭化し、バイオ炭として土壌に施用することで、その炭素を土壌に閉じ込め(炭素貯留)、大気中への放出を減らすことが可能になります。

バイオ炭の利用には多くのメリットが存在します。バイオ炭は、土壌の保水性や透水性の向上、中和作用、水質の浄化といった土壌改良効果を持ち、作物の収穫量を増やすことができます。

また、二酸化炭素の吸収効果を持つため地球温暖化防止に役立ち、農薬・化学肥料濃農業や食料・木材自給率の低迷、耕作放棄地の増大や人工林、竹林の管理放棄といった社会的な問題の解決にもつながると言われています。



出典：農林水産省ホームページ (<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/attach/pdf/biochar-1.pdf>)

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なリサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

町の取組	内容
①家庭ごみ・事業ごみの削減	「福島県環境アプリ ^{※1} 」の利用促進や、4 R 運動 ^{※2} の推進により、ごみの分別方法や家庭や事業活動に伴うごみの排出削減について普及啓発を行うとともに、町の事務事業において紙やプラスチック製品の使用削減を率先して行います。
②資源の有効活用促進	分別回収の徹底や、古紙回収ボックス及びトレイ回収ボックスの利用を促進するなど、多様なリサイクル活動の実施について働きかけます。
③食品ロス削減の推進	家庭等における食品ロス削減活動の普及啓発を行うとともに、県が実施している「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」に協力する「福島県食べ残しゼロ協力店・事業所」の認定申請を促進します。
④環境配慮型商品の普及促進	環境ラベル ^{※3} の付いた商品等、環境配慮型商品の購入促進のため、普及啓発を行います。町においても、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用を徹底して行います。

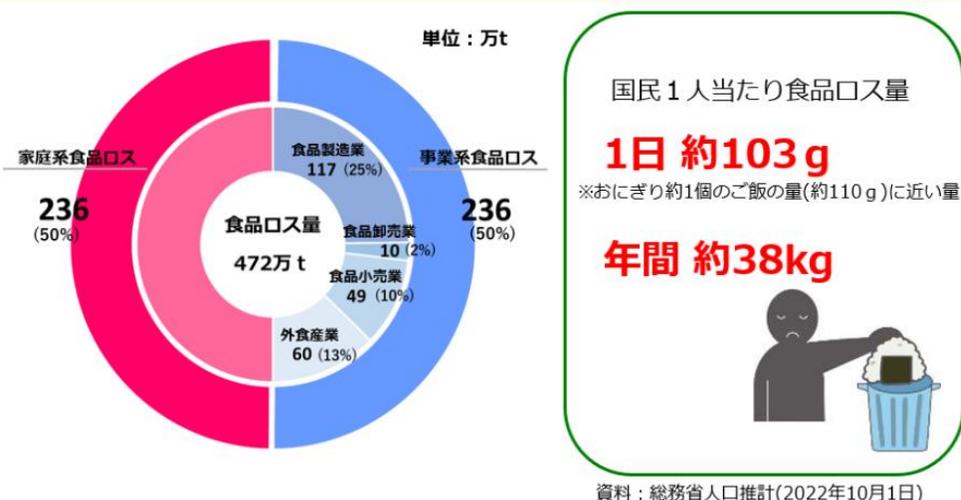
※1 福島県環境アプリ：福島が配信している、ごみの収集日やエコ活動を行うことでポイントが獲得できるスマートフォン・タブレット向けのアプリケーション。

※2 4 R 運動：リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用 運動）、リフューズ（発生回避）。

※3 環境ラベル：商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目印。

食品ロスの現状

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。食品ロスの量は、年間 472 万 t になっており（令和 4 年度推計値）、日本人の 1 人当たりの食品ロス量は 1 年で約 38kg となっています。これは、日本人 1 人当たりが、毎日おにぎり約 1 個分のご飯の量を捨てているのと近い量になります。



出典：農林水産省ホームページ (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html)

施策 3 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさやそれを活かす取組に関する多様な学習機会の提供に努め、意識醸成を図ります。

また、町民や来訪者に向けたエコツーリズムを展開するなど、地域資源を活かし、地域経済を活性化させる取組を進めます。

他自治体や企業との連携については、本町の取組について多様な情報発信に努めるほか、創出したクレジットの販売を契機にして、本町と都市部の間でヒト、モノ、カネの循環を創出し、町内への経済効果を誘導します。

町の取組	内容
①環境学習機会の提供・支援	町の特色である豊かな自然を子どもから大人までが学ぶことができる環境学習の機会を提供します。
②福島県地球温暖化防止活動推進員の養成	県と連携し、福島県地球温暖化防止活動推進員の普及啓発に取り組みます。
③他自治体・企業との連携	エネルギーや資源の地産地消を前提とした上で、創出したクレジットの販売を模索し、経済活性化や地域循環共生圏の確立の実現を目指します。

J-クレジット制度とは

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。



出典：環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html)

施策 4 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、町民アンケート調査の結果で影響・関心の高かった自然災害、農林業、水資源、健康、生活基盤（インフラ）、自然生態系の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本町にもたらす影響についてモニタリングを行います。

町の取組	内容
①自然災害の対策	「浅川町地域防災計画」に基づき、防災訓練の実施や危険箇所を示したハザードマップの提供、台風前後、豪雨中後などにパトロールを実施するなど、町民を安全に避難誘導するために備えます。
②農林業分野の対策	農作物に悪影響を与える病害虫に関する情報収集や対策の検討を進めます。 また、気象状況に応じて高温や排水の技術対策等について、農協や農業委員会等の関係機関と連携して農業者に情報提供を行います。
③水資源の対策	水利用ピーク時の浄水量確保のため、各種広報媒体により節水を呼びかけるとともに、小学生の水道施設見学などの機会を通じ、水の重要性の啓発に努めます。
④健康への影響対策	熱中症予防に関するリーフレット等の配布、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の活用等に係る普及啓発を実施します。 また、学校におけるスポーツ活動や下校時の熱中症予防対策の指針を検討します。
⑤生活基盤における対策	大雪や暖気・降雨等による道路交通への影響を軽減するため、気象予報を注視し、道路パトロールを強化します。 また、計画的な幹線道路の整備を検討します。
⑥自然生態系分野の対策	地域の生物多様性を保全するため、町民への外来生物の周知活動や、防除や捕獲に関する支援を行います。

浅川町 洪水・土砂災害ハザードマップ

このマップは、福島県が公表した「洪水浸水想定区域図」「土砂災害の危険性のある区域図」を基に、阿武隈川水系社川の洪水浸水想定区域や土砂災害危険箇所、避難所を地図上に表示したものです。地域住民の皆さんの住居や職場などがある地域の浸水状況を把握したり、洪水時は自ら安全な場所に避難したりする際などに活用してください。

【留意事項】

浸水想定区域

福島県が令和2年3月に指定した、社川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（社川流域の2日間の総雨量328mm）に降る洪水により、社川が氾濫した場合の浸水の状況を3次元シミュレーションにより予測したものです。なお、この3次元シミュレーションの実績にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても、浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

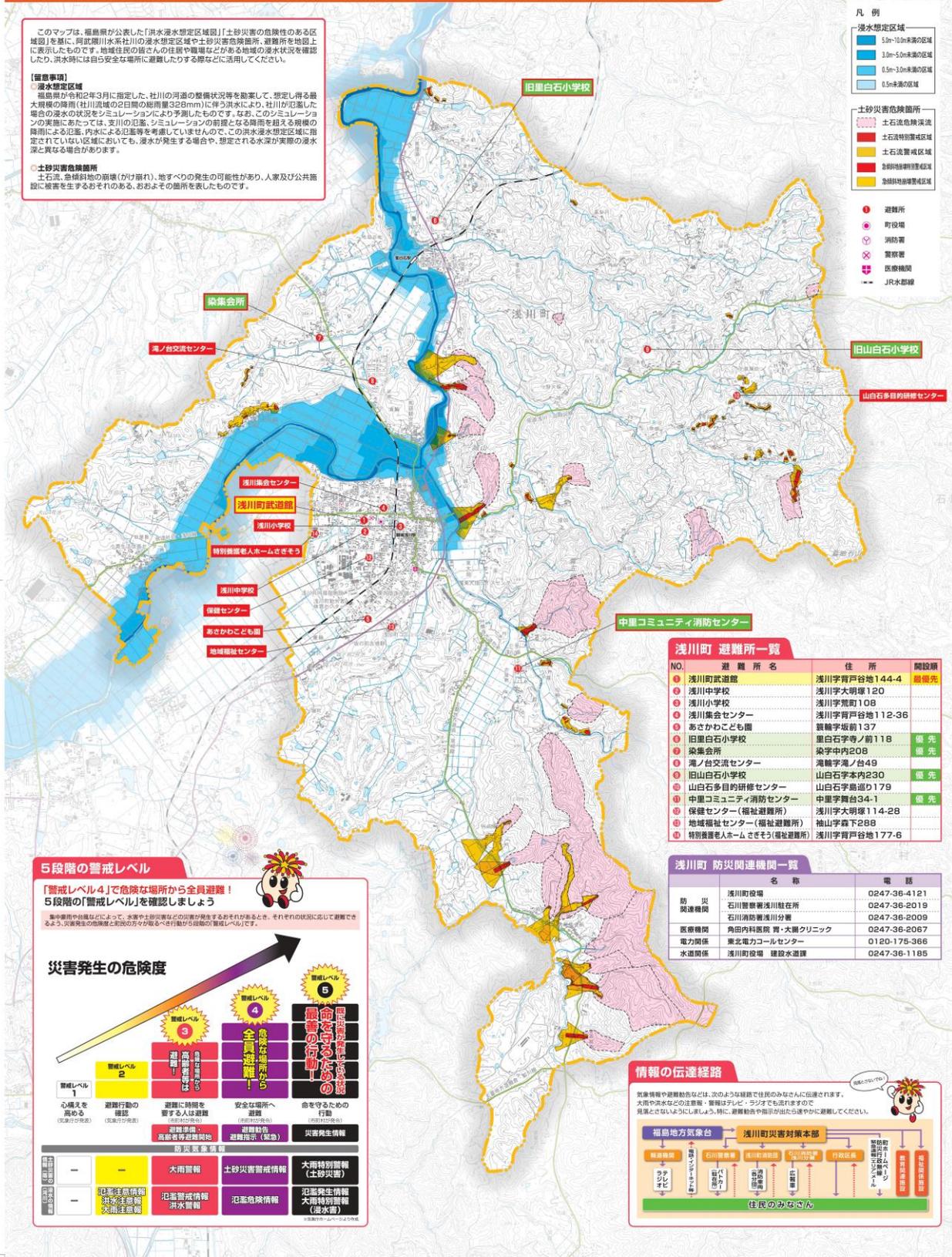
土砂災害危険箇所

土石流、急傾斜地の崩壊（かけ崩れ）、地すべりの発生の可能性があり、人家及び公共施設に被害を生ずるおそれのある、およびその箇所を表示したものです。



凡例

- 浸水想定区域
 - 5.0m~10.0m水深の区域
 - 3.0m~5.0m水深の区域
 - 0.5m~3.0m水深の区域
 - 0.5m未満の区域
- 土砂災害危険箇所
 - 土石流危険渓流
 - 土石流特別警戒区域
 - 土石流警戒区域
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 急傾斜地崩壊警戒区域
- 避難所
- 町役場
- 消防署
- 警察署
- 医療機関
- JR水郡線



浅川町 避難所一覧

NO.	避難所名	住所	開設種別
①	浅川町武道館	浅川字青戸谷地144-4	避難先
②	浅川中学校	浅川字大明塚120	避難先
③	浅川小学校	浅川字荒町108	避難先
④	浅川集会所	浅川字青戸谷地112-36	避難先
⑤	あさかわこども園	新橋字坂前137	避難先
⑥	旧山白石小学校	山白石字青ノ前118	優先
⑦	集会所	染字中内208	優先
⑧	滝ノ台交流センター	滝ノ台49	優先
⑨	旧山白石小学校	山白石字本内230	優先
⑩	山白石多目的研修センター	山白石字高道り179	優先
⑪	中里コミュニティ消防センター	中里字舞台34-1	優先
⑫	保健センター(福祉避難所)	浅川字大明塚114-28	優先
⑬	地域福祉センター(福祉避難所)	袖山字森下288	優先
⑭	特別養護老人ホームさきそう(福祉避難所)	浅川字青戸谷地177-6	優先

浅川町 防災関連機関一覧

防災関連機関	名称	電話
町役場	浅川町役場	0247-36-4121
消防機関	石川警察署浅川駐在所	0247-36-2019
	石川消防署浅川分署	0247-36-2009
医療機関	内田内科医院 青・大黒クリニック	0247-36-2067
電力関係	東北電力コールセンター	0120-175-366
水道関係	浅川町役場 建設水道課	0247-36-1185

5段階の警戒レベル

【警戒レベル4】で危険な場所から全員避難！
5段階の「警戒レベル」を確認しましょう

集中豪雨や台風などによって、水害や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき、それおそれの状況に応じて避難できるような、災害発生時の危険度と対応の方針がわかる5段階の「警戒レベル」です。



情報の伝達経路

気象情報や避難勧告などは、次のような経路で住民のみなさんに伝達されます。大雨や洪水などの注意報、警報はテレビ・ラジオでも伝達しますので、見落とさないようにしましょう。特に、避難勧告や指示が出たら速やかに避難してください。



図 6-3 浅川町 洪水・土砂災害ハザードマップ

第6章 目標達成に向けた施策

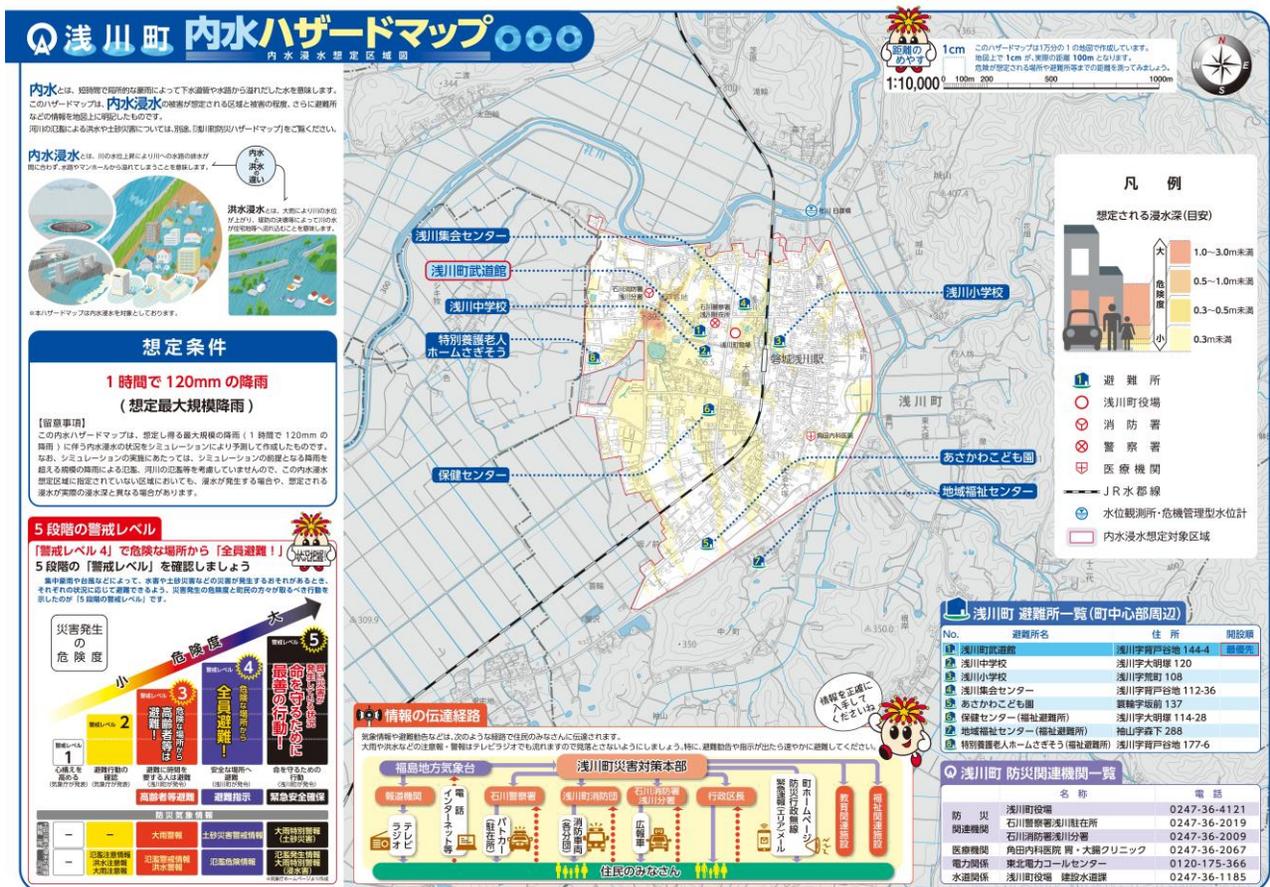


図 6-4 浅川町内水ハザードマップ

気候変動適応7分野

農林水産業

現状・将来予測: 品質低下 収量低下 (コメ(白未熟粒) リンゴ(白焼け))

考えられる適応策: 高温耐性品種への変更、作付け時期の調整、品質低下防止のための日よけ設置

水環境・水資源

現状・将来予測: 水質悪化、渇水

考えられる適応策: 節水・雨水利用などの工夫、ダム湖、水の循環装置などを使用した水質改善

自然生態系

現状・将来予測: 希少な動植物絶滅の可能性、サンゴ(白化現象)

考えられる適応策: 森林のモニタリング、野生動物の個体群管理

健康

現状・将来予測: 熱中症、ヒトスジシマカが媒介するデング熱

考えられる適応策: こまめな水分補給、エアコンの適切な使用、水たまりを作らない工夫、ヒトスジシマカへの注意

自然災害・沿岸域

現状・将来予測: 土砂災害、浸水被害

考えられる適応策: ハザードマップ(洪水被害予測地図)の確認、避難経路の確認、治水安全度向上のためのハード整備、雨水貯留槽など

国民生活・都市生活

現状・将来予測: インフラへの影響、伝統行事などへの影響

考えられる適応策: 地下鉄等の浸水対策、止水板、植物の開花や紅葉など生物季節の観測

産業・経済活動

現状・将来予測: 生産設備などへの影響、レジャー・観光などへの影響

考えられる適応策: 事業継続計画(BCP)の策定、災害時多言語支援

出典：気候変動適応情報プラットフォーム (<https://adaptation-platform.nies.go.jp/about/illustration.html>)

基本方針 3 における指標

取組目標	現状（2023 年度）	目標（2030 年度）
福島森林再生事業（森林整備事業）取組面積	45 ha	60 ha
一人当たりのごみ排出量（家庭ごみ）※	638 g 日	580 g 日
リサイクル率※	10.9%	12%
浅川町ごみ減量用器材購入費補助金	25 件	50 件
防災訓練等の事業実施回数	1 回 年	1 回 年
小中学校などにおける環境学習（出前講座等） 機会の提供	0 回 年	1 回 年

※ごみ排出量及びリサイクル率は令和 4 年度一般廃棄物実態調査より

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策 における主体別の取組

町民の取組

- **森林整備**
→森林ボランティア団体の活動や自然体験教室等に参加しましょう。
- **新築、改築における県・町産木材の利用**
→住宅の新築、改築時は、地域資源を積極的に利用しましょう。
- **家庭での緑化**
→庭やベランダなどでの植栽や鉢植え、生け垣の設置など、家庭での緑化を推進しましょう。
- **資源の再利用**
→不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用しましょう。
- **食品ロスの削減**
→買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文しましょう。
- **環境学習**
→環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加しましょう。
- **熱中症対策**
→こまめな水分補給、エアコン導入や暑い日の行動抑制等をしましょう。
- **生ごみ堆肥化・減量化**
→ごみ減量用器材を活用し、生ごみの堆肥化や減量化を進めましょう。



事業者の取組

- **森林整備**
→県・町産木材の安定供給ができる体制の構築を目指しましょう。
- **県・町産木材の積極的利用**
→住宅設計、施工関係事業者は県・町産木材の利用を積極的に検討しましょう。
- **新築、改築における県・町産木材の利用**
→事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、県・町産木材の利用を検討しましょう。
- **ごみの分別**
→資源とごみを分別し、適正排出を行いましょう。
- **エコオフィス活動の実践**
→会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の使用量を削減しましょう。
- **プラスチックの使用抑制**
→生産、流通、販売時のプラスチック使用や過剰包装を抑制しましょう。
- **食品ロスの削減**
→飲食店での宴会時などは、30・10 運動を導入し、食べ残しを減らしましょう。
- **脱炭素に資する取組の発信**
→自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげましょう。
- **環境教育**
→職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材などを利用した社員への環境教育を行いましょう。



取組のメリット

- **暮らしに木を取り入れる**

→木材を使用することで、温かみや安らぎなど心理面での効果や、部屋を適度な湿度に保つ調湿作用が期待できます。

- **植林などの活動**

→環境を大事にする気持ちを行動で表すことができ、取組を発信・シェアすることで新たな人間関係の構築や取組の輪を広めることができます。

- **マイバッグ、マイボトル、マイ箸、マイストロー等を使う**

→家庭ごみの減量につながります。また、マイ用品を使うことで自分の好みに合ったおしゃれを自由に楽しむことができます。

- **食事を食べ残さない、食品ロスの削減**

→適量の注文により食事代を節約できます。また、家庭ごみの減量につながります。

- **生ごみ堆肥化**

→作った堆肥を家庭菜園やガーデニングに活用できます。

重点プロジェクト

プロジェクト1 エネルギー消費量の見える化の促進

EMS（エネルギーマネジメントシステム）、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、家庭エコ診断など、エネルギー消費量の見える化を行うシステム等の普及啓発、導入に向けた支援を行うことで、エネルギー消費量の見える化の促進を図ります。

また、エネルギー消費量の見える化を行うことで、二酸化炭素排出量の把握にもつなげます。

プロジェクト2 再生可能エネルギーの導入促進

本町では、住宅に太陽光発電システムを設置した町民に対して、補助金を交付しています。この補助金により、令和5（2023）年度までに93件の太陽光発電システムが町内に設置されました。今後もこの補助を継続し、町全体への再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

プロジェクト3 ごみ排出量削減への取組

町民や事業者と連携しながら、日常的に「ごみの発生」に対する意識づけ・気遣いの気風を醸成し、ごみ排出量削減への取組を推進します。

○ごみの発生・排出抑制

「福島県環境アプリ」の利用促進や、4R運動の推進により、ごみの分別方法や家庭や事業活動に伴うごみの排出削減について普及啓発を行うとともに、多様なリサイクル活動の実施についても働きかけます。

また、可燃ごみの多くの割合を占めるのが生ごみであることから、浅川町ごみ減量用器材購入費補助金の活用を推進し、ごみの減量化を図ります。

○食品ロスの削減

食品ロス削減のための家庭での取組について、広報誌等で紹介し、食品ロス削減の推進を図ります。



第 7 章 計画の推進体制・進捗管理

7-1 推進体制

計画の推進にあたっては、国、県、他自治体、町民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、図 7-1 に示すように町民、事業者等で組織する「浅川町ゼロカーボン推進協議会」を設置し、計画の進捗状況を毎年度報告、評価します。結果については、町のホームページ等で公表を行い、町民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、庁内横断的組織である「浅川町地球温暖化対策推進本部」において新たな施策や事業の拡充を検討します。

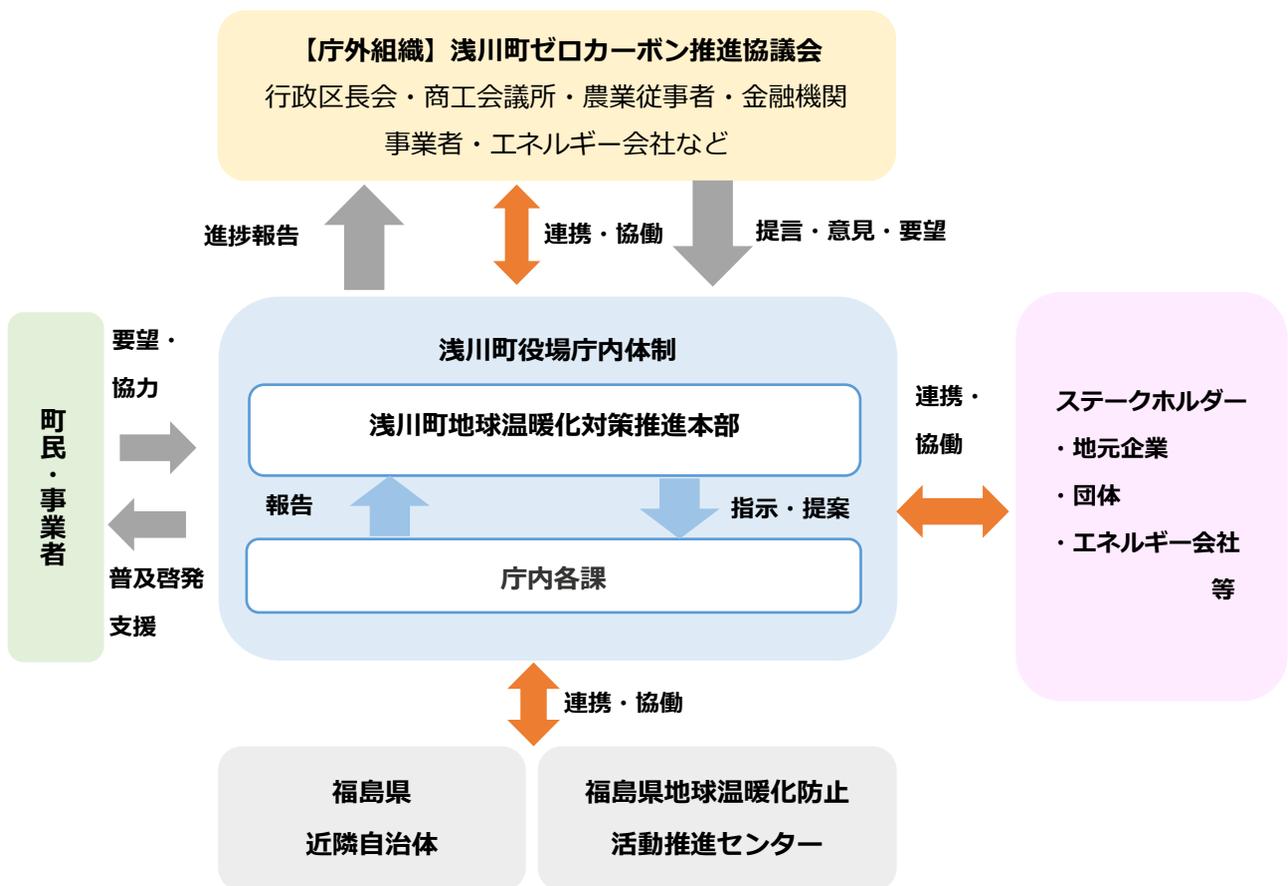


図 7-1 計画の推進体制

7-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。



図7-2 PDCA サイクル



資料編

1 浅川町ゼロカーボン推進協議会設置について

(1) 浅川町ゼロカーボン推進協議会設置要綱

浅川町ゼロカーボン推進協議会設置要綱

令和6年9月13日

訓令第19号

(設置)

第1条 2050年までに浅川町における二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、町民、事業者、行政及び関係団体等が一体となって取組を推進するため、浅川町ゼロカーボン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) カーボンニュートラルの実現を推進するための計画の策定及び推進に関する事項
- (2) その他脱炭素によるまちづくりの推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 住民代表者
- (2) 関係団体及び事業関係者
- (3) 知見を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員が互選により定める。

3 副会長は、会長の指名する者をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長互選前の会議について

は、町長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(アドバイザー)

第7条 第3条に規定する委員のほか、協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、協議会の所掌事項について専門的な知識又は経験を有する者とする。
- 3 アドバイザーは、会長の求めに応じて協議会に出席し、助言又は協力を行うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、住民課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 協議会の委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年浅川町条例第10号）に規定するところにより支給する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が会議に諮り定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

順不同

役職名	所 属	所属役職	氏 名
会 長	浅川町経営者協会	会 長	川音 周次
副会長	浅川町商工会	事 務 局 長	金澤 俊夫
委 員	浅川町行政区長会	会 長	生田目善男
"	浅川町農業委員会	会 長	白川 清一
"	夢みなみ農業協同組合 浅川支店	支 店 長	近藤 強
"	大同信号 株式会社 浅川事業所	事 業 所 長	吉田 智仙
"	有限会社 丸川製作所	代表取締役	緑川 健一
"	東邦銀行 浅川支店	支 店 長	佐々木貴司
"	白河信用金庫 浅川支店	支 店 長	永山 好子
"	東北電力ネットワーク株式会社 白河電力センター	所 長	三上 寛

2 浅川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定経過

（1）浅川町ゼロカーボン推進協議会の開催状況

開催日	審議内容
令和6年11月5日（月）	浅川町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定方針
令和6年12月17日（火）	計画書最終案の確認

（2）アンケート実施状況

浅川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）住民アンケート結果

アンケート期間	令和6年8月23日(金)～9月13日（金）
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の住民1,000名
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	489件・48.9%

浅川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）事業者アンケート結果

アンケート期間	令和6年8月23日(金)～9月13日（金）
調査対象	浅川町内事業者 100社
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	53件・53%

（3）パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和7年2月28日(金)～3月14日（金）
周知方法	浅川町のホームページ
閲覧場所	浅川町のホームページ、住民課窓口
結果	意見等の提出はありませんでした。

3 二酸化炭素排出量の算定方法

第4章に記載の二酸化炭素排出量の推計に係る算定方法を示します。

(1) 現状の二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータを用いて現状の二酸化炭素排出量を算定しています。「自治体排出量カルテ」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

自治体排出量カルテによる部門別算定方法

部門	推計方法
産業部門 (製造業)	製造業から排出される CO ₂ は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の製造業炭素排出量} / \text{都道府県の製造品出荷額等} \times \text{市区町村の製造品出荷額等} \times 44 / 12$
産業部門 (建設業・鉱業)	建設業・鉱業から排出される CO ₂ は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の建設業・鉱業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
産業部門 (農林水産業)	農林水産業から排出される CO ₂ は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の農林水産業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
業務その他部門	業務その他部門から排出される CO ₂ は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の業務その他部門炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
家庭部門	家庭部門から排出される CO ₂ は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の家庭部門炭素排出量} / \text{都道府県の世帯数} \times \text{市区町村の世帯数} \times 44 / 12$
運輸部門 (自動車)	運輸部門(自動車)から排出される CO ₂ は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計 <推計式>

	市区町村の CO ₂ 排出量 = 全国の自動車車種別炭素排出量 / 全国の自動車車種別保有台数 × 市区町村の自動車車種別保有台数 × 44 / 12
一般廃棄物	<p>一般廃棄物から排出される CO₂は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計</p> <p>環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver4.8）」（令和 4 年 1 月）に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77 (t-CO₂/t)」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29 (t-CO₂/t)」を乗じて推計</p> <p><推計式></p> <p>市区町村の CO₂排出量 = 焼却処理量 × (1 - 水分率) × プラスチック類比率 × 2.77 + 焼却処理量 × 全国平均合成繊維比率 (0.028) × 2.29</p>

（２）二酸化炭素排出量の将来推計（現状すう勢（BAU）ケース）

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年と目標年の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。（BAU 排出量 = 現状年排出量 × 目標年活動量 ÷ 現状年活動量）

なお、目標年の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計し、外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

部門別の活動量の推計方法

部門		推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額について、平成 24（2012）年度から令和 3（2021）年度の 10 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の製造出荷額を予測
	建設業・ 鉱業	従業者数について、平成 21（2009）年度から令和 6（2024）年度 [*] の 16 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の従業者数を予測
	農林水産業	従業者数について、平成 21（2009）年度から令和 6（2024）年度 [*] の 16 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の従業者数を予測
家庭部門		世帯数について、平成 24（2012）年度から令和 3（2021）年度の 10 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の世帯数を予測
業務その他部門		従業者数について、平成 21（2009）年度から令和 6（2024）年度 [*] の 16 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の従業者数を予測
運輸部門	自動車	自動車保有台数について、平成 24（2012）年度から令和 3（2021）年度の 10 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の自動車保有台数を予測
廃棄物		一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成 24（2012）年度から令和 3（2021）年度の 10 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の二酸化炭素排出量を予測

^{*}経済センサス調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和 6（2024）年度までは令和 2（2020）年度と同数値で推移すると仮定。

5 気候変動の将来予測及び影響評価

(1) 将来予測される影響

国の気候変動影響評価報告書や県の気候変動適応計画を基に、気候変動が 21 世紀末（2100 年頃）に本町へ及ぼす影響について分野ごとに整理を行いました。

ア 農業・林業

項目	予測される影響
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲：出穂後の高温遭遇による高温登熟障害のリスクの増加。高温障害による一等米比率の低下は全国的に予測あり。 ・ 野菜等：露地野菜・花き及び施設野菜・花きとも、奇形果実や花落ち等による収量の減少。 ・ 果樹：気温上昇等により、果実品質の低下や気象災害の増大。落葉果樹の晩霜害が増加傾向。 ・ 小麦：冬季及び春季の気温上昇により、出穂期の前進がみられ、生育期間が短縮する傾向。 ・ 畜産：気温上昇による畜産物の品質や生産量の低下、飼料作物の品質・収量の低下。 ・ 病害虫・雑草等：害虫被害の拡大。米を食害するカメムシ（アカスジカスミカメ）の世代数が 2040 年頃に現在より 1 世代増加する可能性。 ・ 農業生産基盤：洪水の増加などによる、農村が有する水源涵養などの多面的機能を保全する地域の取組の変化や、農作物・農業用施設等の被害を未然に防止するため、ため池を始めとする農業用水利施設における管理体制の強化が必要。
林業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気温上昇による大気の乾燥化等を通して、スギ人工林の成長に影響。

イ 水環境・水資源

項目	予測される影響
水環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気温上昇により、ダム等において植物プランクトンが増加し、水質が現在よりも悪化。
水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨が発生する一方、年間の無降水日の増加による渇水の増加も懸念。 ・ およそ 100 年あたり 10 日程度の割合で無降水日が増加傾向。

ウ 自然生態系

項目	予測される影響
陸域生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物種：植物種が変化することによる生物多様性の損失。平均気温の上昇等により、高山植物等への影響が懸念 ・ 動物群：降雪量の減少に伴うニホンジカ、イノシシ等の生息域の拡大や生息数の増加による農林業等への被害拡大。 ・ 生物季節：気温上昇によりカエデの紅葉日や桜の開花日が変化し、開花から満開までの日数減少などによる観光への影響が懸念。

工 自然災害

項目	予測される影響
河川	・洪水：大雨の発生数及び降雨量が増加。
山地	・大雨の発生数及び降雨量の増加により、山地や斜面周辺地域で、斜面崩壊等の土砂災害の増加。

オ 健康

項目	予測される影響
暑熱	・熱中症：県内の熱中症患者搬送者数は、増減はあるものの増加傾向。また、熱中症は高齢者の発生率が高いことから、高齢者割合の高い農林水産業従事者において、より増加が懸念。 人間が気温上昇に対し適応しなかった場合、熱ストレスによる死亡数が増加。
感染症	・節足動物媒介感染症：デング熱等のウイルスを媒介するヒトスジシマカの分布可能域拡大。ヒトスジシマカやネッタシマカの活動域が拡大することによって、蚊が媒介する感染症であるデング熱やジカウイルス感染症が国内でも拡大するおそれ。
その他	・光化学オキシダント濃度が上昇する可能性。

カ 産業・経済活動

項目	予測される影響
エネルギー	・強い台風等による、県内の再生可能エネルギー発電設備への被害に伴う発電停止や、建設が進められている発電設備の進捗遅れ。
製造業	・自然災害等によるサプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下、経済活動の停滞。

キ 国民生活・都市生活

項目	予測される影響
都市インフラ・ライフライン等	・気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加。

(2) 浅川町における気候変動影響評価

第3章における気象状況の調査結果や国、福島県の情報を基に、本町における気候変動の影響を評価しました。本計画においては、町への影響度が「A」の項目について適応策を講じることとしました。表中における記号について凡例は以下のとおりです。

【凡例】

・国の影響評価

重大性：特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」

緊急性、確信度：高い「●」、中程度「▲」、低い「■」

・町への影響度

A：国・県の影響評価でいずれも重大性が●、緊急性・確信度が●であるもの

B：国・県の影響評価で重大性・緊急性・確信度のいずれかが◆、▲、■であるもの

C：県の評価で影響が確認されていない、確認されているが本町に当該地域特性がないもの

分野・項目			国の評価			福島県の評価			町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	重大性	緊急性	確信度	
農業・林業・水産業	農業	水稻	●	●	●	●	●	●	A
		野菜等	◆	●	▲	◆	●	▲	B
		果樹	●	●	●	●	●	●	A
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	●	▲	▲	B
		畜産	●	●	▲	●	●	▲	B
		病害虫・雑草等	●	●	●	●	●	●	A
		農業生産基盤	●	●	●	●	●	●	A
		食料需給	◆	▲	●				C
	林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲	●	●	▲	B
		特用林産物(きのこ類等)	●	●	▲				C
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲	●	●	▲	C
		増養殖業	●	●	▲	●	●	▲	C
		沿岸域・内水面漁場環境等	●	●	▲	●	●	▲	C
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	●	▲	▲	B
		河川	◆	▲	■	◆	▲	■	B
		沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲	◆	▲	▲	C
	水資源	水供給(地表水)	●	●	●	●	●	●	A
		水供給(地下水)	●	▲	▲				C
		水需要	◆	▲	▲				C
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯	●	●	▲	●	●	▲	B
		自然林・二次林	●	●	●				C
		里地・里山生態系	◆	●	■				C
		人工林	●	●	▲				C
		野生鳥獣の影響	●	●	■	●	●	■	B
		物質収支	●	▲	▲				C
	淡水生態系	湖沼	●	▲	■				C
		河川	●	▲	■				C

		湿原	●	▲	■				C
	沿岸生態系	亜熱帯	●	●	●				C
		温帯・亜寒帯	●	●	▲				C
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■				C
	その他	生物季節	◆	●	●				C
		分布・個体群の変動	●	●	●				C
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	●	▲	■				C
		沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等	●	●	▲				C
		サンゴ礁による Eco-DRR 機能等	●	●	●				C
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等	●	▲	■				C
自然災害・沿岸域	河川	洪水	●	●	●	●	●	●	A
		内水	●	●	●				C
	沿岸	海面水位の上昇	●	▲	●				C
		高潮・高波	●	●	●				C
		海岸侵食	●	▲	●	●	▲	●	C
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	●	●	●	A
	その他	強風等	●	●	▲				C
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◆	▲	▲				C
	暑熱	死亡リスク等	●	●	●				C
		熱中症等	●	●	●	●	●	●	A
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲				C
		節足動物媒介感染症	●	●	▲	●	●	▲	B
		その他の感染症	◆	■	■				C
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲	◆	▲	▲	B
		脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	▲				C
		その他の健康影響	◆	▲	▲				C
経済活動 産業・	製造業	-	◆	■	■	●	▲	▲	B
	食品製造業	-	●	▲	▲				C

	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲	◆	■	▲	B
	商業	-	◆	■	■				C
	小売業	-	◆	▲	▲				C
	金融・保険	-	●	▲	▲				C
	観光業	レジャー	◆	▲	●				C
	自然資源を活用したレジャー業	-	●	▲	●				C
	建設業	-	●	●	■				C
	医療	-	◆	▲	■				C
	その他	海外影響	◆	■	▲				C
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	●	●	●	●	●	●	A
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節・伝統行事、地場産業等	◆	●	●				C
	その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●				C

あ 行

●一酸化二窒素 (N₂O)

数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。二酸化炭素 (CO₂) やメタン (CH₄) といった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、温室効果は二酸化炭素の 265 倍。燃料の燃焼、工業プロセス等が排出源となっている。

●ウォームビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、20℃以下の室温でも重ね着やひざ掛けの利用等により冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●エコアクション 21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム (EMS)。一般に「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めている。

●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す仕組み。

●エコドライブ

温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。

●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃) の 7 種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

か 行

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●渇水

河川の管理を行うに当たり、降雨が少ないこと等により河川の流量が減少し、河川からの取水を平常どおり継続するとダムが貯水が枯渇すると想定される場合等に取水量を減ずる、いわゆる「取水制限」を行うなど、利水者が平常時と同様の取水を行うことができない状態。

●活動量

一定期間における生産量、使用量、焼却量等、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する施行令 (平成 11 年政令第 143 号) 第 3 条第 1 項に基づき、活動量の

指標が定められている。具体的には、燃料の使用に伴う CO₂の排出量を算定する場合、ガソリン等の燃料使用量が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴う CO₂の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量が活動量になる。

●家庭エコ診断

効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくために、地球温暖化や省エネ家電等に関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを行うこと。

●環境配慮型商品

環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品のこと。

●環境ラベル

製品やサービス等の環境的側面を購入者に伝える文言やシンボル、図形、図表等のこと。

●気候変動適応法

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。

●京都議定書

1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された、気候変動への国際的な取組を定めた条約。

●クールビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、室温を 28℃に管理する、

執務中の軽装等様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●コージェネレーション

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

現在主流となっているのは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房等に利用している。

●国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）

平成 27（2015）年 11 月 30 日から 12 月 13 日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議であり、協議を重ねた結果新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。

さ 行

●再生可能エネルギー

石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

●産業革命

18 世紀半ばから 19 世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●三フッ化窒素（NF₃）

常温常圧では無色、無臭の気体。有害で、助燃性がある。二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、クロロフルオロカーボン（CFC）等とともに温室効果ガスの一つ。温室効果の強

さは二酸化炭素を1とすると、三フッ化窒素では約16,100倍。

●次世代自動車

「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指しており、環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。

●自治体排出量カルテ

環境省が作成した全国の自治体の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等をまとめたデータ。

●修正特化係数

地域の特定の産業の相対的な集積度を見る係数。1以上であれば全国平均より高いことを意味する。

●省エネ診断

省エネの専門家がビルや工場等の電力、燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネの取組について、その結果を診断報告書として提出する。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●森林環境譲与税

市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てるために国から譲与される税金のこと。

●水素エネルギー

水素と酸素を反応させることで得られるエネルギーのこと。

●スマート農業

ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業のこと。

●スマートムーブ

通勤や通学、買い物や旅行等日々の暮らしの中での移動について、地球温暖化の原因の一つとされる二酸化炭素の排出量の少ない方法を選択することで、「移動」を「エコ」にするライフスタイルのこと。

●スマートメーター

毎月の検針業務の自動化や電気使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと。スマートメーターの導入により、電気料金メニューの多様化や社会全体の省エネ化への寄与、電力供給における将来的な設備投資の抑制等が期待されている。

●ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨とする首長が公表した地方自治体のこと。

た 行

●脱炭素経営

気候変動対策（脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●脱炭素社会

実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会のこと。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。

●地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

●地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気と地中の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。

●地熱発電

地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法で、火山地帯に多く、活動できるエリアが限られる。

●中小水力発電

水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。出力 10,000kW～30,000kW 以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。

●デコ活

二酸化炭素を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

●電力排出係数

電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素の量を推し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。

な 行

●内水

洪水に対し、堤防の内側、すなわち市街地内を流れる側溝や排水路、下水道等から水が溢れる水害のこと。

は 行

●パーフルオロカーボン（PFC）

フッ素と炭素だけからなる、オゾン層を破壊しないフロン。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約6,630倍。

●バイオ炭

生物資源を材料とした、生物の活性化及び環境の改善に効果のある炭化物のこと。

農地や林地、公園緑地等に大量に施用又は埋設することによって、安定度の高い炭素を長期間土壌や水中に封じ込めることが可能となり、地球温暖化対策としても活用が期待されている。

●バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

●バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス（再生可能な生物資源）を原料として発電を行う技術のこと。

●ハイドロフルオロカーボン（HFC）

フッ素と炭素等の化合物で、オゾン層を破壊しないフロン。冷媒や発泡剤等に使用されている。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

●パリ協定

温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成27（2015）年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された。発効に必要な要件を満たしたことで、平成28（2016）年11月4日に発効された。

●ポテンシャル

「可能性」という意味。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの場合、全資源エネルギー量から「現在の技術水準では利用が困難なものと種々の制約要因（土地用途、法令、施工等）を満たさないもの」を除いたもの。

ま 行

●メタン（CH₄）

天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約28倍。

ら 行

●ライフライン

日常生活に必須な社会インフラのこと。元々の英語（lifeline）の意味は「命綱」だが、日本では、電気・ガス・水道（上水道、下水道）等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送（交通）システム等、生活や生命の維持に必要なものが該当する。

●レジリエンス

「回復力、復元力、弾力性」といった意味の単語で、災害時には、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。

●六フッ化硫黄（SF₆）

無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約23,500倍。

数字・アルファベット

●30・10（さんまる・いちまる）運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き10分前になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しむというもの。一人一人が「もったいない」を心がけ、楽しく美味しく宴会を楽しみ、食品ロスを削減する取組。

●4R+Renewable

「Refuse（ごみ発生の回避）」、「Reduce（ごみの抑制）」、「Reuse（再利用の推進）」、「Recycle（再資源化の推進）」の4つの頭文字「R」と再生資源代替の推進（Renewable）を組み合わせたごみを減らすためのキーワード。

●BAU（ビーエーユー、現状すう勢ケース）

「Business As Usual」の略称。今後、削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量であり、現状年度の排出量を基に、将来の人口や製造品出荷額の予測等の指標から算定する方法。

● BEMS (ベムス)

「Building Energy Management System (ビルエネルギーマネジメントシステム)」の略称で、建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、省エネルギーに役立てる管理システムのこと。

● COP (コップ)

「Conference of the Parties (締約国会議)」の略で、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。

● EMS (エネルギーマネジメントシステム)

工場やビル等の施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための活動を支援するためのシステム。

● EV (イーブイ)

「Electric Vehicle (電気自動車)」の略称で、自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

● FCV (エフシーブイ)

「Fuel Cell Vehicle (燃料電池車)」の略称で、水素を燃料とし、走行時に二酸化炭素を排出しない自動車。

● FIT (フィット)

「Feed-in Tariff」の略で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

● FM 率 (Forest Management 率、森林経営率)

「森林経営 (適切に森林整備が行われている森林)」に該当する森林の面積の割合のこと。

● GX (ジーエックス)

「Green Transformation (グリーントランスフォーメーション)」の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。

● HEMS (へムス)

「Home Energy Management System (ホームエネルギーマネジメントシステム)」の略称。家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う管理システム。

● ICT (アイシーティー)

「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を経由して人と人をつなぐ役割を果たしている。

● IPCC (アイピーシーシー)

「Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル)」の略称で、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) によって設立された政府間組織。

● J-クレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量

や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

●Net Zero (ネットゼロ)

温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、正味の排出量をゼロにすること。排出量自体をゼロにすることではなく、温室効果ガスの除去や吸収の仕組みを導入することで、最終的に自然界に残る温室効果ガスをゼロにする。カーボンニュートラルと同義で使われる。

●PDCA (ピーディーシーエー) サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Action(見直し)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●PHEV (ピーエイチブイ)

「Plug-in Hybrid Electric Vehicle (プラグインハイブリッド自動車)」の略称。エンジンと駆動用モーターを搭載するハイブリッド車に外部電源から充電できる機能を備えている。

●RCP8.5 シナリオ

化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入せずに気候変動が進行した場合の想定のこと。

●REPOS (リーポス、再生可能エネルギー情報提供システム)

わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として 2020 年に開設したポータルサイト。

●SDGs (エスディーゼーズ)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための 17 の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林等に関するゴール(目標)が定められ、平成 29 (2017) 年 3 月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体が SDGs に取り組むためのガイドラインが策定されている。

●ZEB (ゼブ)

「Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称で、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

●ZEH (ゼッチ)

「Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称で、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1 年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

●ZEV (ゼブ)

「Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ビークル)」の略称で、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車等を指す。

浅川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

編集・発行 浅川町 住民課

〒963-6292

福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地

112 番地の15

TEL 0247-36-4124

発行 令和7（2025）年3月
